山梨県立富士山世界遺産センター　研究紀要
山梨県富士山総合学術調査研究　研究報告

世界遺産 富士山

World Heritage Fujisan

第6集 2022

目次

口絵・口絵解説

〔調査報告〕
富士山御中道の大沢越場について …… 村石　眞澄　7
富士御師が頒布した御影と牛王 …… 堀内　眞　23
明治末の富士登山ツアー …… 伊藤　昌光　33

〔資料紹介〕
食行身禄尊師遺物 …… 金子　誠司　51

〔講演録―世界遺産富士山講座―〕
登山記・登山案内図にみる富士山大宮・村山口の登拝　井上　卓哉 105

山梨県立富士山世界遺産センター

口絵１

甲駿国境からの富士

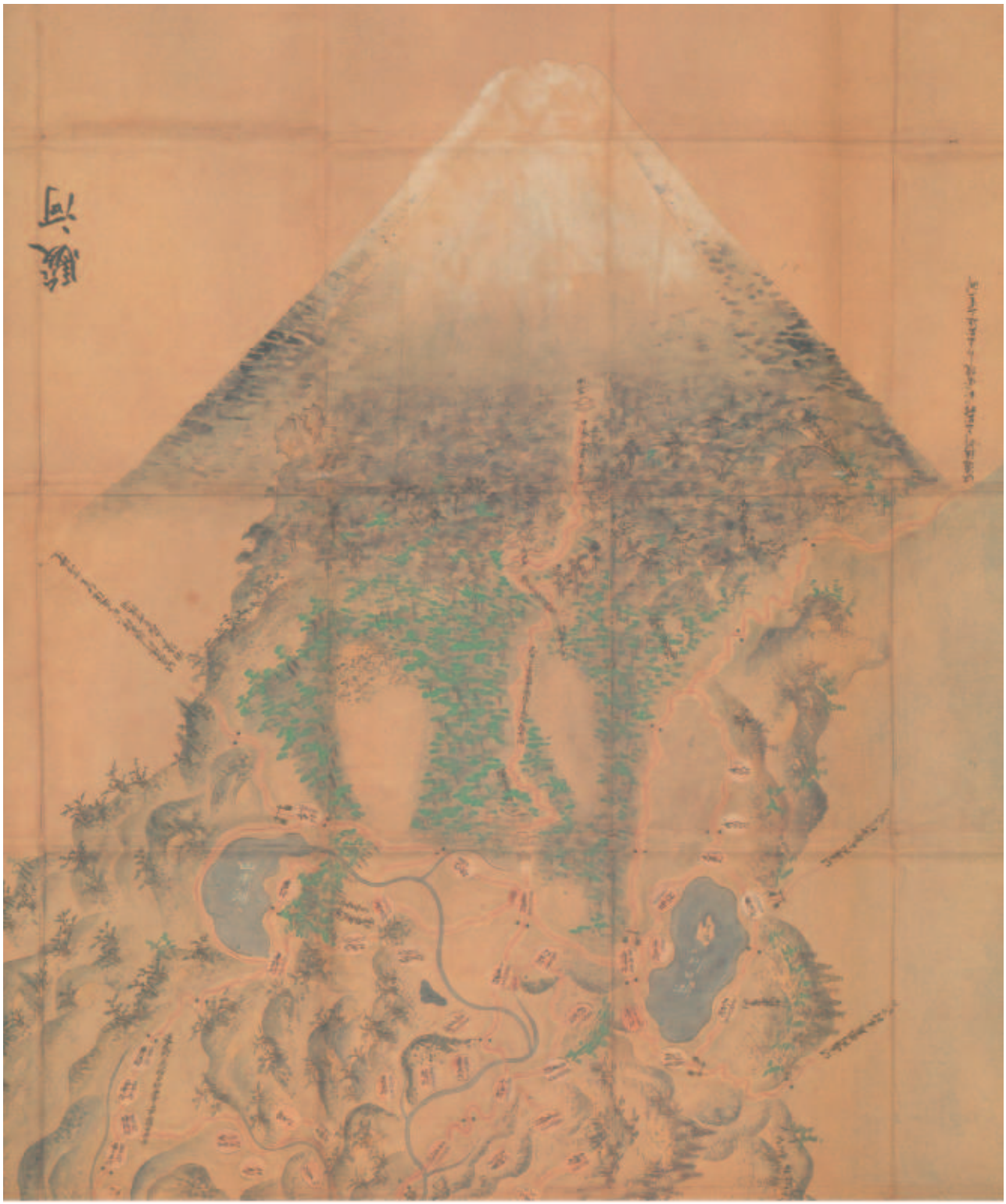

都留郡絵図（部分）
年未詳

公益財団法人
郡山城史跡・柳沢文庫保存会

口絵３

甲斐国絵図（部分）
年未詳　　国立公文書館

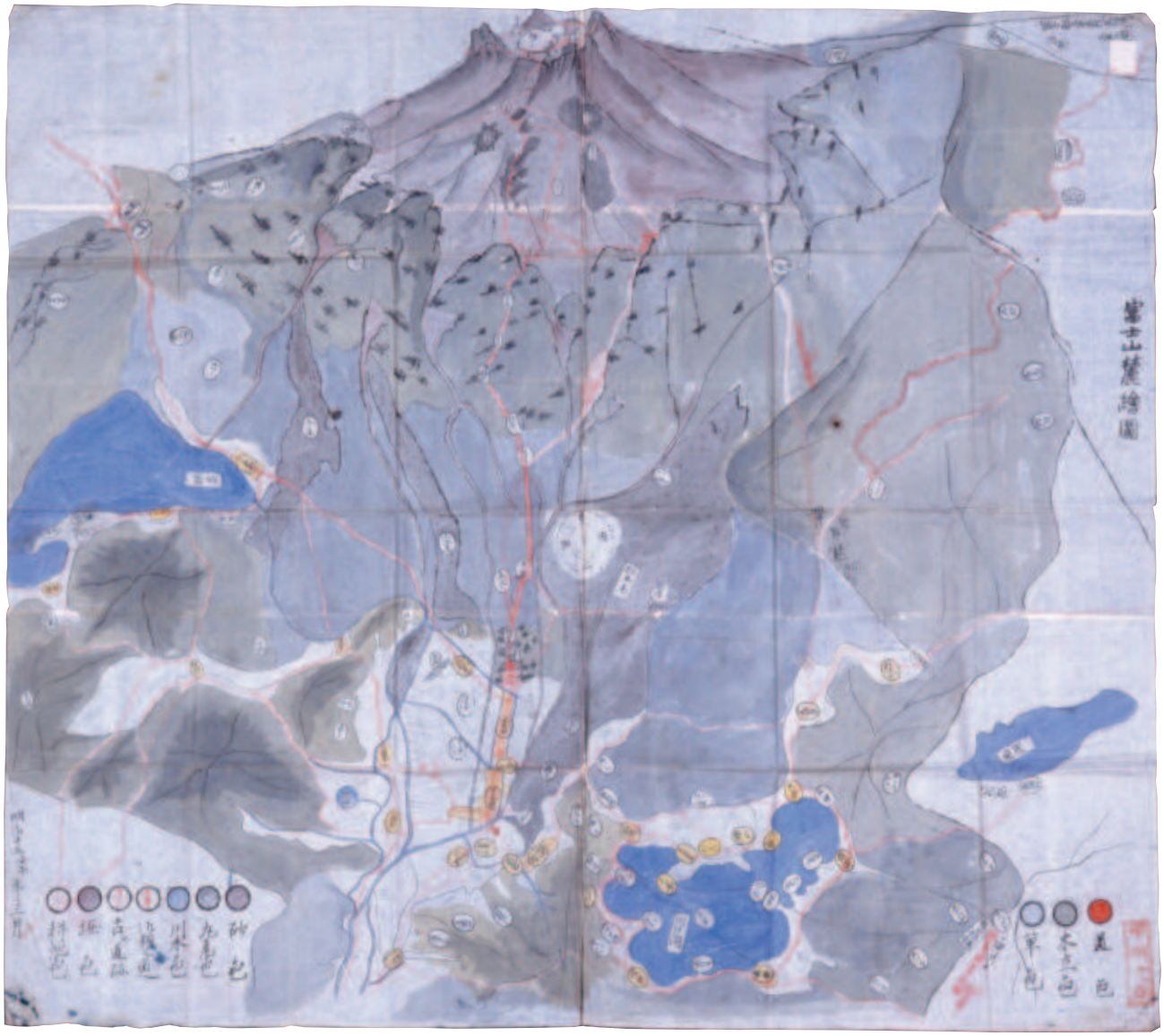

富士山麓絵図
明治15年（1882）

山梨県立博物館

口絵５

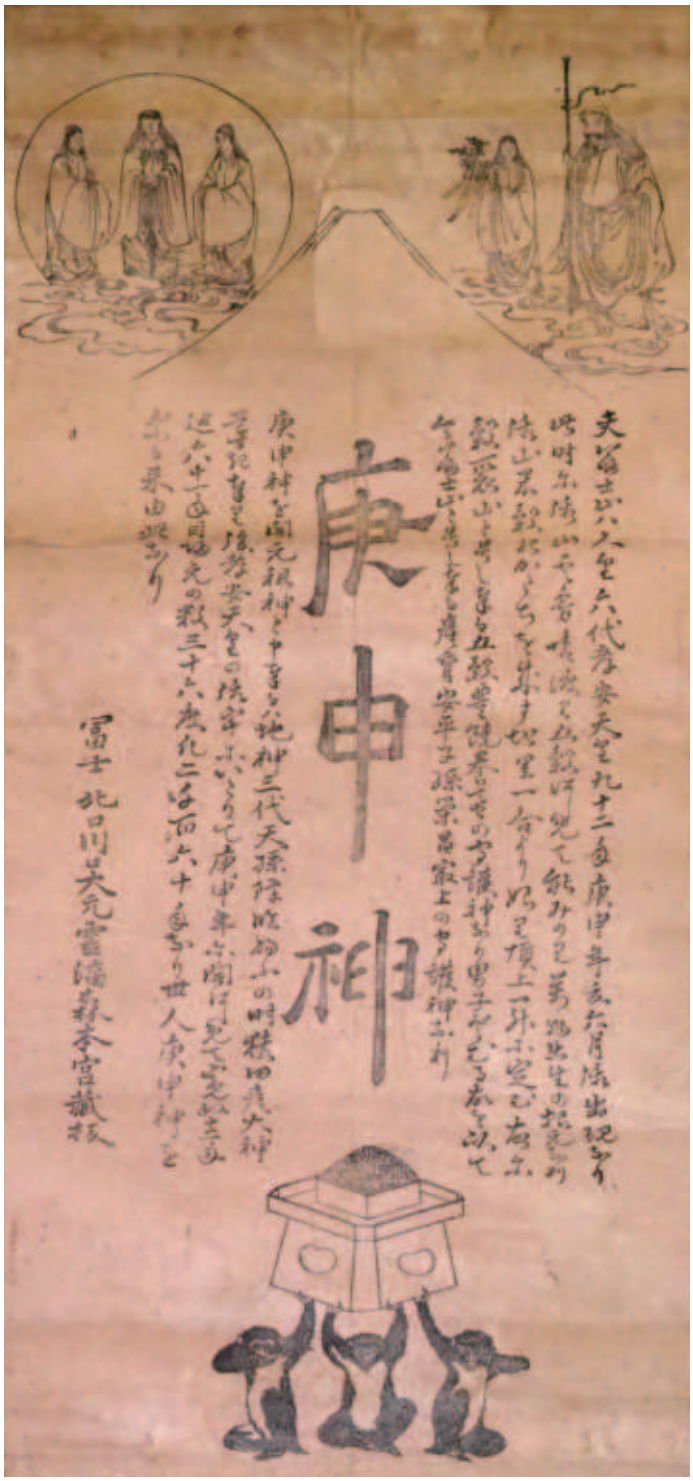

②「庚申神」軸
寛政12年（1800）

①「庚申」軸
寛政12年（1800）

ともに真光寺（長野県松本市）

④「庚申」軸
万延元年（安政７、1860）

③「庚申」軸
万延元年（安政７、1860）

ともに真光寺（長野県松本市）

⑥「庚申大神」軸
万延元年（安政７、1860）　ふじさんミュージアム

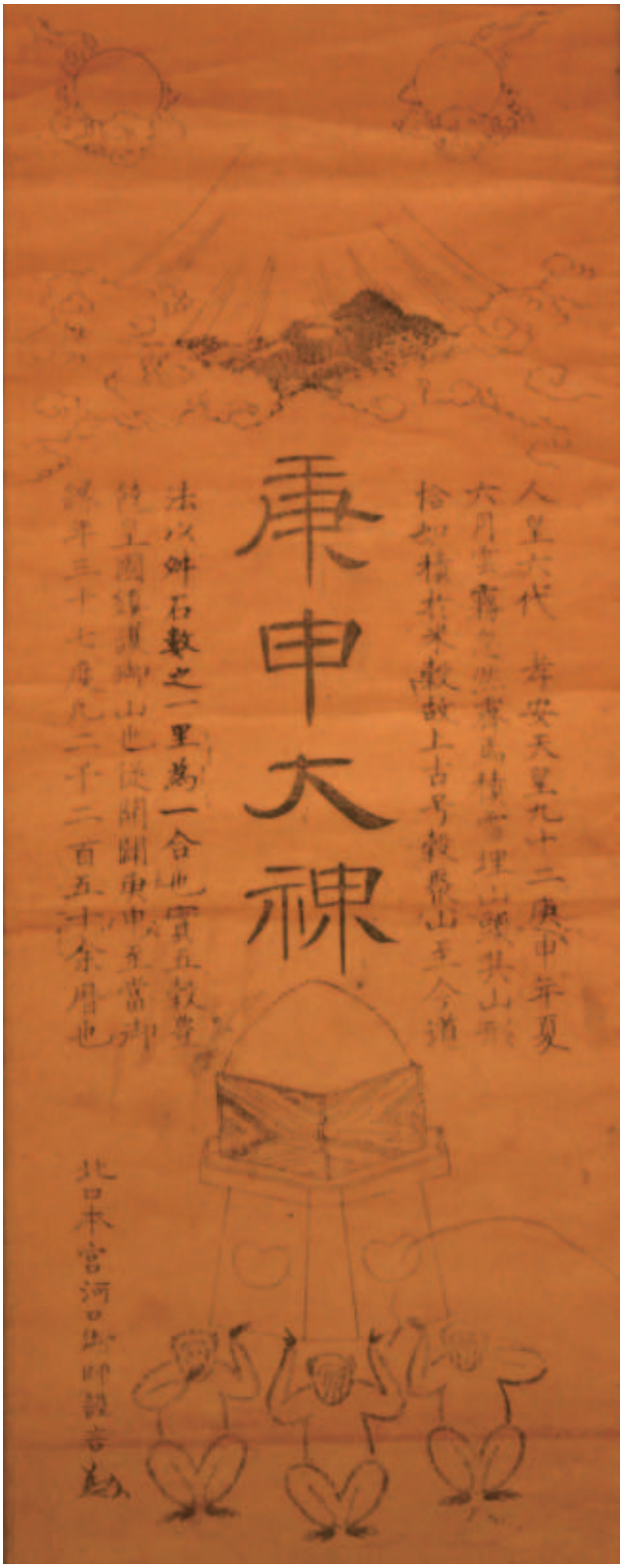

⑤「庚申大神」軸
万延元年（安政７、1860）　真光寺（長野県松本市）

①「牛王宝印」（富士山宝印）
年未詳　　個人

②「富士山宝印」（牛王宝印）
年未詳　　個人

口絵解説

1　甲駿国境からの富士

天神峠、七ツ尾へと至る国境に横たわる山塊を乗り越す鞍部から仰いだ富士山。手前の尾根は七ツ尾、松の木に隠れた山が大根山で、雪線下部の小富士へと続く。北斎が描いた「甲州三島越」はこの付近から眺めた景観を構図としたものか。

2　都留郡絵図（部分）

公益財団法人　郡山城史跡・柳沢文庫保存会　　年未詳

上側を南とする絵図の上方に位置する富士山部分を取り上げた。細身に高く立ち上がり、側部に凹凸がない富士山の表現など、その形状は正保国絵図に似ているが、それよりも先行する可能性もある。富士山内に「冨士浅間」「鈴原大日」「御室」「中宮」を表記する。裾野には山中湖と河口湖を対称に配置し、山中村に口留番所の木戸と、さらにその先の国境に峠を描くが、甲斐国の領域は駿河側からえぐられたように表現される。郡内領（都留郡）が柳沢氏の預地（あずかりち）であったことにより、同氏のもとに伝わったものであろう。なお、全図は『山梨県史』〔資料編8・近世1〕（一九九八年）の「付録」に収められている。本図もそこからの転載である。縦三〇〇・〇センチ×横一八二・〇センチ。

3　甲斐国絵図（部分）

国立公文書館　　年未詳

正保国絵図の模写であろう。北を上方とし、川筋・道路・村落のほか旧跡を記載している。北西端に八ヶ岳を置き、笛吹川・釜無川が下端へ流下する配置を取る。富士山を細身に高く描く手法は前掲の「都留郡絵図」（口絵2）に近似するが、反転して見ることになる。ここには、富士山および山麓部分を切り取って示した。山中湖の先、国境を越える街道には、「此道駿州須走村ニ出ル、伊豆三嶋海道、国境ゟ須走迄三拾壱町拾間」と註記される。『国絵図・郡絵図・村絵図―富士図との交流―』（富士吉田市歴史民俗博物館、二〇〇四年）に全容写真が収録される。縦三八二・〇センチ×横三五六・〇センチ。

4　富士山麓絵図

山梨県立博物館　　明治十五年（一八八二）

富士山は、山頂から山麓までを写実的に描く。木立・草地・砂地・丸尾（溶岩台地）に塗り分ける。山内には登山道や施設、伝承にともなう古道なども注釈入りで掲げている。方位は中央に記される。諏訪森から中ノ茶（屋）・馬ガイシ（馬返）を経て壱合目鈴原にかけて二重線が引かれ（「御願之道」）、ここに新道を整備する予定があったことが知られる。山中湖の西岸を駿河へと抜ける往還は、「峠」「国境」付近で二筋となる。古道と新道（籠坂新道）である。縦六八・〇センチ×横七九・〇センチ。

5～7　庚申軸

富士山ことに北面では、「富士山」や富士山の山容に阿弥陀三尊や三神が載り、下部に向き合う二猿を描く図様＝御影（みえい）が発展する。ここでは、こうした御影の派生型とみられる図葉（軸）を六点紹介する。庚申信仰と融合したもので、寛政十二年（一八〇〇）の庚申縁年を機に制作が始まったと考えられる。①～⑤は、いずれも信州に伝来したことから、同地に檀那（得意先）を多く抱えた川口御師（富士河口湖町河口）が頒布したものとみてよい。⑥はマクリ（捲）の状態で河口に伝来した。なお、米を高盛にした枡を三宝に載せ、これに三猿をあしらう図様は、従来「富士山枡形牛王」と呼称されている（小花波平六「富士御縁年の庚申掛軸と庚申塔」『あしなか』一六〇輯、一九七八年）。

①「庚申」軸

真光寺　　寛政十二年（一八〇〇）

寛政十二年の庚申縁年に富士御師（川口御師であろう）が配布した御影。「庚申」の文字に富士山の姿をかぶせ、右左に日月を置く。三猿が前方に控える三宝に、大枡に納めた米を載せ、その右左に「人王六代孝安天王御宇／庚申之年ヨリ／当寛政十二庚申歳迄／凡三十六度」と記し、下部に庚申の由来を加えている。木版、軸装。縦六一・三センチ×横二二・七センチ。

②「庚申神」軸　　真光寺

寛政十二年（一八〇〇）

①同様、寛政十二年の庚申縁年の御影。「冨士北口川口大元霊滴森本宮蔵板」とあり、河口浅間神社（富士河口湖町河口）で刷られたものであることが知られる。大書した「庚申神」の上位に富士山、その左側に三女神、右側に男神（猿田彦大神）・女神（木花開耶姫命）の各像を配す。「庚申神」の左右に庚申の由来を記す。下方には、三宝に高盛された米を持ち上げる三猿を描く。木版、軸装。縦六四・〇㌢×二九・〇㌢。

③「庚申」軸　　真光寺

安政七年（万延元、一八六〇）

木版、軸装。①を六十年後に改版したもの。収める木箱には、「庚申軸／西原／大西／仲間」と墨書される。縦六〇・八㌢×横二六・〇㌢。

④「庚申」軸　　真光寺

安政七年（万延元、一八六〇）

木版、軸装。③と同版。長きにわたり、提げられたままであったためだろうか、破損が著しい。上部を大きく欠損するほか、黒ずみ、剥離箇所も少なくない。現存部分の最大長は五三・二㌢、最大幅は二四・八㌢。

⑤「庚申大神」軸　　真光寺

安政七年（万延元、一八六〇）

木版。「三十七度」縁年＝万延元年に配布された庚申の御影。「庚申大神」の上には富士山の姿と日月、下部に高盛された米を戴く三宝を持ち上げる三猿を描く。「北口本宮河口御師謹言」から川口御師の頒布であることが知られる。花押の主すなわち頒布した御師の特定には至っていない。二〇二一年一〇月の調査では、存在を確認できなかったため、細井雄次郎氏（長野市立博物館）より写真の提供を受けた。

⑥「庚申大神」軸　　ふじさんミュージアム

安政七年（万延元、一八六〇）

⑤の参考図版として掲げた。「北口本宮河口御師謹言」の記載を欠くが、彩色を加えている。川口において一枚の版木から大量に刷られ、これを譲り受けた御師が、花押を加えたり、着色したりするなどして、自らの檀那（得意先）へ配布したのであろう。縦六八・〇㌢×横二五・五㌢。伊藤コレクション所収。『富士山の絵札―牛玉と御影を中心に―』（富士吉田市歴史民俗博物館、一九九六年）より転載した。

8　富士山宝印（牛王宝印）

牛王宝印とは、寺社が頒布した護符の一種で、戸口に貼ったり、木の棒に挟んで水田の水口に立てたりして、除災の守としたほか、紙背を起請文の料紙として用いた。富士山のものとしては、十六世紀にさかのぼる遺例が二件知られている（前掲『富士山の絵札』参照）。北面では、川口や吉田（富士吉田市上吉田）の御師が配布した。古くは料紙を横長に用いたが、後代には縦長とし「富士山宝印」「富士山牛王」と一行書するようになる。

①牛王宝印（富士山宝印）　　個人

年未詳

中央の「牛王」に三峰の富士山をかぶせ、その右左に「三国」「第一」を配している。「牛」の第四画に「喜多室川口□」と見えるほか、「王」の上部にも文様が認められるがはっきりしない。よく似た図様のものを川口御師額屋が頒布していた（前掲『富士山の絵札』）。本例も川口御師の頒布物であることは疑いないが、御師名までは明らかにできない。木版、縦二五・〇㌢×横三三・四㌢。料紙はごく薄い。

②富士山宝印（牛王宝印）　　個人

年未詳

「富士山宝印」に扁平な富士山をかぶせ、中央および左右に宝珠型の朱印を捺している。頒布者にかかわる情報は得られない。木版、縦一八・四㌢×横二六・四㌢と、①より小さいが、料紙はやや厚く白い。

序

平成二十八年（二〇一六）の開館以来、当センターでは、世界文化遺産としての富士山について、基本テーマ「富士山文化の広がりに関する調査研究」を継続して実施しています。また平成二十五年の世界遺産登録時にイコモス（国際記念物遺跡会議）より示された課題「下方斜面における巡礼路の特定」にも引き続き取り組んでいます。

イコモスからの課題に関して、本研究報告では、現地調査を基にした御中道の大沢越場、文献資料の検討から大宮・村山口の登拝（「富士山講座」の講演録）、および明治末の富士登山ツアーについてご寄稿いただきました。「巡礼路の特定」とともに、西国からの登拝者を視野に入れた「富士山文化の広がり」、近代の富士登拝の旅行ルートなどを対象としています。本年度の企画展（第一回「富士八海を巡る」、第二回「富士山への旅」）でも、巡礼路や富士山文化の広がりを意識し、そして登拝者の信仰に関わる行動について考察しました。トータルとして基本テーマや課題に応える試みとしてとらえていただければ幸いです。

また、令和四年（二〇二二）一月二十二日、国の文化審議会が、吉田に伝わる富士山信仰用具を国の重要有形民俗文化財に指定するよう答申しました。富士吉田市が収集や調査を進めていた資料は、四〇三九点を数えます。これにより富士山に対する信仰の研究の深化が望まれます。本報告では、この資料群の内に含まれる、江戸富士講に多大な影響を与えた食行身禄の遺物に関する資料を紹介しました。

いまだ新型コロナウイルスによる感染症の流行は予断を許さない状況ですが、当センターではより一層の調査研究の深化、およびその成果の発信について、精力的に取り組む所存です。末筆ながら本報告書にご寄稿いただきました皆さま、また当センターの調査研究活動に対してご協力をたまわった皆さまにあつく御礼申し上げるとともに、感染防止にご協力いただいた関係者各位に感謝申し上げます。

令和四年（二〇二二）三月

山梨県立富士山世界遺産センター　所長　秋道　智彌

凡　例

・本書は、令和三年度における、富士山総合学術調査研究委員会による調査・研究の成果をまとめたものである。

・本書の編集は、山梨県立富士山世界遺産センター調査研究スタッフ（堀内亨・金子誠司・堀内眞・根岸崇典）が行った。

・本書をまとめるにあたり、資料調査や資料掲載にかかわり、次の機関や各位に御協力をたまわった。

浅川　誠子　伊藤　勝文
富士河口湖町教育委員会　ふじさんミュージアム
下平　武　萩原　愛武　福澤　昭司　細井雄次郎
宮﨑　公夫　村山　滋
上野庚申講　国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所
真光寺　鈴渓資料館　東京大学総合図書館
梨木庚申講　西尾市岩瀬文庫
富士山かぐや姫ミュージアム　富士山興法寺村山浅間神社
富士市市民部文化振興課　富士宮市教育委員会

（敬称略、順不同）

第一部　調査報告

富士山御中道の大沢越場について

村石　眞澄

はじめに

御中道は北口（吉田口）登山道五合五勺（不浄ヶ岳）付近を起点に、時計廻りに富士山の中腹を巡るのを基本とする。富士講中にとって山頂をめざす「御頂上」に次ぐ修行「御中道」（中道巡）の場として不可欠な巡拝路であった。なかでも大沢崩を渡る「大沢越場」は、中道巡最大の難所で、修行の核心ともいえた。以前筆者は、御中道の全ルートについて報告を行ったが、[1]二〇二一年七月、大沢の両岸を現地踏査する機会に恵まれ、若干の知見を得たので、改めて大沢の越場について検討してみたい。

一　西口から大沢へ

御中道のうち、西口（大宮・村山口、富士山南西部）から大沢に至る部分には、道筋に変遷が見られる（図1）。まず、明治二十年（一八八七）測量の二万分の一地形図「富士山」に描かれた道だが、西口六合目の小屋跡から越場Aの南岸を目指して等高線にほぼ沿って水平に進み、大沢の縁に出て、そのまま越場Bの南岸に向かって降下している。これに対して、昭和三年（一九二八）測量の二万五千分の一地形図「富士山」は、小屋跡から約一キロメートル進んだところで、明治二万地形図の道を離れ、越場B南岸に直接向かうルートを表記する。また、小林義秀は〔日本地理大系〕別巻『富士山』（昭和六年・一九三一）所収の「富士山地形図」に、昭和三年測量の二万五千分の一地形図にほぼ近い道を描く。武田久吉は、同書のなかで、この道筋の変遷について次のように述べる。

幅の広い桜沢を過ぎると、樹林は漸く高く、殊にカラマツの喬木が増し来る。樹林にはシロシヤクナゲが多く、又ナ、カマド、ミネザクラ等の闊葉樹が混じて来る。やがて道は下り気味となつて、天ノ浮橋などいふ桟道を下り、遂に大沢南岸の拝場に達するのであるが、桜沢から大沢まで、徐行して二時程を要する。大沢の南岸には、雲切不動を祀り、これを拝み、気を鎮め、石の滝の合間を見て越すのであるが、近年は石の滝の危険も殆ど無くなり、又以前横断した一枚岩の大磐石も震災で破壊墜落してでもしまったのか、沢の中は至極歩きよくなった。

昔の中道は、四五年前迄の地形図に出て居た様に、大沢の左岸約二八〇米辺の所に通じ、此処から左岸の上を真直に今の越場まで下つたもので、この間がまた中々困難であつたらしい。

このように記したあと、「身禄の当時、何故かく高廻りしたかといふに、主として樹林に入るを避けたが為めで西南面から西面に於て最も高位置に上つて居る森林限界を辿つたものに相違ない」と植物学者にして登山家であった武田ならではの、傾聴に価する指摘を行っている。[2]

ここで、時代を遡って幕末期の文献をみてみよう。「富士山真景之図」（弘化四年・一八四七）は、以下のように記す。[3]

御中渡　（中略）

西ニ巡レハ、ムメヤウノ橋アリ、大キナル岩、谷間ニハサマル石ヲ云ナリ、少シ下レハ不動石アリ、是ハ大岩石立タルヱ不動ノ尊像彫ツケテ有ルヲ云、

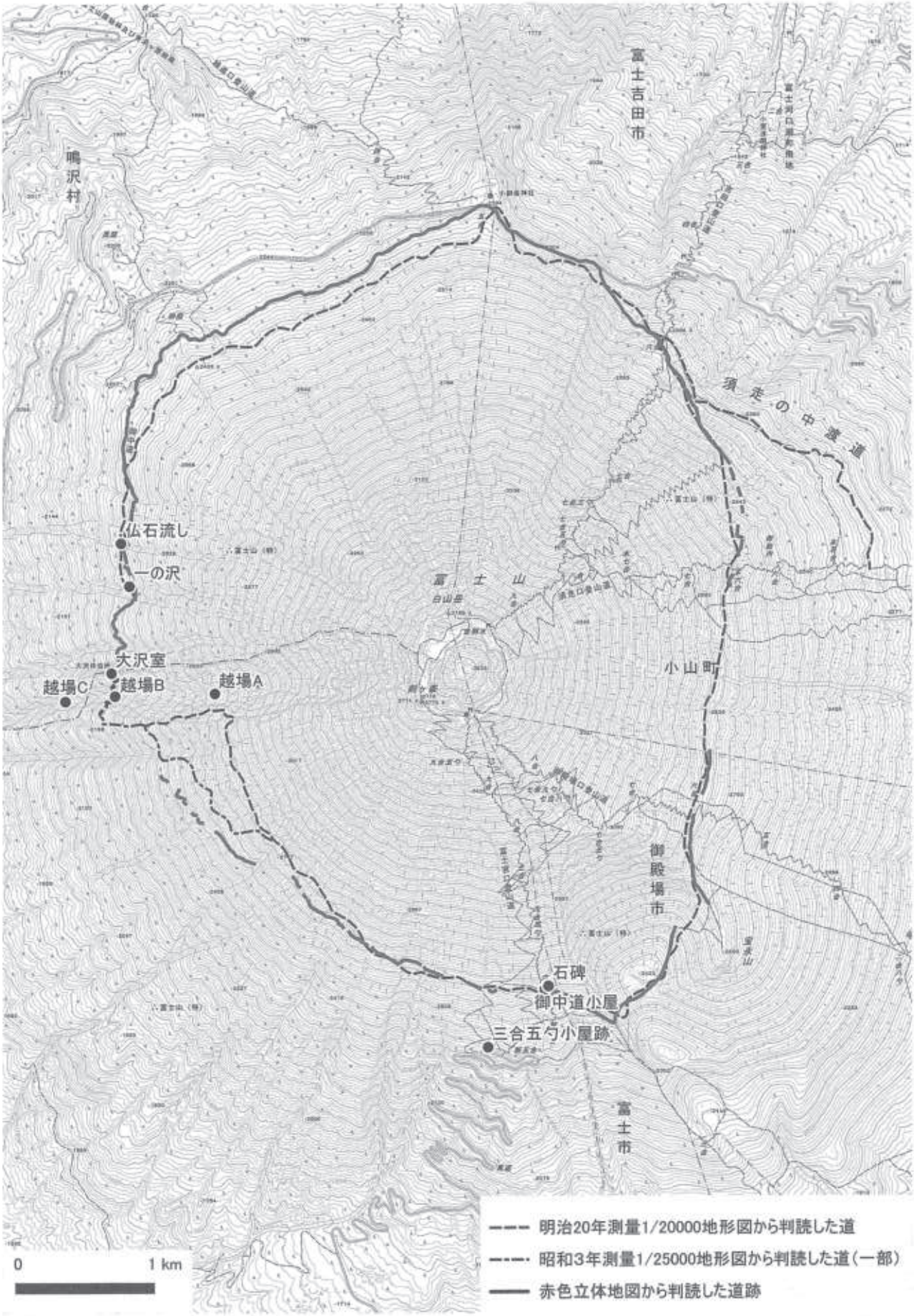

【図１】富士山御中道地形図

※地理院タイル［標準地図］に加筆

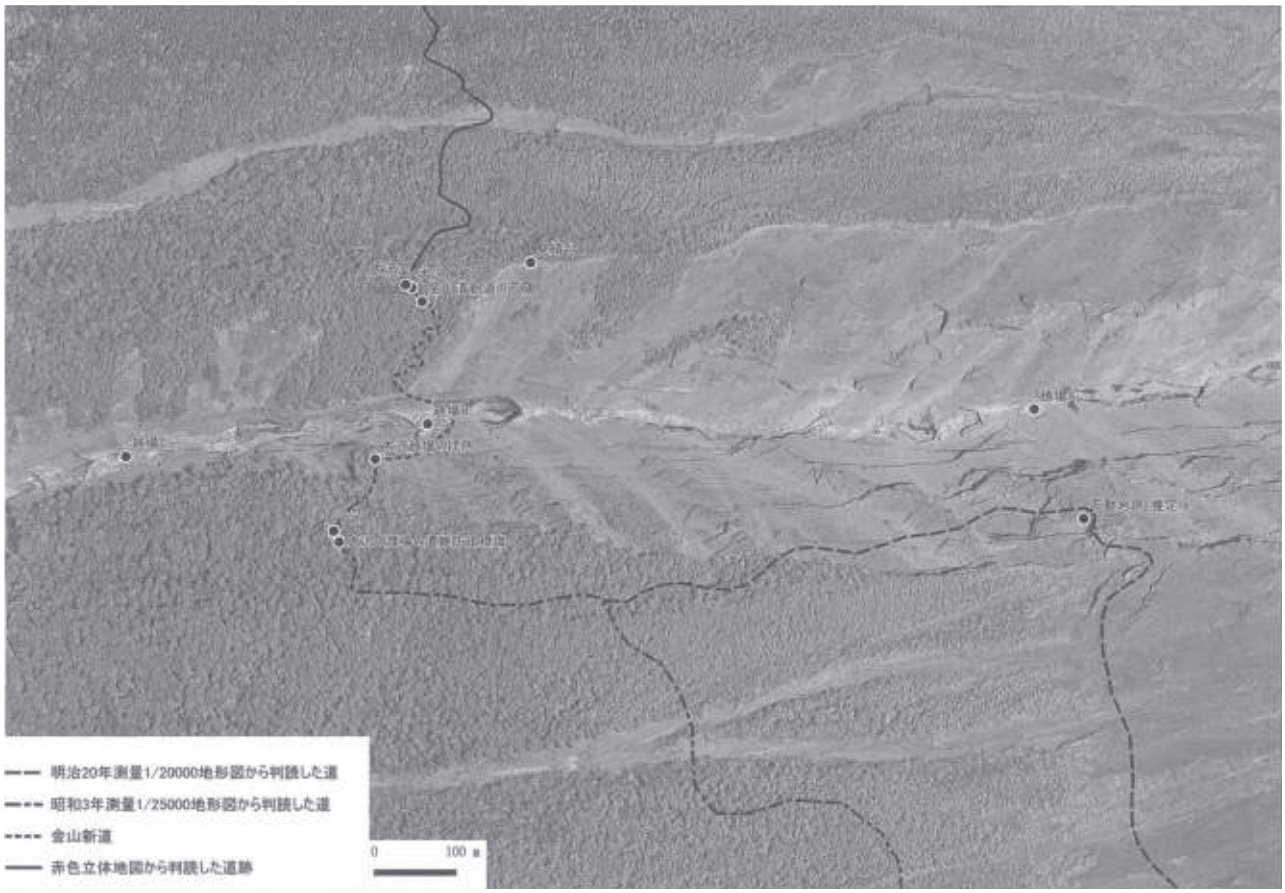

【図２】大沢衛星写真地図

※ Google Satellite Hybrid に加筆

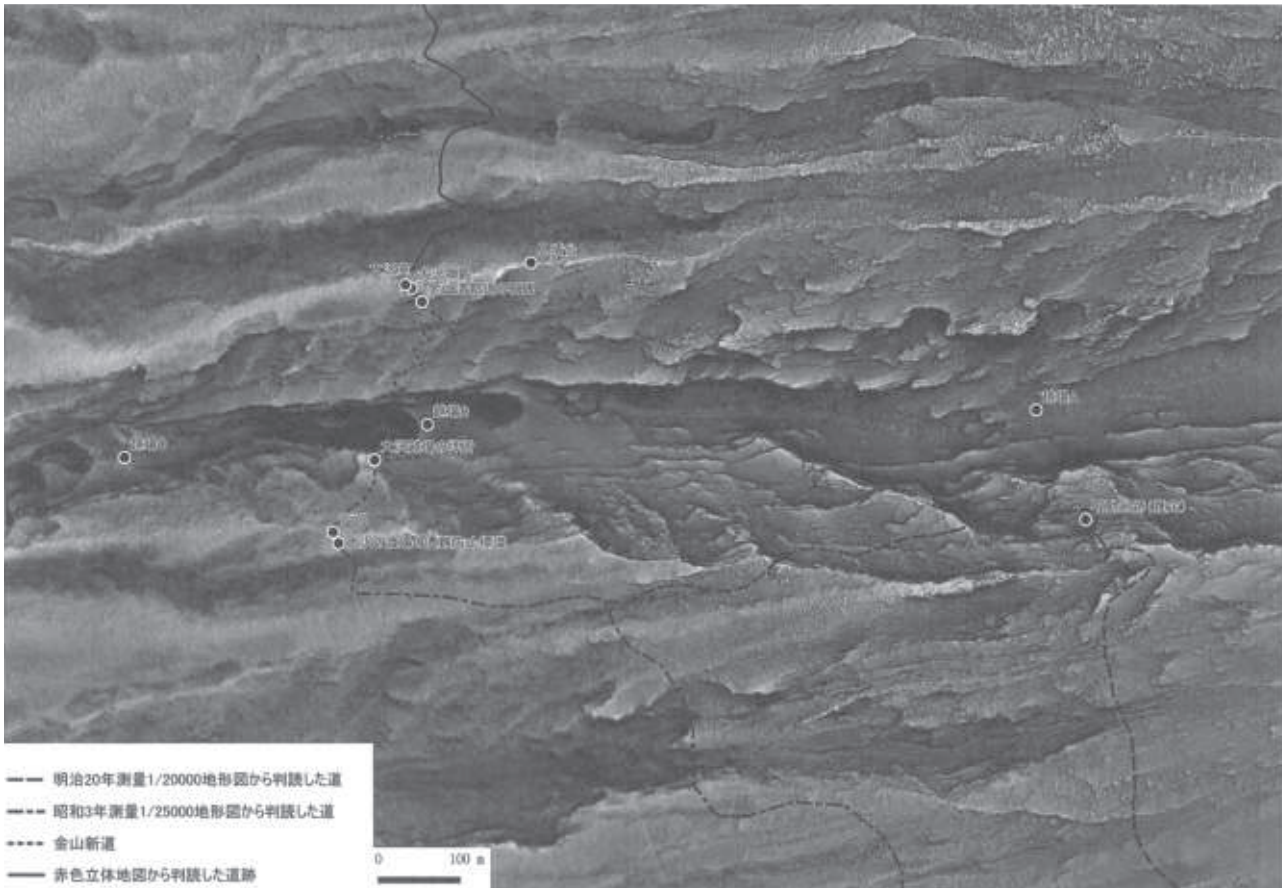

【図３】大沢赤色立体地図

※アジア航測株式会社　特許第3670274号、特許第4272146号に加筆

是ヨリ小松ノ木立ヲ二里ハカリ下ルナリ、大沢渕ナリ、
大沢ノ御前ト云、鳴沢トモ云、此所ヲ二ノ沢ト云、山ノ上ハ釈迦ノ割石トノ峰ノ間ヨリ駿州富士郡曠野マデ一条ノ凹沢ナカレテ、削ル如ク、大キナル石、砂石トモ転ヒ落ル声雷鳴ノ如ク、尚譬フルニ足ラス、小石落ル音ハ煙霧ノ中にニ有ルカ如シ、

北西から俯瞰した大沢を描く「御中渡巡リ西ノ方　大沢」と題する図葉をはさむが（写真1）、ここには北西方から俯瞰した大沢が描かれ、南岸に不動石、北岸には上から毘沙門石、カフト石（兜岩）、タルマ石（達磨石）が見える。不動石より小松の木立を二里ほど下ったところが大沢渕で、ここが「大沢ノ御前」あるいは「鳴沢」と呼ばれ、「二ノ沢」つまり二つ目の越場であったとする。

また、『富士山道知留辺』（万延元年・一八六〇）は、次のように記す。[4]

其所（西口三合五勺）より登りて、五合目より大沢の方を目当に行、このに鬼沢といふあり、又天の浮橋といふ石橋あり、これは数十丈の谷の上に渡せる一ツの大石にて、天造の石橋此道の奇観也、（中略）夫より大沢役行者の一の渡り不動岩といふ所に出、此所越がたき故に、下の方木立迄下りてこの処をこし、毘沙門岩を目当に登る、

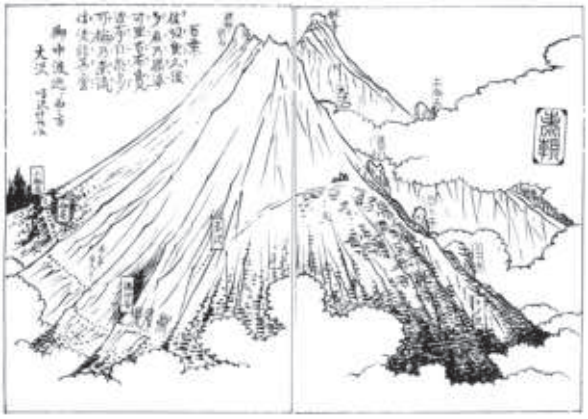

【写真１】「御中渡巡リ西ノ方　大沢」
（「富士山真景之図」、1848年）

これとほぼ同時期に、川口御師の中村上総（実名を秦一）が御中道の要所要所を描いた「富士山御中道図」を遺している。[5]その「御中道申方　大難所無明橋」と題する一葉には、大沢に架かる自然の石橋と、その前で祈る人物が描かれている（写真2）。これに続く「御中道西方　第一大難所大沢御前」では大沢の南岸に不動石を描く。岩の上には黄色に塗られた祠があり、その前に一人の道者が立っている。対岸には大きく金剛石を描いている（写真3）。

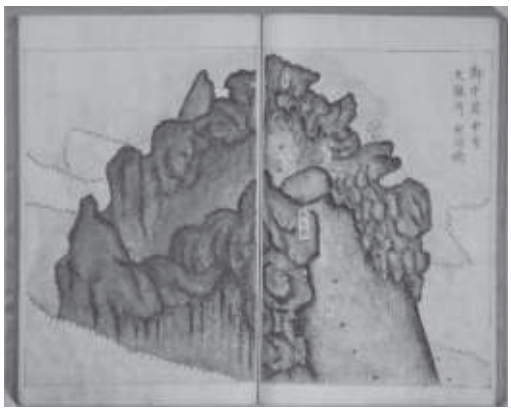

【写真２】「御中道申方　大難所無明橋」
（「富士山御中道図」、1862年）

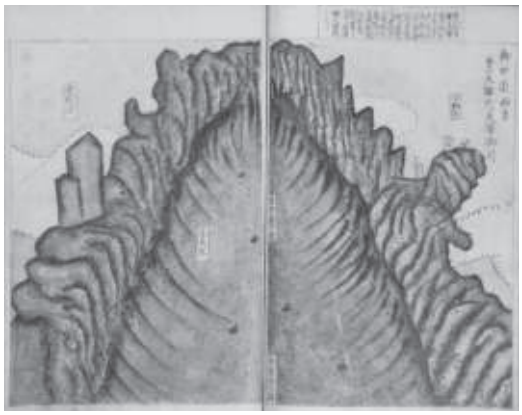

【写真３】「御中道西方　第一大難所大沢御前」
（「富士山御中道図」、1862年）

さらに、図上部の余白には、次のような注記がある。

頂上剣峯裏手当リ、西方人穴村上迄凡十里余、一沢ニ而渡五丁余、深サ百余、常ニ石砂流如川、不動石ヨリ金剛石ハ一ノ渡リ役行者通、一リ下リ二ノ渡リ武蔵坊弁慶通リ、夫ヨリ一リ下リ三ノ渡諸人通行ナリ、

これにしたがえば、①不動石から金剛石へ向かうのが「一ノ渡リ」で、役行者はここを渡った、②その一里下方の「二ノ渡リ」を武蔵坊弁慶が渡った、③さらに一里下方に「三ノ渡リ」があって、多くの人びとはここを通行した、となる。役行者も武蔵坊弁慶も伝説に彩られた人物で、通常は「三ノ渡リ」を利用していたということだろう。

続いて、明治十年（一八七七）に刊行された土屋勝太郎の『富士の栞』から引用する。[6]

天狗ヶ嶽を右にして不動石に到り、〔五合目より三里、〕一里下り御棚下を過ぎ、大沢越場〔前に御助ケ小屋といふあり、明治六年の官許にして、村山冨士宗四郎の持、〕を渡り、〔大沢は常に石降りて、行歩に難き所なり、往古は今の道より遥に上を渡りたれども、岩石多く崩れ落て道なきがごとくなりし故、下にうつし、其を又、今の道に成したるなりという、（下略）〕

割書を〔　〕で示した。大沢越場を渡ることにかかわる割書＝注記のなかで、古くは今の道より遙か上方を渡ったが、落石が多く道が失われたので下方へ移し、さらに下方へ移して現在の道となったと説明する。三番目の越場を渡るとする記述は、先の「富士山御中道図」の注記と一致している。

これらの記述から、十九世紀半ばから後期にかけての中道ならびに大沢の状況について、以下のように整理できよう。

①大沢手前の小谷には「無明橋」が架かっていた。これは、大きな岩が谷間に挟まったもので、自然の産物である。『富士山道知留辺』は、これを「天の浮橋」と呼んでいる。

②進んだ大沢の淵（左岸＝南岸）には、「不動岩」と呼ばれる大きな石がある。これには不動尊が刻まれている。ここから対岸の「金剛岩」へ向け渡る「一ノ渡リ」（一ノ越）は常人ではとても通行できない。なお、次章で見る宮崎紋吉の『富士中道巡』では、「金剛岩」ではなく「達磨石」とする。

③大沢に沿って、松の木立を一～二時間ほど下る。幕末期には、ここを対岸へ向け渡った。「大沢ノ御前」「大沢越場」「二ノ沢」（二ノ渡リ、二ノ越）の称がある。

④二ノ越の往来も厳しくなり、さらに下方の「三ノ渡リ」（三ノ越）を利用するようになった。明治十年の時点では、これが「今の道」となっていた。

二　明治三十七年の中道巡

二十世紀初頭に中道巡に臨み、克明な記録を遺したのが宮崎紋吉である。宮崎は富士登山さえ未経験だったが、東京の講社の組長某に促され、明治三十七年（一九〇四）にその中道巡に同行、『富士中道巡』を著した。[7]「東京の講社」とは、丸嘉講田無組とみられる。さて、宮崎は西口（大宮・村山口）から大沢の一ノ越を目ざす古い道を辿った。宮崎にしたがって、大沢を渡ってみよう。

桜沢に出る、

滑沢にして珍とする処なし、名所とするに足らず、

渡り進めば漸次に深山に入る思ひあり、山質形状も是迄とは大ひに異り、赤土色の嵓屈（がんくつ）なる、嶮岨にして頓て山を踵（うしろ）に峻岐（しゅんぱ）を下る、其左方に大なる岩窟あり、

通暫（みち）し高低なく唯だ山路を辿る、（中略）

軈て枯灌木の簇（むらが）りし中に室の潰落（くわいらく）せし腐朽の木材あり、之則ち大沢の室[①]なり、是よりは山また山に石滝あり、殊に小山の室[②]まで二里半もあれば、此室があると至極の便宜なれど、近年の不景気と半中道の夥（おほ）きため、怎（なん）ぞ商法でも強情でも再築は出来ぬ、否、なき為に半行者が殖るか知れぬ、

「石滝」＝大沢を挟んで、南岸に①「大沢の室」、北岸に②「小山の室」がそれぞれ所在したとある。

これに先立つ明治十七年八月、小田原東講の一行九名が中道巡に臨んでいる。須走口から登頂を果たした八月二日は、頂上山口屋に宿泊、翌三日、須走口五合目の渡辺小屋を起点に、大沢巡に出立した。大宮口小屋（茶代五銭）・大沢東方[A]茶屋（茶代五銭）・大沢石室茶屋[B]（昼食・茶代五九銭）を経て、小御岳に投宿、ここでは強力を含め十二人分の宿料二円四〇銭を支払っている。[8]①が（A）、②が（B）にそれぞれ該当するとみられる。宮崎が中道巡を企てた明治三十七年の

【写真４】「富士山はくずれている」
（『山梨日日新聞』1964年11月４日付紙面）
（上）①1954年７月１日、山本三郎撮影
（下）②1964年10月11日、山本三郎撮影

時点で、南岸の小屋（①＝（A））は「潰落」どころか、「木材」が「腐朽」していたというから、あるいは明治二十年頃には、営業を停止していたのかもしれない。また、宮崎の文章からだけでは、旧在地を特定するのは難しい。なお、北岸の「小山の室」は、現在「大沢室」と通称される小屋にあたる。

いよいよ大沢にかかる。

此処（「大沢の室」跡）より右折して僅かに登ると狭小の空所あり、是より大沢である、

其空所に少時休息す、爰は大沢へ出口で、眼下に五六階の梯子は立掛てあり、是を無冥の橋と称する、下れば焼穴のみの大渡しで、大沢の即ち石滝の岐沢（えだざは）なり、左方に不動岩は怒りし如くに突立て居る、渡ると一丁許（約一〇九メートル）、沢の端を左へ下れば程なく右方に一段高き平所がある、上りて岩に腰掛て煙草燻らす、此処が中道に名物の

不動岩の前なり、七時五十分の六十度（摂氏十六度）なり、一里弱、

此岩は形態（かたち）に因て此名あり、爰は下の一方に此岩あり、一方は今来し大渡で、上と脇の二方は半枯の灌木が鬱々（ぼうぼう）として居る、

今強力に導かれ、其灌木を押分て上へ二十間（約三十六メートル）計進めば、爰が旧（もと）通路の一ノ越である、其拠が陥落して更に開きし道を二ノ越と名付し処、又も崩壊して、今は是より二里下りて三ノ越である、故に一ノ越の名も附せしなり、

臨めば瞰下（かんか）は底なしの如く、仰げば二十丁（約二百十六メートル）も先への崖上に釈師の墓石然としたる物の睹（み）へるは著名の達磨石で、一ノ越当時は、此処より達磨石へ渡りて小山（こやま）に迄（いた）る、一里なりしと、

宮崎は、「無冥の橋」の名のある「五六階の梯子」を降りて大沢南方の支谷に足を踏み入れ、不動岩の前に至り、周囲の灌木を押し分けて進んで、大沢一ノ越の崖に立った。宮崎のいう「無冥の橋」は、先に見た「真景之図」「御中道図」が説く「無明橋」とは大きく異なる。明治を迎えるころ、支谷に架かる自然石＝「無明橋」が失われたため、支谷に降りる「五六階の梯子」が用意され、こちらに「無冥の橋」の称が与えられるに至ったのかもしれない。

さて、不動岩に関する記事が『山梨日日新聞』紙上に載る。昭和三十九年十一月四日付の「富士山はくずれている―雲切不動十年前の姿なし―」と題するもので、ここには二葉の写真が掲げられている（写真４）。大小二つの巨岩からなっていた不動岩だが（①、一九五四年撮影）、大きな方を失うなど（②、一九六四年撮影）、わずか十年の間に大きく姿を変えたことが見てとれる。不動岩については、渡辺正臣氏も一九七〇年に大沢に転落したと記録している。[9] こちらは遺っていた岩峰の崩落について語ったものだろう。

【写真５】「中道勝景」
（絵葉書『富士山中道真景』のうち）

【写真６】達磨石　1929年、小林義秀撮影（『富士山』〔日本地理大系〕別巻）

なお、静岡県富士山世界遺産センターが所蔵する絵葉書『富士山中道真景』（全一〇枚、小林謙光氏旧蔵資料）に「中道勝景」と題する一枚がある（写真５）。[10] ほかの九枚には、それぞれの地点が記されるなかにあって特異といえる。二つの巨岩を写すが、その岩容は先に引いた【写真４－①】のそれに似ていて、これが不動岩であることは、まず間違いない。不動岩が、またこれが屹立する一ノ越が、中道を代表する「勝景」であったことを物語っている。

宮崎によれば、対岸の北岸には、達磨石があった。〔日本地理大系〕別巻『富士山』（一九三一年）は、【写真６】を掲載する（一〇二ページ）。上部が丸く突出し、まさに達磨のシルエットのようだ。しかし、渡辺正和氏が撮影した【写真７】（撮影年未詳）では、上部が二つに割れ、崩壊が始まっていたように見える。[11] この達磨石も、現存しない。大沢両岸では、岩盤の崩壊が進行していた。

【写真７】達磨石　撮影年未詳、渡辺正臣撮影（渡辺正臣『富士山に魅せられて七十年』）

＊　＊　＊

大沢一ノ越の急崖に臨んだ宮崎は、このように記す。

今は稀薄の白気が煙然と起昇、その態、宛ら熱湯池ありて其気の蒸騰かの憶あり、乍ち濛々として其先を見ず、茲に強力は一心罩て山に祈る、其句調は無信心の余は耳慣ず、亦耳も傾けねど「頂上の神、中道の神、この御厄場を無難に超さしめ給へ」と云ふにある、

是より元の不動岩の許に戻る、（中略）

八時〇五分に立ち、元の大渡を聊か下りて不動岩の背へ横ぎれ、樹木山の許を辿行と、頓て急下の唐松山に出る、其直なるを杉の如くに立延て、大は一抱余もあり、疎らに尠しの灌木あり、是の下りを二里と云う、其あいだ尽く唐松のみ蓊茂天を覆ひて日光を知らず、

険き下りにもの凄きは中道中一の場所なり、

秩父の三ツ峯山へ参詣の還りに多くは通る、大日向山へ掛越の深山と彷彿たりと云ふべしだ、

谷から湧き上がる霧を前に、案内の強力は、頂上・中道の両神に行程の無事を祈ったという。不動岩まで戻った一行は、唐松の茂る急坂を下った。道の険しさについて、中道のなかで一番であるとする。この下りが難路であったことは、冒頭で引いた武田の記述とも一致する。

下り切と通に凹凸なく程なく枯林に出る、雪崩か嵐のために皆枯となりしであらう、頓て一抱半斗りの生る落葉松が根より挫折して通路へ倒れ岩に支へられ居る、其下を跼りて往く、此木の腐朽する迄は幾年も其侭であらう、是より少し経て少か下ると小し平地あり、其処が名高き石滝へ出口である、九時二十五分の六十四度（摂氏十八度）なり、

以下、宮崎の記述を要約して進もう。下ること一時間二十分、「石滝へ出口」すなわち大沢越場へ到達した一行は、ここから対岸を目ざした。淵から五～六歩下りると大沢である。砂礫や大小の溶岩満ちた幅三〇〇メートルの大沢の勾配は六〇度以上にも達する。ここに道幅六～七寸（約二〇センチメートル）の道が通

【写真８】「金山清新道」を顕彰する銘文を刻む巨岩
左方上部に大沢室神殿（三柱神社）が見える。

じている。足許ばかりが気になるが、「単（ひと）り恐い物みたさに」ついつい周囲を見回してしまう。先行する強力や先達は、早くも対岸の岩頭に立った。強力からは「急ぐべし」との声がかかる。沢の淵から五～六間（約一〇メートル）ほど離れたところに「天の浮橋」と呼ばれる梯子が架かっている。南岸の「無冥の橋」に対応するが、あまりに著名なその名にくらべ、いかにもあっけない。梯子を登ると、強力が沢に向かって「礼意を陳べ」た。大沢室では、強力に持たせた「鶏卵を啜り、ブランを嘗て」[12]休息をとった。室で出されたうどんは美味であった。ここで強力に「お役場の賽銭」を払った。いわば案内賃で、客ひとりあたり二〇銭とほぼきまっていたという。

このとき、一行がたどった大沢渡沢の道を「金山清新道」という。明治十三年に下野国上彦間（栃木県安蘇郡、佐野市田沼町）の金山清が開いたもので、宮崎も記すように「達磨石まで三里登りて小山へ出」ることなく、直接小山へ到達することができた。大沢室が立つのが小山である。現在も大沢の淵から小山（大沢室）へ登り上げる道の右側には、道の開通を記念する碑文を刻んだ巨石が屹立する（写真８）。[13]宮崎も、この碑文を書き取り、『富士中道巡』に掲載している。

さて、この間の行程のなかで注目すべきは、強力による祈禱である。同人は、南岸では一ノ越を前に唱え言を怠らなかった。宮崎もその「一心罩（こめ）」た祈りについて、「其句調は無信心の余は耳慣ず、亦耳も傾けねど」としながらも、「頂上の神、中道の神、此御厄場を無難に超さしめ給へ」と唱えたと詳細に記録している。これに対し、実際に大沢に踏み出した「名高き石滝へ出口」にあっては、時刻と気温を記すのみだから、ここでは祈禱はなかったと考えてよい。「無信心の」宮崎はともかく、富士講先達と強力が作法を省くとは思えない。大沢を前に渡沢の安全を祈願すべきとされた場所は、実際に大沢へ足を踏み出す越場ではなく、不動岩付近の一ノ越であった。それゆえ一行は、一旦は不動岩・一ノ越を目ざし、ここで大沢の縁に唱え言を捧げてから実際の越場へ急降するルートを辿ったものと考えられる。

一ノ越（越場Ａ）を経由せずに下方の越場（越場Ｂ）へ通じる道が一般化するまでには時間を必要とした。先に見たように、越場Ｂへ直交するルートを記す事例としては、昭和三年測量の二万五千分の一地形図が最も早い。

三　「大沢渡場の拝所」

現在、大沢北岸（山梨県側）に所在する大沢室の神殿（三柱神社）の正面中央に、一基の石塔（四角柱）が置かれている（写真９）。正面中央に日月を頂く三峰の富士山の下に「参明藤開山」と大書する富士講碑で、右傍に「御中渡　教祖角行尊師」、左傍には「雲霧開　食行尊師」と刻んでいる（写真10）。[14]また、大沢室の小屋主である中村氏のもとに伝来した「御中道巡拝者名簿」（全十一冊）の昭和五十一年（一九七六）八月十五日の項

【写真９】大沢室神殿（三柱神社）
正面に富士講碑（雲切不動尊）が置かれている。

【写真10】神殿前の富士講碑
（雲切不動尊）

には、中村常次・鷹觜良夫・佐々木留雄・同静子の四名の姓名とともに、「大沢渡場の拝所から雲切不動尊（石柱）を神殿までお移ししました」との記述がある。[15] 四名によって神殿前に移されたと記録される「雲切不動尊」が、現存する富士講碑であることは間違いない。

この碑の移設については、大沢室小屋主の中村安彦氏の語ったところを小林謙光氏が書き留めている。「昭和五十二年の大沢遭難事故の二、三年前の台風により、碑の基部が洗われたため、山岳会の学生の手によって三柱神社の正面に移設された」という。加えて小林氏は、この石塔の旧所在地、すなわち中村常次らが記す「大沢渡場の拝所」は、大沢左岸（南岸、静岡県側）の「二の越」で、ここには石塔のほかに鳥居が立っていたと述べ、昭和四十七年の七月に撮影した写真を掲げている。[16]【写真11】は、同二十九年にほぼ同所から撮影されたものだが、二葉の写真から、大沢左岸の急崖上に鳥居が立ち、その直下に先述の富士講碑が置かれていたことが判明する。鳥居越しに大沢や北岸を拝するには、いかにも目障りな位置で、当初からここに祀られたとは考えにくい。なお、鳥居の上流側の柱に打ち付けられた⇔形の道しるべには「お中道」の文字が認められる。

【写真11】大沢越場の拝所　1954年撮影
（富士宮市教育委員会所蔵遠藤秀男氏寄贈資料）

渡辺正臣氏は『富士山』〔ブルーガイドブックス19・昭和四十二年版〕（実業之日本社）の「富士山中道めぐり」の項で、「新不動岩を過ぎるといよいよ大沢の越場雲切不動に出る」と綴り、【写真12】を添えている。これには、大沢の北岸を背景に鳥居の一部が写っている。先述来の鳥居の一部だろう。

同氏は、これより先、昭和十七年に大沢左岸（南岸）を直登している。その踏査記録「富士山・剣ガ峯大沢左岸直登」によれば、[17] 吉田口登山道から、中道を逆行、北岸お助け室に一泊、翌朝南岸へ渡って、山頂を目ざしたのであった。「大沢左岸直登」には、「お助け室（大沢室）から大沢右岸に沿ったジグザク道を高さにして一〇〇メートルほど近く急降下する。樹につかまりながら下っているうちに、右岸の崖にでた。そこに危うく懸っている桟道をさらに下ると、沢幅がぐっと狭くなったトラバース地点に到着した」と綴っている。落石を避けながら大沢を横断した模様を記述したあと、「緊張した一〇〇メートルばかりの横断は、五分ほどで左岸の『雲切不動の拝み場』に到着した。雲切不動は役の行者も拝んだ神ともいわれている。ここに簡素な鳥居と祭壇がある。富士宮口六合目からお中道を来た富士講の人たちは、ここでお祈りをしてから、大沢を渡るのである」と続ける。

以上を総合すれば、次の諸点は事実として認められてよいだろう。

①大沢南岸（左岸）に、「渡場の拝所」と呼ばれる地点があって、そこには鳥居と富士講碑が立っていた。ここを「二の越」ともいった。

②「拝所」は「雲切不動の拝み場」で、「雲霧開」と刻む富士講碑は礼拝の対象となっていた。

③昭和五十一年、浸食が進む大沢への落下を案じた中村常次らによって、富士講碑は対岸へ運ばれ、大沢室の神殿（三柱神社）の正面に据えられた。

【写真12】「雲切不動」　渡辺正臣撮影
（『富士山』〔ブルーガイドブックス19〕1967年版）

【写真13】大沢南岸のテラス

2021年７月撮影

【写真14】大沢南岸テラスに遺る鳥居沓石①

2021年７月撮影

【写真15】大沢南岸テラスに遺る鳥居沓石②

2021年７月撮影

＊　＊　＊

二〇二一年七月二十八日、山梨県立富士山世界遺産センターでは、国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所の協力を得て、「拝所」の位置を特定すべく大沢南岸を踏査した。その際、岸から大沢に突き出た小さなテラスを確認した（写真13）。テラスは崩落が進んでいるものの、その西端でコンクリート製の鳥居の沓石の破片を確認した（写真14・15）。確認できた沓石は片側のみで、もう一方は既に崩れ去ってしまったものと思われる。この沓石は、この地にあった富士講碑が移設された大沢室の神殿（三柱神社）の前に立つ鳥居の沓石（写真16）（に類似している。

ハンディGPSの計測データや赤色立体地図でこの地を確認すると、大沢に半島状に突き出たテラスで、対岸の大沢室や金山新道記念碑（後述）に真向かう地点に位置していることがよくわかる（図2・3）。大沢で砂防工事を進める富士砂防事務所の担当者からは、ここが下流から頂上までを見渡せる絶好の場所で、谷底の工事現場を俯瞰して、工事資材を運搬するヘリコプターを誘導するための重要なポイントとなっているとの説明を受けた。

【写真13】の地点こそ、大沢左岸に設えられた「拝所」であり、大沢渡沢の南側の起点であった。

ひとつ疑問として残るのが、【写真11】に写る鳥居の両足である。右側の根元はザックなどで隠れて見えないが、左側のそこには沓石らしきものを確認できない。柱や笠木には亀裂が入るだけでなく、傾きさえ見て取れる。この写真が撮影された昭和二十九年以降に再建され、その際にコンクリート製の沓石が用意されたのだろうか。

四　金山清新道

明治三十七年（一九〇四）に中道巡に臨んだ宮崎紋吉の一行は、南岸の「二の越」を起点に、北岸中道室（小山）直下へ向け大沢を横切った。明治十三年に整備された金山清新道を利用したのである。この道は、昭和五十四年（一九七九）に通行が禁じられるまで、広く利用されたため多くの写真が伝わっている。

【写真16】大沢室神殿の鳥居沓石

2021年７月撮影

【写真17】「大沢大行」
（絵葉書『富士山中道絵葉書』のうち）

【写真18】大沢南岸テラスから北岸を望む
2021年７月撮影

大沢室が一九三〇年代に発行した『富士中道絵葉書』と題する一〇枚組の絵葉書がある。[18] そのうちの一葉が「大沢大行」である（写真17）。白い行衣に身を包んだ六名の行者と、荷物を背負った強力が写っている。一行は、画面の右方より左方へ進む。前方には、断崖直下の小谷に架けられたとおぼしき木橋も見える。背後の岩肌の層理も左下がりで、南岸から北岸を望んだものであることが知られる。【写真18】は、前章で見た北岸の「拝所」推定地から写した対岸である（二〇二一年撮影）。画面左下に南岸の岩先がわずかに写る。これが【写真11】左下方の岩頭に対応するとすれば、六〇～七〇年の歳月の経過を感じずにはいられない。また、【写真18】に見える沢底の抉れは巨大で、大沢の浸食の度合いを物語る。

大沢の沢底に続く道筋を検討するには、武田久吉が昭和三年（一九二八）に撮影した【写真19】が参考になる。[19] 画面右（南岸）から左（北岸）へ道が通じているのがよくわかる。左端には北岸目ざして歩く人物さえ写る。【写真20】は、前章で述べた南岸の拝所からの眺めである（二〇二一年撮影）。【写真17】も同所付近からの撮影とみられる。

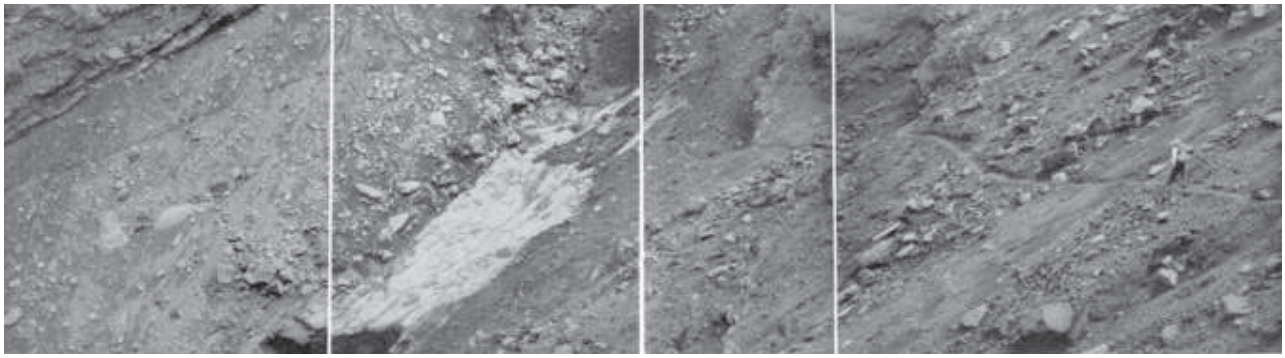

【写真19】大沢を横断する御中道
（『富士山』〔岩波写真文庫15〕1950年）

北岸からの景観を表した図葉に、昭和二年（一九二七）に神原信一郎が描いたスケッチ「富士大沢之景」がある（写真21）。[20] 「北崖下ヨリ南崖ヲ仰望」の説明をともなうが、実際には北岸下流上空から俯瞰したもので、「御中道」（金山清新道）が横断する付近を詳細に描く。図中の「火山泥流及砂礫層」「崩壊砂礫」といった注記や本文中の溶岩に関する記述に、土木工学者ならではの知見がうかがわれる。なお、神原の関心が及んでいないためか、画中に金山清新道の起点となった南岸拝所にかかわる記載はない。「御中道」が樹林に消えていく

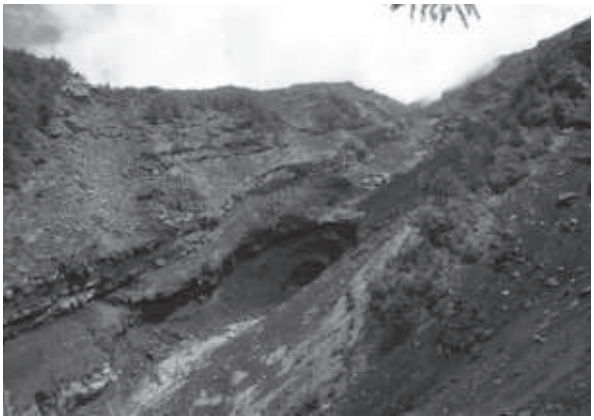

【写真20】大沢南岸テラスから北岸を見上げる
2021年７月撮影

付近のやや上方とみられる。【写真22】は北岸の高所の見晴らし台からの撮影したもので、△印付近が「大沢渡場の拝所」にあたる。

神原は先のスケッチを収める『富士山の地質と水理』のなかでこう記す。

御中道の横過する部分の大沢の底は昭和二年夏予の調査せし時には上方よりの崩壊岩石を以て充され天然盤を見出す事能はざりき。案内者の話に依れば此の転石は崩雪（雪崩）の為めに押流されて谷底の滑岩（ナメイハ）を現すことありと云ふ。若し其の溪底が清掃せらるゝならば或は此の沢が山体の割れ目に生成したるものなるや否やを確め得べけんも転石故に詮方なし。

谷底は常に「崩壊岩石」に覆われ、雪崩などによって押し流されでもしないかぎり、「天然盤」＝「滑岩」が露出することはなかったとある。しかし、一九九八年に渡辺正臣氏が北岸から撮影した【写真23】では、岩盤＝滑岩が大きく露出し、その上を南行する一行が写る。[21]

神原の観察と【写真22】、また南岸から望んだ【写真19】と【写真18】【写真20】との差異ははなはだ大きい。大沢を取り巻く自然環境の厳しさを感じずにはいられない。一九七九年以降、往来も道の補修も途絶えた。現況を写した【写真18】【写真20】【写真22】からは、往時を想像することさえ叶わない。

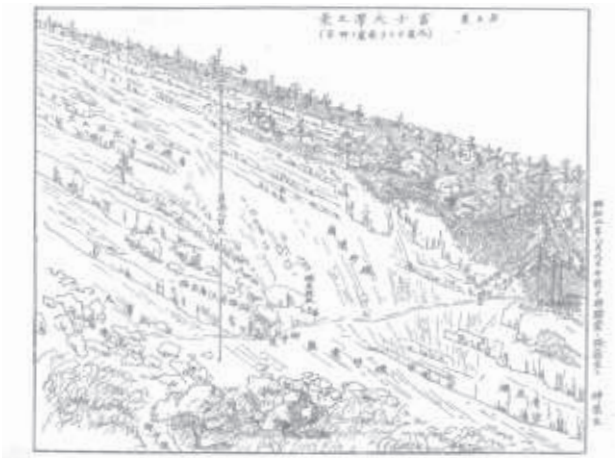

【写真21】神原信一郎「富士山大沢之景」
（『富士山の地質と水理』1929年）

【写真22】大沢北岸より南岸を見下ろす
2012年８月撮影

【写真23】北岸より大沢を横断する御中道を望む
（渡辺正臣『富士山に魅せられて七十年』）

【写真24】越場Ｃより上方を望む
2021年７月撮影

五　越場の変遷

川口御師中村秦一が「富士山御中道図」に記すとおり、御中道（中道巡）にとって、大沢は「第一大難所」であった。また、これまで見てきたとおり、大沢の越場、すなわち横断地点には、時代による変遷が認められる。本章では、それぞれの越場について、整理しておきたい。

なお、文献により各地点の呼称はさまざまで、同一箇所を異なる名で呼ぶことも少なくない。ここでは便宜的に、越場Ａ～Ｃとして論を進める。なお、前掲の衛星地図（図２）および赤色立体地図（図３）を参照願いたい。

越場Ａ

南岸の不動岩を起点とする横断路である。北岸の達磨石を目ざした（『富士中

道巡』）。これを『富士山道知留辺』は「一の渡り」、『中道巡』は「一ノ越」とそれぞれ呼ぶ。不動岩の対岸に、「隔掻録」（文政八年・一八二五）や「富士山真景之図」は毘沙門岩を、「富士山御中道図」は金剛石を描く。不動岩に対置される北岸の岩稜の名称は一定しない。いずれにせよ、すでに幕末期には通行できなくなっていた。現在では、両岸の崩壊が進み、不動・達磨の両岩とも、姿を消した。「道知留辺」をはじめとする諸書は、役行者がここを渡ったとする。

不動岩には不動像が刻まれていたともいう（「富士山真景之図」）。「御中道図」は小祠を描く。明治三十七年（一九〇四）に宮崎紋吉の一行は、これより下方の越場Bを渡ったが、彼らを案内した強力が大沢横断の無事を祈ったのは、この地であった。不動岩を前に渡沢の安全を祈るとの認識は、通行不能となった後も継続したらしい。

越場B

明治十三年（一八八〇）に栃木県の金山清により整備されたルートで、大沢の通行が禁じられた昭和五十四年（一九七九）に至るまで、多くの人びとがここを横断した。これまでに見た宮崎紋吉をはじめ、武田久吉・神原信一郎・渡辺正臣の各人による記録は、いずれもこの道の踏査行に基づく。

越場の起点となっていた南岸の地については、すでに三章で触れた。重複を厭わず再説する。この場所について、『富士の栞』（一八七七）は、「大沢越場」と表記している。つづく宮崎紋吉『富士中道巡』（一九〇四）は、「名高き石滝へ出口」すなわち〔大沢への出口〕であると記述する。降って、一九三〇年に渡った武田久吉、四二年の渡辺正臣は、それぞれ「大沢南岸の拝場」「大沢ノ越場」と呼び、ここには「雲切不動」が祀られていたと述べる。しかし、紋吉を案内し越場Aで一行の安全を祈願した強力も、当所では祈っていない。「簡素な鳥居と祭壇」（渡辺正臣）が設えられたのは、宮崎以降、武田以前とみてよいのではないか。先述したように、明治十五年の紀年銘をもつ石塔（雲切不動尊）は、鳥居の直下といういかにも不自然な場所に立っていた。この間に、何らかの事情により、当初の祭祀の場から、大沢を望む南岸に移されたと考えられる。しかし、大沢南岸の浸食は激しく、谷底への転落の危険を感じた中村常次らにより、さらに対岸へと移設されたのだった。こうして石塔は亡失を免れたが、鳥居の大部分は失われ、わずかな部材を遺すのみである。大沢に半島状に突き出たテラスは、現在では急崖をなし、ここを降りることは到底かなわない。

さて、幕末期にさかのぼると、「富士山真景之図」（一八四八）に「大沢ノ御前」「二ノ沢」、「富士山御中道図」（一八六二）には「二ノ渡リ」といった呼称が登場する。これらがすべて「大沢越場」や「大沢南岸の拝場」とまったく同一の場であると確定するまでには至らない。今後の課題としたい。なお、宮崎紋吉の『富士中道記』には、「其拠（そこ）（一ノ越）が陥落して更に開きし通（みち）を二ノ越と名付し処、又も崩壊して今は是より二里下りて三ノ越である」とある。宮崎の認識では、金山清新道が「三ノ越」であった。これにしたがえば、「真景之図」の「二ノ沢」や「御中道図」の「二ノ渡リ」は、新道より上方を横断していたことになる。武田久吉は、自身が渡った新道を「二ノ越」とし、「或はこれを三ノ越だといふものもあるが遽に信じ難い」とする。宮崎の記述を踏まえた発言だろう。新道整備直前に刊行された『富士の栞』（一八七七）も越場三遷を説くが、「其を又、今の道に成したるなりといふ」などとするにとどまり、各越場の所在地までは言及していない。

金山清新道は、大沢室の直下に通じていた。北岸へ渡った宮崎紋吉は「浮橋を渡」り、次いで「立梯子を登」って、新道記念碑を右傍に見やりつつ、小山の地にある大沢室に到達している（『富士中道記』）。あわせて、「廿五六年前迄」すなわち新道の整備以前は、「達磨石まで三里登りて小山へ出」たと記述する。浮橋や立梯子が整えられるまでは、越場Bの南岸から、越場Aの北岸に所在した達磨石を目ざして登る必要があったと述べている。万延元年（一八六〇）版行の『富士山道知留辺』も、越場A（一の渡り）の通行がかなわないため、「下のかた木

立迄下りてこの処をこし、毘沙門岩を目当に登る」とする（一章参照）。北岸に所在した岩の名称が、記録によりまちまちなため、新道整備以前の横断ルートを確定することは容易ではないが、高所を迂回しなければ、北岸の断崖の上に立つことは不可能であったことは確かだろう。

越場C

国土交通省富士砂防事務所は、越場Bからさらに約三五〇メートル下った大沢源頭調査工事現場付近を三ノ越としている（写真24）[22]。ただし、富士講の講中・講社がここを渡ったという記録は見つかっていない。

おわりに

一章で紹介した「富士山真景之図」が収める図葉「御中渡巡リ西ノ方」には原画がある。文政八年（一八二五）の「隔掻録」の収める図がそれで、あわせて「行者此ニ到リテ踰ルコト能ハス、然ルニ天文年中高祖角行大行者、此処を越たるといひ伝ふ、今ハ不動石ヨリ曠野ニ下リ、一日路ヲ行尽シテ毘沙門岩ヲ目当ニ又半腹ニ登テ巡ル」と記述する。すでに十八世紀前半の時点で、御中道（中道巡）が富士講中の修行のひとつとして定着していたことをうかがわせるとともに、不動岩から直接対岸を目ざす「一ノ越」は通行不能であったことを伝えている。「一ノ越」の横断者として、役行者ではなく富士講の「高祖」である長谷川角行としている点でも興味深い。

さて、「毘沙門岩ヲ目当ニ又半腹ニ登」ることなく「不動石ヨリ曠野ニ下」ったまま対岸へ渡ることを可能にしたのが、明治十三年（一八八〇）の金山清による新道整備とされる。金山の業績は、大沢から岸に登る上げる途次の右傍の巨岩に彫られた顕彰文により広く知られるところとなったが、これより早く、このルートをたどった者があったらしい。大沢室の前に立つ大正四年（一九一五）造立の石塔には、千葉県市原郡養老村（市原市）の伊藤力が明治九年八月二日に「はしめてこの道を開きたる時」に詠んだ歌が刻まれている[23]。これにしたがえば、大沢室が所在する小山の地へ向けての横断は伊藤が金山に先行したことになる。なお、大沢室の前身である「御助ケ小屋」は「明治六年の官許」にもとづき建てられたと伝わる[24]。明治前半、富士講中の間で中道巡が盛んになり、小山の地に「御助ケ小屋」が建つとともに、高所を経由することなく同所を目ざす通路の開拓、整備が進んだと考えることができよう。そうしたルートのひとつが金山清新道で、この道はその後も七十有余年にわたって利用されるところとなった。今次の調査では、その南岸における起点として想定される場所を、大沢室に真向かうように半島状に突き出た突端に見出すことができた。同所に置かれ、大沢横断を前に安全祈願の対象となっていたのが、三章でみた雲切不動碑である。同碑は明治十五年の八月のもので、その造立の背景にも明治前半期における中道巡の盛行があったとみて差し支えない。

中道あるいは大沢における越場に言及した文献は少なくない。しかし、こと大沢については、日々その姿を変えており、越場の名称や南北両岸の地点地点に与えられた名称や、歩行のための設えの名称も、文献によりさまざまで一定しない。このため、調査で確認した越場Bの南岸の起点が、「富士山真景之図」の「二ノ沢」や「富士山御中道図」の「二ノ渡リ」、あるいは宮崎紋吉『富士中道記』の「三ノ越」に比定できるかどうか、はっきりしない。

引き続き踏査を重ねるなかで、諸文献に記される各地点の現在地への比定、中道の経路変遷の解明に努めていきたい。

註

（1）拙稿「御中道の変遷」（『世界遺産富士山』〔山梨県立富士山世界遺産センター研究紀要・山梨県富士山総合学術調査研究報告〕第一集、二〇一七年）。
（2）武田久吉「富士を廻る三線」（『富士山』〔日本地理大系〕別巻、改造社、一九三一年）。
（3）『富士吉田市史』史料編五〔近世Ⅲ〕（一九九七年）、二九号。
（4）註（3）『富士吉田市史』史料編五〔近世Ⅲ〕、三〇号。
（5）山梨県立富士山世界遺産センター編・刊『吉田口登山道と御中道』〔山梨県立富士山世界遺産センター企画展展示解説〕（二〇一八年）。
（6）土屋勝太郎『富士の栞』（富士宗四郎、一八七七年）。国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧可能。
（7）宮崎紋吉『富士中道巡』（私家版、一九〇五年）。国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧可能。
（8）小林謙光「東講『東登山日記簿』（万延元年）に見る富士登拝、中道巡り及び八海巡り（解説と考察）」（『富士山文化研究』第六号、二〇〇五年）。
（9）渡辺正臣「富士山・剣ガ峯大沢左岸直登」（同『富士山に魅せられて七十年』渡辺フミ、一九九八年）。
（10）大高康正「静岡県側の御中道調査の概要」（註（1）『世界遺産富士山』第一集）。
（11）渡辺正臣註（9）書の三八ページに写真が掲載されている。
（12）浅草神谷バーの創業者神谷傳兵衛が作ったアルコール飲料〔電気ブラン〕のことか。
（13）山梨県富士山総合学術調査研究委員会編『富士山』〔山梨県富士山総合学術調査研究報告書2〕資料編（山梨県富士山世界文化遺産保存活用推進協議会、二〇一六年）の「Ⅲ　御中道資料」「1（大沢室）―1　周辺の石造物」に銘文の翻刻ほか諸データが載る。
（14）註（13）に同じ。
（15）註（13）書「Ⅲ　御中道資料」「1（大沢室）―4　御中道巡拝者名簿」。なお、引用にあたっては調査時に撮影した写真を参照した。
（16）小林謙光「『御中道之記』（『御元祖御密伝』大正玉産　安政五年）と御中道大行（検証と考察）」（『富士山文化研究』第三号、二〇〇二年）。
（17）渡辺正臣註（9）書。
（18）「口絵」（註（1）『世界遺産富士山』第一集）に全葉を掲載。
（19）武田久吉ほか監修『富士山』〔岩波写真文庫15〕（岩波書店、一九五〇年）、二八～二九ページ。
（20）神原信一郎『富士山の地質と水理』（博進館、一九二九年）、巻末付図（第五葉）。
（21）渡辺正臣註（9）書。
（22）富士砂防事務所「大沢の越場の変遷」（『富士山大沢崩れの発達と御中道経路の変遷』現地説明資料、一九九九年）。
（23）註（13）に同じ。
（24）土屋勝太郎註（6）書。

富士御師が頒布した御影と牛王

堀内　眞

はじめに

垂迹画、縁起絵などと呼ばれる宗教絵画がある。垂迹画は本地垂迹説に基づいて制作された絵画で、縁起絵は社寺の創始の由来などを描いたものである。関連するものに、寺社の境内を描いた境内絵図があり、十六世紀から十七世紀にかけて、霊場への参詣誘致を目的にして、参詣曼荼羅が成立してゆく。富士山でいえば、主に南面に到着・登拝する道者の興味を引くように、その有様を詳細に、またわかりやすく表現する案内絵図である。富士山に限らず、楮紙を用いた紙本のものが多く見受けられる。そして、その次には、信仰の民衆化、大衆化と相まって、御影や牛王などの図像が広く普及することになる。

本稿では、中部高地の一角、信州（長野県）に伝来した富士の御影・牛王について紹介する。それをもとに、富士山の麓で摺られ、頒布されたものについて、系統的な整理を行ってみたい。近世後期、富士の御師は信州の得意先に出向き、特に農閑期にはダンカマワリ（檀家廻）を行っていたことが史料にのこる。[1] 毎年の檀家廻はもちろんのこと、富士山には、庚申年を縁年として大祭を執行してきた伝統があり、庚申信仰と結びついて信仰が活性化してきた。とりわけ上伊那・下伊那方面には、六〇年ごとに廻ってくる庚申縁年を期して、富士塚を造替してきた事例が少なからず見受けられる。また、祭礼後には、庚申塔・庚申供養塔を造立し供養してきた。

しかしながら、かつて隆盛したこの地の富士信仰は一気に廃れたようで、今ではその具体的な伝承はほとんど聞くことができない。富士塚についても、同じような傾向を示している。松本市島内・新村・神林の各地区には、藤塚（島内および神林）や富士塚・富士経塚・富士経（以上、新村）といった小字名が記録される。[2] 旧梓川村梓（松本市）の小室にもフジヅカの地名が残るが、具体的なことは何も伝えられていない。かつての信仰の追究は、厳しい状況といわざるをえない。

信州に残存する限られた資料を手始めに、同地に展開した富士御師の活動を探り、御影や牛王というモノ資料の整理を通じて、川口御師（富士河口湖町河口）と吉田御師（富士吉田市上吉田）との違いにまでたどりつければと考えている。

1　伊那市梨木の庚申組

南信の伊那市大字西箕輪梨木の庚申講（庚申組）に「河口湖御師」（川口御師）の「庚申掛軸」が伝来するという。[3] それは富士の御師と伊那谷の交流を示す資料である。富士御師、とりわけ川口御師は、例年のダンカマワリ（檀家廻、廻檀）に牛王を配布し、特に庚申縁年を契機ととらえ、江戸時代後期の寛政十二年（一八〇〇）、ないしは万延元年（安政七、一八六〇）に伊那谷各地に庚申のオスガタ（御影）を分与したのだろう。しかしながら、伊那谷を得意先とした御師は、近代以降、農閑期の御師活動＝檀那廻を停止し、その役割を地域の神職などに引渡している。[4]

現在の梨木の庚申組は、葬式の互助組織、墓穴掘りの仲間として維持されている。梨木の隣保組は三つの組で構成される。一組がカミ（上）、二組がシモ（下）、三組はハラ（原）である。ここに四つの庚申講が存続する。二〇二〇年九月、その一つである一組を母体とする庚申組の当番のもとへ調査に赴いた。同組は、八

軒の家々からなる。「オコウシンサマが一番偉い」といい、庚申組の八軒は葬式における精進落としの席でも最も上座に座り、その労をねぎらわれた。墓穴掘りは、一九七七年の葬儀が最後だったという。一組中心の庚申組は、「百体庚申」の軸や不動明王の絵像軸などを所持する。川口御師が頒布したという庚申軸は、ほかの組の持物のようで、当該調査では確認に至らなかった。一組以外の庚申組のいずれかに伝わっているのであろう。

『長野県史』〔民俗編第五巻・総説Ⅰ〕は第二章第四節「民間信仰」に「講」の項を立て（第三項）、庚申講についても言及する。全県地図二葉を用意し、講の（A）「呼び名」、（B）「効験・目的」の分布を図示している。[5] 地図（A）によれば、講の呼称は、①カノエ・カノエサマ・カノエコーなど、②カネサマ・オカネコー・オカネヨなど、③コーシン・オコーシン・コーシンコーなど、に大別され、③が全県的に分布するのに対し、①・②は北信に偏っている。

講の「参加者」について、「南安曇郡梓川村下角では、ムラ全戸がどこかの講に入っているがふだんあまりおつき合いのない家同士が講員になったらしい」と記述する。そのうえで、松本市芳川平田の事例から、「婚礼、葬儀、建前などいっさいの隣づき合いの基礎的な単位であり、親類より大切なつき合いをしている」と講の結束の固さを指摘する。

その「効験」に関しては、「病気、風水、火を防ぐために祈願する」（伊那市富県北福地）、「極楽往生するように祈るとともに無病息災を祈願する」（北安曇郡美麻村二重、現大町市）と述べる。そのうえで、南安曇郡美里村中萱（現安曇野市）、更埴市屋代仲町（現千曲市）の例をあげ、冠婚葬祭、とくに葬礼における「協力互助」の役割の大きさを強調する。中信・北信では、こうした性格が強いとし、「火葬の普及とともに実質的な協力の場がなくなり、だんだんとすたれてきた講が多くなった」と分析する。「効験・目的」について図示した地図（B）を見ると、全県的に分布する「災いを除く・福を招く」に対し、中信や北信に「葬儀・互助」を目的とする講が濃密に分布する傾向が窺われ、一連の記述と照合していることがわかる。この地の庚申講の多くは葬式組との関係で保持されてきたといってよい。

2　講じまいと上野庚申の掛軸

旧梓川村梓の真光寺（松本市梓川梓）には、川口御師が信州の講中に配布したとおぼしき庚申の掛軸が伝来している。同寺は「上野のお庚申さま」として広く信仰されてきたが、[6] 住職や檀家総代によれば、周辺には庚申講を解散するところがみられ、解散にあたって、講道具や信仰物を寺に納める事例が増えているという。こうした講中は、中信では大町市、白馬村、小谷村に及ぶ。同寺の別院は浅間温泉（松本市）や白馬村にも存在し、もともと広い信仰圏を有するが、近年は北信や南信からも庚申の掛軸を納めに来るようになった。かつては毎年初庚申に古いダルマなどと一緒に焼却していたが、現在では寺で保存するようになっている。

上野庚申の信仰圏では、庚申講の解散＝「講じまい」が進行している。[7] しかし、地元の上野では、「講じまい」という表現や認識は聞かれなかった。上野には、上・中・下の三つの講が存在する。「話は庚申の晩に」といった伝承があるように、ここでも庚申の晩に年輩の女性たちが集まる講を基礎に、地内の親睦を交わす目的を含め組織されたものと考えられる。これに葬式組の要素が加わることは、講員の当主夫婦がそろって葬儀へ奉仕する姿からも明らかだろう。

周囲で進行する庚申講解散の背景には、葬送儀礼の変化が想起される。土葬から火葬への転換、葬祭施設での葬儀の一般化によって、墓穴掘りをはじめとする手伝いの縮小は、講組織の存在意義を薄めることにつながった。庚申講を必要としなくなった仲間たちは、その解散にあたって、掛軸など講中に伝来したさまざまな品々を真光寺へ持ち込むところとなった。住職の保存と整理の取組が呼び水となり、長野県民俗の会の例会を契機に、一群の資料に整理・検討が加えられつ

つあることは意義深い。[8]

真光寺では、青面金剛像の掛軸を分与してきた。返納される掛軸の多くは、同寺自身が頒布したものが多いが、これに交じってほかの寺社の遺品も少なくない。真光寺の所蔵に帰した軸類のなかから、富士御師に関わるものを抽出、【表1】にまとめた。[9]「真光寺・庚申御影」の②・③は寛政十二年（一八〇〇）のものである（口絵5―①・②）。このうち③には、「冨士北口川口大元霊滴森本宮蔵板」とあって、「北口本宮」（現河口浅間神社）の名前で版行されたことがわかる。画面の上部に富士山、その右側に猿田彦神と木花開耶姫の両立像、左側には三女神立像を配置し、中央に「庚申神」と大書し、下部では三宝に載せた枡を三猿が持ち上げている。枡には米が高盛される。同じく⑦・⑧は万延元年（安政七、一八六〇）のもので（口絵6―③、口絵7―⑤）、⑦の箱には「庚申軸／西原／大西／仲間」の墨書がある。⑦は、六十年前の②の版木を再利用している。⑧では大書した「庚申大神」を中央に据える。上部に富士山、下部には三宝に載せた白米枡を三猿が持ち上げる図を、それぞれ表している。④～⑥は、もともと川口御師の家系に伝来した。⑦・⑧は、ともにこれに近似することから、川口御師の頒布物と判断される。②・③・⑦・⑧に、破損の著しい【口絵6―④】を加えた都合五点は、いずれも彼らが信州にもたらした。川口御師は、寛政十二年、万延元年と庚申縁年を機縁に、牛王宝印やお札などとともにこれらの図葉を携え、信州の得意先のもとを訪ねたのであろう。

3　富士山の御影と牛王宝印

【表2】【表3】に吉田御師の頒布した御影、【表4】には川口・吉田の両富士御師が頒布した牛王宝印をまとめた。これらと先にみた真光寺に伝わる庚申軸との関係を考えてみたい。

一般に御影とは、神仏の木像や画像のことをいうが、吉田御師が頒布したのは、山容および大書した「富士山」に載る阿弥陀三尊や三女神を中心に据え、これに合掌する二猿を従わせる構図をとる一枚刷りの絵像である（表2）。阿弥陀三尊は来迎する姿に表され、これらが来迎図として礼拝の対象として生まれたことを思わせる。富士山上を仏の住む世界、阿弥陀仏のいる西方極楽世界、ないしはその入口と表現する。彩色を加えるものもあり、軸装を前提とするものであったとみられる。吉田の時宗寺院西念寺が「富士登山ノ道者」に頒布したという「来迎ノ尊影」がこれらに該当しよう。御影の頒布について、「甲斐国志」は「富士山来迎弥陀三尊仏」を安置する同寺所縁の行為と記す（「吉積山西念寺」の項、巻九〇）。本来は、御影の頒布は同寺のみがなしえた権能だったのかもしれない。

吉田御師の来迎御影が「富士山」と大書するのに対し、川口御師は「三国第一山」とする傾向が強い。また、蓮華座ではなく、浅間神社の神紋にも用いられるシュロの葉をかたどった台座とするのも川口の御影の特徴といえる（【表1】〔来迎御影〕①・④）。

真光寺の寛政十二年「庚申神」軸（【表1】〔庚申御影〕③）の左上部に表された三女神像に似た像容を主尊とする御影が複数伝わっており（【表1】〔来迎御影〕②・③）、十八世紀後半には、三女神が阿弥陀如来にとって代わるようになったと考えられる。たしかに同時期には、吉田においても女神像が現れる（【表2】⑫）。

なお、川口では彩色する事例があるが（【表1】〔庚申御影〕④・⑥）、吉田では知られていない。

さて、御影には「来迎御影」とは異なる図様で、庚申縁年を機縁に頒布されるものがあった。先述した真光寺に伝わる五点はまさにこれで、【表1】では「庚申御影」の名で括った。川口では三宝に載せた枡と三頭の猿を描く図様が広く用いられた。「枡形牛王」と呼ばれることの多いこの図様は、川口で発達したものとみてよいだろう。一方の吉田では、主尊ならびに富士山の山容の下に「庚申牛玉」あるいは「富士山神璽」と大書し、その両脇に中央を向く猿像を多数描く図

様が展開する（【表3】①・②）。寛政十二年には阿弥陀三尊だった主尊も、幕末万延元年になると三女神に代わっている。幕末期に「庚申大神」を猿田彦の姿で表す図様が一般化するのも吉田の特徴といえよう（【表3】③～⑤）。

牛王宝印とは寺社が頒布した災難除けの護符で、戸口に貼ったり、柳の枝（牛王杖）に挟んで水田の水口に立てたりして、除災の守とした。このほか、紙背を起請文の料紙として用いた。神前で起請文を焼き、その灰を服用して誓約することも行われた。[10] 富士山においては御師の頒布になり、古くは料紙を横長に用い「富士山宝印」の五文字を記す事例が多い。富士山の山容に「牛王宝印」と重ねる例もあった。後には料紙を縦長にして、三峰の富士山形の下に「富士山宝印」と一行書きするようになる。

十六世紀にさかのぼる遺例が二点知られるなど、その分与は御影に先行するとみられるが、配布者の特定や系譜の整理は容易ではない。そうしたなか、川口御師の分与であることが確定している【表4】⑨・⑩は貴重である。

まとめにかえて

信州では庚申講が盛んであった。それは、独自な発展を遂げてきた。人びとは、庚申日ごとにもたれたヒマチ（日待）に、息災延命や病気平癒、除難にとどまらず、極楽往生を願った。こうした習俗が途絶えつつある現在では、庚申講とは名ばかりで、伊那市大字西箕輪梨木のように葬式組や墓穴掘りの仲間と認識されるにとどまるものも少なくない。この梨木周辺を檀家としたのは、川口御師の駒谷若狭であった。

中信地方にあって、庚申信仰のよりどころとなっていたのが真光寺（上野庚申、松本市梓川梓）である。同寺については、下平武・細井雄次郎の両氏より、貴重な情報がもたらされた。信州各地の庚申講が、講の活動を中止するにあたり、「本尊」としてきた掛軸を「返納」する事例が増えており、そのなかには富士御師の分与になる庚申軸も含まれているというのである。二〇二一年一〇月、同寺を訪問し、四種五点の掛軸を確認した。真光寺への返納者、すなわち各軸を護持してきた庚申講の特定までには至らなかったが、これらが川口御師の配布になることは疑いない。

さて、真光寺にもほど近い安曇郡下角影村（松本市梓川梓）に居住した上野組大庄屋中沢家の当主は、寛政七年（一七九五）・享和三年（一八〇三）のそれぞれ十二月に、川口御師の梶原文蔵（大俵屋）が来訪したことを記録していた。寛政七年は乙卯、享和三年は癸亥ゆえ、両年の庚申御影の分与は考えられず、牛王宝印やお札・お守の配布にとどまったと推測される。しかし、真光寺に奉納された庚申軸の存在は、寛政十二年（一八〇〇）、万延元年（安政七・一八六〇）といった庚申縁年をひとつの機会ととらえ、信州への富士信仰の浸透を企図した富士御師、なかんずく川口御師の活動を裏づけている。

次なる課題は、ひとつには、こうした川口御師の活動が、元文五年（一七四〇）あるいは延宝八年（一六八〇）までさかのぼりうるのか、すなわちこれを証する庚申軸を見出す作業の継続である。ふたつには、大庄屋の日記を補完するモノ資料＝御師の配布になる牛王宝印やお札・お守の探索である。

今回は庚申講の休止にともなう掛軸奉納という予期せぬ経緯から実現した庚申軸の確認であったが、次回こそは講の場に伝わった庚申軸の確認を期したいと念願している。信州の北限に近い中谷（北安曇郡小谷村中土）には、川口御師の中村肥後が配布した牛王宝印が十枚近く伝来しているという。[11] これについても、確認したい。

調査報告の最後に加えておきたい。真光寺で実見した川口御師の配布になる庚申御影はいずれも軸装されている。講宿となる家の床の間や祠堂に掲げられ庚申講の本尊として祭祀されたものであったことが知られる。一方、配布した側の川口御師のもとには軸装された御影はなく、多くはマクリ（捲）の状態で伝来する。

これは【表2】でみた吉田御師が配布した御影一般にもあてはまる。授与する側と、授与される側との意識の相違が見てとれる。

註

（1）塚本学「村を訪れるひと―十八・九世紀信州松本領のばあい―」（塚本学先生退官記念論集編集委員会編『近世・近代の信濃社会』龍鳳書房、一九九五年）など。

（2）小原稔「松本市島内青島の富士塚」（『長野県民俗の会通信』一四八号、一九九八年）。福澤昭司氏のご教示による。

（3）志村博「長野県の富士山信仰と富士塚」（『富士見十三州富士塚調査報告書―富士山信仰と富士塚―』富士市立博物館、一九九五年）。

（4）赤羽篤「富士塚資料及びその他」（『辰野町資料』五〇号、辰野中学校）が翻刻する「万延元庚申年富士塚諸色帳」によれば、川口御師中村内蔵之介が、万延元年（一八六〇）三月二十八日から翌閏三月二十日にかけて、樋口村（辰野町）をはじめとする六ヵ村で「富士塚祭」を執行している。しかし、大正九年（一九二〇）に樋口の富士塚で祭事を催行したのは、同所の荒神社の宮司であった（高井宗雄『樋口区の歴史拾い話』私家版、二〇〇四年）。

（5）『長野県史』〔民俗編第五巻・総説Ⅰ〕（一九九一年）。

（6）「真光寺」（『長野県の地名』〔日本歴史地名大系〕二〇、平凡社、一九七九年）。

（7）下平武氏のご教示による。

（8）細井雄次郎「松本市梓川真光寺に集積された庚申掛軸について」（『長野県民俗の会会報』四四号、二〇二一年）。

（9）「真光寺・庚申御影」⑧（口絵7・⑤）については、細井雄次郎氏より写真の提供を受けた。また、【表1】～【表4】には、川口御師・吉田御師分与になる御影・牛王宝印について、『富士山の絵札―牛玉と御影を中心に―』〔富士吉田市歴史民俗博物館・企画展図録〕（富士吉田市教育委員会、一九九六年）に「牛玉宝印」「富士山牛玉」「御縁年の絵札」「御影」といった区分で紹介されている品々を筆者なりに再整理して掲載した。なお、【表1】「川口御師・庚申御影」―①・【表3】―④は『あしなか』一六〇輯（一九七八年）、【表4】―⑤は『あしなか』一五六輯（一九七七）より、それぞれ転載した。表中に頻出する伊藤コレクションについて、若干説明しておく。富士河口湖町船津在住の故伊藤堅吉氏が『富士山御師』（図譜出版、一九六八年）の執筆に際し、旧川口御師から収集した資料と、吉田御師車屋（小車屋＝田辺不三家から入手した神札などの二系統の資料からなっている。前者については、中村筑前・中村藤大夫・中村土佐・大黒谷外記（大国）・中村内蔵介・中村若狭（駒谷）・中村左近・梅谷監物・額谷宮内・中村佐渡（額谷）・宮下讃岐（猿谷）・高橋大夫・高橋市正（大関谷、主馬さん）・渋江掃部（上ノ坊）・三浦外記の諸家をあげることができる。

（10）新倉村（富士吉田市）では、寛文八年（一六六八）の検地に際し、作業に臨む村方の者たちが互いに不正をはたらかないとの誓いを立て、鎮守の神前で起請文をしたため、これを「炭焼服用」したという（「奥脇晴雄家文書」『富士吉田市史』史料編三〔近世Ⅰ〕一三三号）。さすがに「炭」は「灰」の誤記で、一同は起請の文言を記した牛王宝印を焼き、その灰を水に浮かべて飲み合ったと解するのが適当だろう。

（11）細井雄次郎氏のご教示による。

川口御師（富士河口湖町河口）

〔庚申御影〕

①

「庚申」
『あしなか』160輯

〔来迎御影〕

③

「三国第一山」
伊藤コレクション

②

「三国第一山」
伊藤コレクション

①

「三国第一山」
伊藤コレクション

④

「庚申」
伊藤コレクション

⑥

「生土神」
「伊藤コレクション」

⑤

「富士山神璽」
伊藤コレクション

④

「三国第一山」
伊藤コレクション

【表１】川口の来迎御影・庚申御影および真光寺の庚申御影

	真光寺（上野庚申、松本市梓川梓）	
	〔庚申御影〕	〔庚申御影〕
寛政十二年（一八〇〇）	③ 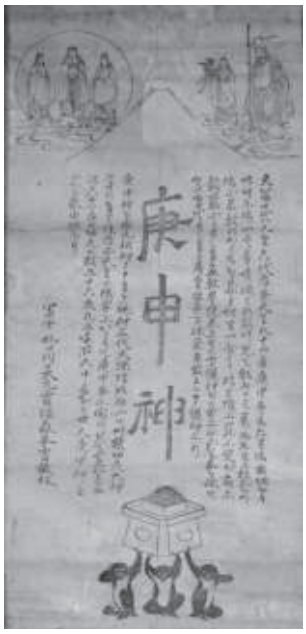 「庚申神」 ② 「庚申」	
万延元年（安政七・一八六〇）	⑧ 「庚申大神」 ⑦ 「庚申」	⑥ 「庚申大神」 伊藤コレクション ⑤ 「庚申」 個人（伝来未詳）

【表２】吉田御師の来迎御影

吉田御師（富士吉田市上吉田）			
③ 延宝８年（1680） 正福寺(富士吉田市新倉)	② 元和４年（1618） 伊藤コレクション	① 吉田御師・佐藤備前（団屋）	～延宝八年（一六八〇）
⑥ 伊藤コレクション	⑤ 吉田御師・菊田	④ 享保11年（1726） 吉田御師・菊田	～元文五年（一七四〇）
⑫ 寛政12年（1800） 吉田御師・浅間坊	⑨ 吉田御師・田辺和泉 （大国屋）	⑧ 吉田御師・田辺和泉 （大国屋） ⑦ 天明８年（1788） 吉田御師・上文司 ⑪ 吉田御師・田辺和泉 （大国屋） ⑩ 吉田御師・菊田	～寛政十二年（一八〇〇）
		⑬ 吉田御師・槇田	万延元年（安政七・一八六〇）

【表３】吉田御師の庚申御影

吉田御師（富士吉田市上吉田）	
① 上吉田・個人	寛政十二年（一八〇〇）
⑤ 吉田御師・国沢 ④ 『あしなか』160輯 ③ 吉田御師・菊田 ② 吉田御師・菊谷	万延元年（安政七・一八六〇）

【表４】富士山（吉田・川口）の牛王宝印

（川口）	（吉田）	
② 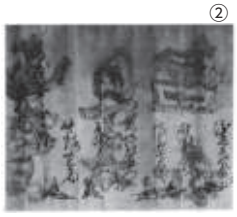 「富士山宝印」（天正13年・1585） 談山神社（奈良県）	① 「富士山宝印」（天文17年・1548） 早稲田大学図書館	～延宝八年（一六八〇）
④ 「富士山宝印」 富士吉田市下吉田・個人	③ 「富士山宝印」 富士吉田市下吉田・個人	
	⑤ 「富士山宝印」 『あしなか』156輯	
⑨ 「牛王宝印」 個人（伝来不詳）	⑦ 「富士山宝印」 ふじさんミュージアム（伝来未詳） ⑥ 「富士山宝印」 伊藤コレクション	～元文五年（一七四〇）
⑩ 「牛王宝印」 伊藤コレクション ⑭ 「牛王宝印」 伊藤コレクション	⑬ 「富士山宝印」 伊藤コレクション ⑧ 「富士山宝印」 個人（伝来不詳） ⑫ 「富士山牛王」（弘化２年・1845） 吉田御師・佐藤備前 ⑪ 「富士山宝印」 吉田御師・槇田但馬	

明治末の富士登山ツアー

伊藤　昌光

はじめに　―一枚の絵葉書―

ここに掲載した絵葉書には、「富士表口登山道　一合目休泊所」とある（写真1）。大宮口新道、通称カケスバタ口登山道一合目休泊所の写真である。小屋に立てられている幟にも「富士表山休泊営業合資会社一合目支店」の文字が染められている。菅笠を被り、金剛杖を持った登山者や、荷を積んだ馬の手綱を曳く子どもの姿があり、背景に富士山を取り込んでいる。表口登山道（大宮・村山口登山道）は、大宮から村山（旧富士根村）を経て山頂に向かうルートをとっていたが、明治三十九年（一九〇六）に村山を経由しない新道が開鑿された。この絵葉書は、その新道一合目の風景写真である。

右上のスタンプには「42. 8. 6」の日付があり、明治四十二年八月六日の登山記念スタンプと知られる。さらに「山梨民報社主催富士登山会紀念　第弐回甲駿探勝」という銘がある。静岡県側登山口の絵葉書に、山梨県の新聞社が主催した登山記念のスタンプが押されていることになる。[1] 当時の『山梨民報』の紙面をみると、同年七月から八月にかけて富士登山会の募集広告や応募状況、出発から帰着までの経過報告などが詳細に掲載されている。[2] それらを紹介しながら富士登山会の様子を検証し、当時の富士登山の目的や経由地の対応、交通事情等について考えてみたい。

【写真1】絵葉書「富士表口登山道　一合目休泊所」
明治39年（1906）に供用開始された大宮口新道（通称カケスバタ口）一合目の風景写真。
明治42年頃には、各合目休泊所の整備も進んでいたものと思われる。

一　山梨民報社主催富士登山会

（1）初回の富士登山会

山梨民報社主催の富士登山会の記事は、『山梨民報』明治四十一年（一九〇八）七月四日の社告が最初である。

> 社　告
>
> 民報富士登山会
>
> 富士登山者年々増加し千里を遠しとせずして来り遊ぶもの其幾人なるを知らず憧景措く能はず外人にして此霊山の土を踏みし者亦決して少しとなさず真に富士は我邦人士の誇りなり
>
> 梅雨漸く霽れて炎熱燬くが如からんとす此時に際し我が社は茲に富士登山会を企つ山頂東海の表を望んで涼風袂を吹く処金明水に三寸の咽喉を湿ほすも亦快ならずや
>
> 読者諸士の入会を促す　　（詳細の規則は追て発表す）

「此霊山・・・富士は我邦人士の誇りなり」とあり、日本国民として、日本の誇りである富士山に登ろうではないかというものである。

続いて、富士登山会の詳細な規則について、同七月八日から「民報社主催　富士登山会規定」として数回掲載されている。その概要は次のようなものである。

・会費四円五十銭。

・会員資格は、年齢十五才以上五十才以下の健脚なる男女にして民報愛読者に限る。

・登山日時は、八月七日（雨天順延）。甲府駅発午前八時十七分の上り二番列車に搭乗して大月駅に下車 → 昼食後徒歩で駒橋発電所を見学 → 引返して馬鉄に乗り吉田駅下車、同夜同所一泊 → 翌八日登山し、途中二合目の御室浅間神社宝物展覧会を縦覧 → 同夜八合目に一泊 → 九日早朝登頂、奥宮に於て執行される申年祭その他に参拝 → 即日下山 → 吉田・大月を経て帰府解散

・集合場所は、舞鶴城天守台。

その他に、徽章を配付することや、医師・看護師を随伴させること、記念スタンプを押捺した絵葉書を贈呈すること、山頂や帰路の車中で大福引きをすることなどが書かれている。

この富士登山会は、当初八月七日出発の予定であったが、盂蘭盆の前で商人が忙しいことから七月二十五日に変更された。

二十五日早朝、舞鶴城公園に集合。天守閣に掲げられた「山梨民報富士登山会」と記した数百本の大旗小旗が翻り、勇壮な楽隊の演奏と煙火の祝砲が響き渡る中、一行は楽隊を先頭にして隊列を組み停車場（甲府駅）に向け出発。甲府駅のプラットホームで式典が行われ万歳三唱。途中参加者を除く会員八十二名は上り二番列車の専用客車に乗車し、山のように積まれた富士山上での福引品と共に、予定通り八時十七分に出発した。

十一時半に大月駅前の茶店中西屋に着き昼食。駒橋発電所を見学し午後二時半頃に馬車鉄道の鉄馬車五台に分乗して吉田に向かう。夜八時頃に吉田小菊旅館に到着。夜の宴会では上等正宗で一酔して就寝。

二十六日早朝六時に小菊旅館を出発、浅間神社門前で記念写真を撮り、中ノ茶屋を経て馬返に着き登山の準備。一合目で記念スタンプ、二合目では宝物縦覧、三合目茶屋で昼食。五合目で小休止。経ヶ岳では日蓮ゆかりの地であることを伝える石碑を見て、六根清浄を唱えながら金剛杖を頼りに登っていく。風が激しくなり着莫蓙や笠が飛ばされそうになる中、同二時半に先頭が八合目に到着。此日の吉田口総登山者総数は約百五十名で、その内百余名が登山会会員であったという。

二十七日、日の御子石（九合目）で御来光を拝し、五時半に山頂に到達。お鉢巡り後に福引きをし、記念写真を撮る。下りは砂走を下り一時間余で五合五勺（小御嶽神社）に着く。先発隊は午後三時頃に吉田に到着。鉄道馬車で大月に出て午後七時五十分に中央線に乗り、甲府へは午後十一時過ぎに帰着。大勢の万歳三唱で迎えられ解散する。

中央線で甲府から大月まで行き、大月から富士馬車鉄道と都留馬車鉄道を乗り継ぎ吉田に入り一泊。翌朝から吉田口登山道を登って八合目で一泊、翌日山頂登山をして下山。同じ経路を使って夜半に甲府帰着という二泊三日の登山であった。初回の登山会は、百余名の参加者を得て計画通りに実施され、大成功を収めたようである。

（2）その後の登山会

山梨民報社主催の富士登山会は、新聞記事により明治四十五年（大正元、一九一二）の第五回まで実施されたことが確認できる。翌大正二年（一九一三）は、七月から十二月まで紙面が伝わらず確認できない。大正三年は、山梨毎日新聞社主催の富士登山会募集記事が掲載されていることから、山梨民報社主催の登山会は実施されなかったと思われる。

その山梨毎日新聞社の募集記事には、「本社が第一回の富士登山を企たは今を去る五年前でありました」とあり、これにしたがえば、明治四十二年（一九〇九）に第一回の富士登山会を開催したことになる。しかし、同年の記事には第二回とあることから、再調査が必要と考えている。

山梨毎日新聞社主催の登山会は、二回とも甲府―大月―吉田口往復―大月―甲府のコースで実施され、地元村長の歓迎や、福引き、記念品、持ち物も最小限に止めるなど、山梨民報社と同じ方法をとっている。

	回	年月日	行　　程	会費	参加者
山梨民報	第１回	M41.7.25 ～ 27	甲府－大月－吉田口・山頂往復－大月－甲府	4円50銭	100余名
	第２回	M42.8. 5 ～ 7	甲府－鰍沢－沼久保－大宮－山頂－吉田－大月－甲府	4円80銭	100余名
	第３回	M43.8. 2 ～ 4	甲府－鰍沢－星山－大宮－山頂－吉田－大月－甲府	5円	100余名
	第４回	M44.7.24 ～ 26	甲府－鰍沢－星山－大宮－山頂－吉田－大月－甲府 （富士川通船困難に付き行程変更） →甲府－大月－吉田口・山頂往復－大月－甲府	5円	100余名
	第5回	M45.7.26 ～ 28	甲府－鰍沢－星山－大宮－山頂－吉田－大月－甲府	5円	80余名か
		T 2.	未確認		
	以下未調査				
山梨毎日			未調査		
			未調査		
	第1回	M42.8. 8 ～ 10	甲府－大月－吉田口・山頂往復－大月－甲府	4円50銭	100余名
	第2回	T 3.8. 8 ～ 10	甲府－大月－吉田口・山頂往復－大月－甲府	5円50銭	100余名
	以下未調査				

【表１】「山梨民報社」及び「山梨毎日新聞社」主催の富士登山会一覧

二　第二回富士登山会　―甲駿探勝―

（1）募集広告

第一回の富士登山会を成功裏に終えた山梨民報社は、その経験を活かして翌明治四十二年（一九〇九）に第二回富士登山会を実施した。冒頭で紹介した絵葉書に押されたスタンプは、このときのものである。『山梨民報』七月二十四日の紙面に、山梨民報社主催「第二回富士登山会」の募集広告が掲載されている。参加を呼びかける広告の掲載は、こののち二十八日にかけて都合四回に及んだ。なお、広告に先立ち、十八日の紙面に「来れ来れ甲駿の奇勝絶景を探らんと欲するの健児は!!」の副題とともに第二回登山会の開催を報じる記事「本社主催の登山隊」を掲載したほか、二十一日から二十三日まで、三日続けて登山会開催を知らせる社告を載せている。

【明治四十二年七月二十四日掲載　募集広告】

第二回目富士登山会

△期　日　八月七日（甲府出発午前七時十五分　鰍沢出発同十時十分）八日・九日

△会　費　金四円八拾銭（甲府出発会員）

　但し（鰍沢にて加入金四円六十銭、切石飯富金四円四十銭、身延南部金四円二拾銭）

△舟遊会　船中美酒佳肴福引あり

△歓　迎　鰍沢、南部、大宮、吉田、谷村、大月等到る処吾人団体を歓迎せんとして其日を待ちつゝあり

△救護班　衛生隊主任としては赤十字医師矢崎貞吉氏其他の出陣あり

△写真部　桜町二丁目に在て市内写真界中技術卓絶の高評ある内田利重君随処随時紀念の撮影を為す

△行　程　富士川を下り大宮口を登り北口吉田に下山して鉄路帰甲す

△設　備　我社独特の大計画、峡中空前の壮挙、敢て前披露せず

△会費　鉄道馬車賃、船中酒肴代、船賃、宿泊料、弁当料、強力、御山入り、防寒衣損料、菅笠、杖、着呉座、汽車、馬車等一切の費用

△経　験　富士へは二度目、団体旅行は四回目、我社幹部の経験は遺憾なく発揮して必ずや会員全体に満足を与ふべし

△締　切　郡部（八月三日）　市内（八月五日）限り

△申込所　（甲府）本社（鰍沢）民報支局（日下部）天野支店（青柳）大木新聞店（日下部駅前）林屋商店（塩山）矢沢新聞店（切石）佐徳（アキマツ）平氏（韮崎）清水新聞店（身延）坂上延太郎氏（日野春）幡野新聞店（南部）近藤弥之助氏（市川）渡辺写真店、中巨摩合同新聞店

以上各地以外の加入諸君の御便宜を計り柳町柳正堂の振替口座を臨時借用したれば右振替貯金に払込まるれば好都合なり口座は百十四番にして柳正堂書店方原浦秋宛の事

主催　山梨民報社
富士登山会幹事

登山会の行程は、八月七日から九日にかけての二泊三日で、甲府を出発し鰍沢河岸（現富士川町）から舟で富士川を下り沼久保に上陸、大宮町（以上、現富士宮市）に至り、大宮口から登山して北口吉田に下山するというものであった。富士川船中では美酒佳肴と福引きがあり、経由地では歓迎会が催されるというもので、救護班とカメラマンが随行し、会費は四円八十銭で、それには鉄道馬車賃や船賃等の交通費、宿泊料、船中酒肴代や弁当代などの食料費、さらには山登りに必要となる防寒具の損料、菅笠・杖等の費用も含まれている。その申込場所は山梨県内の山梨民報本社・支局、及び関連の新聞販売店となっている。

富士山では、富士山信仰に起因する信仰集団（富士講等）の集団登山が行われ

てきた。明治維新以後は、盛んに登山案内書や登山地図が刊行され、信仰を伴わない一般庶民の富士登山が増加した。参加者を一般募集して登山隊を編成し、登山（旅行）に要する費用を会費制とし、主催者側が総て用意するという形式は、正に現在で言うところの旅行社主催のパックツアー登山である。山梨毎日新聞社の例もあることから、同様事例のさらなる調査が必要と考えている。

（2）登山会前況

七月二十七日以降、出発前日の八月四日まで「我社登山会前況」という見出しで記事を連載している。その記事から募集状況や経由地との調整など、登山会開催に至るまでの様子を紹介する。

○七月二十八日記事要約

〈鰍沢町の大歓迎と館船　東京より入会の申込あり〉　鰍沢町は富士川通船旅客・貨物の集散所で、中央線が開通してからも繁栄している。鰍沢町の有志は今回の事業に大賛成し、歓迎の準備に取り掛かっている。地元の銘酒や晒木綿等、種々の寄贈申込みがあり、厚くその厚意に感謝している。船夫（船頭）は精鋭を集め、船は堅固なものを八艘用意しているので、会員は大舟に乗った心地で船中で安心して飲み騒ぐ事が出来る。

本会詳細の発表と同時に続々申込者があり、東京小石川区中富坂町在住の四名の申込みもあった。「甲駿探勝第二回富士登山会、来れ来れ大に来れ「山梨民報主催第二回富士登山隊」なる旌旗の下に来り投ぜよ」と呼びかけている。

また、登山会寄贈品が賛同者（スポンサー）から寄せられていて、菅笠・上等ハンケチ・ハッカ水・特製会員徽章・紀念スタンプ・銘酒・精氷・晒木綿・頭痛薬・合切袋・富士山二合目宝物展観覧券等、旅の途中で必要とするものが揃っていると宣伝している。

○七月二十九日記事要約

〈来れ見学の志ある青年　見よ本社の準備整頓を　来れ左富士を展望せんとする老壮者〉　開催の告知から日が浅いのに各方面から寄贈品及び歓迎等の申出が続々とあり、入会申込者は、遠くは東京・長野等よりもあり、中には一家三人位の入会者もある。昨年第一回の壮挙を成し充分の実況と経験とを会得した本社に対する信頼から、老人及び少年諸士に到るまで安心しての申込みと思われる。本社の責任は重大で、昨日を以て第二の準備員数名を各方面に特派し、非の打ち所がないように準備をしているので、安心して登山隊に加入してこの壮挙を成し遂げよう。

服装は軽装で十分にして、肌着襦袢（白縮木綿）等にて製したものが最もよく、上衣は浴衣等で足りる。その他防寒衣等は本社にて仕度するので心配なく、軽装で出発してもらいたい。

今回の企画で、本社が旅行の興味が沸く富士川より大宮口をとるコースを選定したのは、若くて元気な年頃の青年には見学の一助となり、老人には未だ見たことがない大宮近郊の風景を紹介したいとの思いからである。もし大宮口を単独で登山したならば、今回の会費の倍はかかる。参考として、大宮口よりの費用は左の通りである。

▲大宮町物価　▲宿泊料一等六十銭以上二等五十銭以上▲昼食料一等三十銭以上二等二十五銭以上▲弁当一食八銭以上▲金剛杖一本十銭▲麻草鞋一足十銭▲草鞋一足三銭以上▲雨具一組二十三銭

▲案内賃　▲大宮より頂上御鉢巡りをなし下山口まで金一円十銭、外に休泊は客賄ひ

▲山中休泊料　▲宿泊料六十銭▲半泊料四十銭▲木賃料二十銭▲休憩料二十銭▲一合目は客の注文により宿泊食共上中等の賄ひをなす

▲山中物価　▲草鞋一足四銭▲鶏卵一ヶ五銭▲菓子一ヶ一銭▲甘酒一碗三銭▲一

合十銭▲牡丹餅一皿十三銭

右の様になるので、単独でこの道を登るならば今回の会費位では不可能である。しかるに費用は廉にして沿道各所で便宜と歓迎とをうけ、さらに衛生隊と写真隊が同行するので、一度登山したいと思う者は本社主催の登山隊に加盟して海抜一万三千尺の山頂で快哉を叫べ。

○七月三十日記事要約

〈大宮町の設備と本社団体の歓迎準備〉 第二回富士登山会の会員申込みは盛況である。鰍沢町同様に大宮町に於ても同地有志が本社団体のため盛大な歓迎会を開こうと準備中である。大宮町同盟旅館では、海松楼、中村屋、大宮亭、河野屋、山海楼、偕楽園、梅月楼、橋本亭、天神楼、小松屋、秀峰舘等いずれも皆本社登山会員のため最も見晴しのよい一等の座敷を提供してくれる事となった。各楼上より仰げば富士の秀嶺を望み、俯せば青松白砂の田子之浦より眺望際涯なく遙かに伊豆の半島より大島の噴火山をも望む事が出来る。来れ登山に志ある人士。

大宮町付近の名所旧跡は田子の浦、天の香久山、左り富士、ビンカン松、伊賀越平作塚、産の御前、衣掛松、弥次喜太の墓、虎少将神社、首洗ひ井戸、曾我寺曾我兄弟の墓、大石寺、北山本門寺、白糸の滝、その他名所旧跡枚挙にいとまがない。本社登山会員はこの名所旧跡に接し或は一望の下に集まるべし。来れ二十世紀の人士。

大宮町同盟旅館の発起により登山者夜参詣の便宜を謀るため、浅間大社前に千五百燭のアーク灯を点燭する。大宮分署は、山上駐在所五ヶ所に巡査を派出する。大宮より頂上までは五里七丁四十八間あり、途中村山駅にても本社会員のため盛大なる歓迎会を開く事となっている。

大宮警察署より富士山頂に至る電話架設工事は、二十五日万野地先官林まで終了した。また山頂郵便局受付の電報は、この電話を利用し大宮局にて発信方取扱いになる。なお、北口吉田に於ても二十八日より電信電話の取扱いを開始したので、海抜一万三千尺の山頂に居ながらにして郷里へ通信をすることが出来る。

○七月三十一日記事要約

〈見落す勿れ期日の繰上げ　出発は来八月五日午前七時〉 在郷軍人諸君より八月八日は簡閲点呼の当日なので期日変更の依頼があり、かつ秋蚕は日一日と多忙を極める等、申込諸方面よりしきりに依頼があったので、出発期日を来る五日午前七時に変更する。来れ当日は必ず民報日和なり、御山は晴天六根清浄。

富士川を船遊がてらの行程は、百度（摂氏三十八度）に近き炎暑をよそに、両岸の風景を迎へ送りつつ南下する愉快さがよい。既に船中には四俵の酒のほか、下戸党にも古久泉が特製販売の塩蒸カステラを、大坂屋も西洋菓子・落雁・饅頭・煎餅等を取混ぜて用意し、これらを福引の景品とする計画がある。増穂村青柳の久保商店よりサイダー一箱の寄贈があり、旅行中の太田町とさやの若主人も帰店の上はキリンビールを沢山寄贈してくれるという。当日船中の御馳走はすでに積んで山の様になっている。

韮崎の池田、柿之水飴本店は、昨年と同様に北口五合目で、我会員のために、専売の柿の飴湯を振る舞う。

塩山青年諸士は、来る八月一日に登山を計画していたが、本社富士川下りの挙に讃し、遂に団体を解き全員で本社登山会に加入した。同地方面からの個人としての申込みは頗る多数に上った。

○八月一日記事要約

〈入会申込と寄贈品　奥田画伯の加盟　吉田方面の歓迎　写真隊の活動〉 富士登山会の募集を始めると、西より東より入会の申込みが相継ぎ盛況である。各方面から別項広告欄にある様に多数の品々が寄せられ、登山会員一同の手許へ渡る予定である。

避暑旁々入峡中の画伯奥田芳彦氏が、揮毫の依頼が多く多忙であるにも拘わらず、登山隊に加盟してその特有の写生をなす事となった。

登山隊の下山口たる北口吉田では、四十七軒の旅館が同盟して盛大な歓迎送をする事となり、また山内二十八箇所の休憩所に於ても茶菓の饗応があり、大月駅でも同様の準備がなされている。

写真隊は、鰍沢町の歓迎会場より富士川の沿岸、船中の光景、大宮町の歓迎、田子の浦全景、左富士、山巓の光景等到る処で会員のため撮影を行う事になっている。

○八月三日記事要約

〈特派員原浦秋　大宮町より啓上（三十日）〉　特派員原浦秋は早朝五時に鰍沢を船で出発し沼久保へ上陸、十二時半大宮へ着き、旅館海松楼に入った。明日には山梨県出身の当町有志と会見し、同郷人の来遊を迎えるための町会を開き、万全の対策を講じるつもりである。町長菅沼正作氏や土木課根本喜太郎氏等におかれては、親切にも旅館を訪ねて参られ種々の打合せをした。

歓迎会場を官幣大社浅間神社境内に設け、麦湯茶菓の饗応等がある。大宮町付近の名所絵葉書やその他の寄贈品は良い記念となろう。当日町の有志は旗を立て煙火を打揚げて我一行を迎え、旅情の労をねぎらう予定であるという。

大宮警察署も我一行の保護と便益を計るため、当日は登山の要所に巡査を増派し、強力・馬丁・石室等の監督はもとより、全般に渡って出来得る限りの注意を払い、特に署長は部下一名を引連れて実地登山をして巡視するという。

休泊営業合資会社社長成田武次郎氏は本日五合目の石室に居たが、我の来宮を電話で聞いて下山し、海松楼に訪ねてきた。山中では宿泊六十銭、昼食二十銭の外に、休憩料金二十銭というきまりがある。登山口より頂上までは十二箇所の休憩所があり、湯水や茶を自由に要求する事が出来る。普通は一ヶ所で茶一杯を飲み休憩席料とし三銭宛払うと計三十六銭になるが、休泊会社で切符を購入すれば金二十銭と定められていた。我社の予算にはこれを計上せず、山中休憩費用は会員各自負担の計画であったが、今これを総て休泊会社に一任したので、我会員諸君は表口登山の道中には全く会費の外、更に出資する必要はない事となった。

成田社長の言うには、表山は北口より余程気候が温暖なれば麓より別段褞袍を背負上げる必要はない。只々会員各自が防寒用意として冬シャツ一二枚と腰股引及び手袋を準備すれば十分である。しかし老人等には猶襟巻を持参すればこれに過ぎる事はない。以上、我会員諸君には、忘れない様注意してもらいたい。

表口は裾野より二合五勺辺りまで到る処に清冽玉の如き水が湧出して登山者の咽喉を潤す。それだけ一帯が湿地なので麻鞋より藁のものがよく、三合以上及び北口砂走にかけては無論麻鞋でなければ非常に不経済となる。それには緑町山本商店の亀の子鞋が最も適当と認めるので、会員一同を代表して一人一足宛、幹部が代理購求し配当するので、各自出発の朝は普通の鞋を持って来ればよい。

○八月四日記事要約

〈準備は整頓せり　出発は愈々明朝　本夕迄に申込　服装と携帯品〉　本社は原浦秋を特派員として派遣し、鰍沢町より富士川沿道及び大宮町における本社登山隊に対する大歓迎と登山の準備は万事整った。〈整然として海抜一万三千尺の高峰は諸君の来臨を待つもの、如し、来れ見聞を広くし心胆を練んと慾するの健児諸君よ〉

大宮町で如何に我登山隊を歓迎しているかは、左の様な計画に依って知る事が出来る。本社は大宮町有志に対して大いに感謝の意を表するものである。

一、甲州南部の停船所より打電を乞う事

一、駿州上陸地の沼久保へは大宮町より海松楼、秀峰舘が強力五名を引率して出張する事

一、同所に於て小憩の上、団体は整列し、同時に強力一名は伝令として大宮町に先発する事

一、団体は沼久保を発し大場山より野中製糸場前に出て、黒田を経て大宮町に入る事

一、沼久保よりの伝令に接した大宮町有志及び各団体は、同町常泉寺付近に於て歓迎する事
一、右歓迎に要する旌旗は大宮町在郷軍人団、同所青年会、旅館同盟会、強力、馬丁組合、商工会、その他の団体とする
一、該団は楽隊を先頭にして大門より浅間神社へ参詣、陳列館にて休憩、万歳を唱えて各旅館に着く
一、煙火の寄贈も沢山あり、かつ浅間神社参拝の節は、特に神酒を下賜せらるゝ事

なお寄贈品としては、富士休泊会社より富士登山案内図一部ずつ、大宮町商工会より頂上図入扇面一面ずつ、同町同盟旅館より富士山中名所写真絵葉書数葉ずつ、その他の寄贈品も積んで山の様になっている。以て本社の登山会が如何に大規模なるかを知れ。

明朝は六時四十分塩山発の一番列車が甲府へ到着するのを待って出発するので、市内及び近郷の会員は同七時迄に舞鶴城頭「山梨民報主催第二回富士登山隊」という旌旗の下に集合せよ。なお各方面より続々と団体もしくは個人の申込みがあるので、右希望者の便宜のため本夕七時迄に本社へ申込む人に対しては殊に受付ける。

服装と携帯品は、笠・着莫蓙・杖等は本社で提供し、集合地点で会券と引換えに右の品へ徽章を添えて各会員に渡す。会員諸君は浴衣・肌襦袢・股引・脚絆・草鞋、他に半股引・冬シヤツ一二枚・手袋・襟巻等を携帯すれば充分に足りる。しかも大宮口は二合五勺辺りまでは天与の清水が各所に湧出しており、さらに休泊会社の手に依って登山道路中十二箇所で湯茶の饗応があるので、殆んど水筒を携帯する必要はない。

その後各方面の人士より本社の登山隊に寄贈された品は山をなしている。なお鰍沢町の本社支局内の志村米造氏よりは煙火三発を、当市太田町佐渡屋商店より海苔缶詰五十個を、桜町四丁目丸和商店矢崎文治郎氏より高千穂マッチ百二十個の寄付があった。

(3) 登山会の実施

第二回富士登山会は、当初は八月七日から九日にかけて実施される予定であったが、当日が在郷軍人簡閲点呼の日に当たることや、秋蚕の多忙期に当たることなどから、申込者の要望を受け五日から七日にかけての二泊三日となった。

八月六日から九日までの各日紙面には、一行の行程にかかわる速報記事が載るほか、十一日から十五日の紙面には、「登山団体余録」と題する連載記事が掲載されている。これらによって、一行が辿った経路、要した時間、経由地の対応等について検証してみたい。

《出発》

八月五日午前五時、舞鶴城頭一発の祝砲を合図に仕度に取り掛かる。同五時三十分、第二の祝砲と共に舞鶴城頭「山梨民報主催第二回富士登山隊」旗の下に集合。同七時の三発目の祝

【写真２】絵葉書「鰍沢乗船場」（富士川町鰍沢）

砲を合図に停車場前に移動した。塩山発の一番列車で到着した会員を加え、太田町の馬車鉄道本社前へ進行。同八時十五分、特別仕立ての馬車五台に分乗して鰍沢へ向け出発した。

甲府・鰍沢間に敷設されていた馬車鉄道だが、山梨馬車鉄道の甲府―小井川が明治三十一年十一月中に、鰍沢馬車鉄道の小井川―鰍沢が同三十四年六月に開通し、両馬車鉄道は同三十五年二月に合併して山梨馬車鉄道となっている。明治四十二年当時は「山梨軽便鉄道」となり、本社は太田町に置かれていた。(3)

《鰍沢》

午前十時十五分、登山隊の一行七十余名を乗せた鉄馬車は、二時間かけて鰍沢に到着した。祝砲が轟き、菅笠を被った大勢の地元有志と、歓迎の大旗を押立てた山梨民報支局の有志らから熱烈な歓迎をうけた。ここで峡西地方及び当地から参加の会員三十余名が加わった。

総数百余名の隊列は整々として町中を通過し乗船場（鰍沢河岸）に着く。乗船場では赤白段多羅の幔幕を張廻した中で、茶菓・麦湯の接待を受けた。第二の祝砲を合図に用意されていた特別仕立の館舟（屋形船）五艘に分乗し、多数見送人の万歳の声に送られながら、舟子が唄う祝いの歌と諸共に、富士川の清流に任せて南下を始めた。

【写真３】絵葉書「内船之廻船所」（南部町内船）

富士川舟運は、鰍沢から岩淵（静岡県富士市）までの約七十二キロメートルを半日で下った。中央線が甲府まで開通した事により輸送量は激減したというが、富士身延鉄道（現在のＪＲ身延線）が開通するまでは重要な輸送手段として利用されていた。

清流十八里の富士川下りは、船中福引きの余興に次いで、賛同者よりの寄贈品を飲み食いし、大いに盛り上がった。五艘の屋形舟には歓声が充満して愉快な船旅となった。

《南部》

出発から三時間ほどして南部河岸（南部町内船）に着いた。ここは鰍沢と岩淵のほぼ中間地点にあたり、荷物の積み下ろしや乗降客の飲食ができる休憩地となっていた。(4) 県会議員ほかおよそ三十人の歓迎があった。上陸を始めようとした

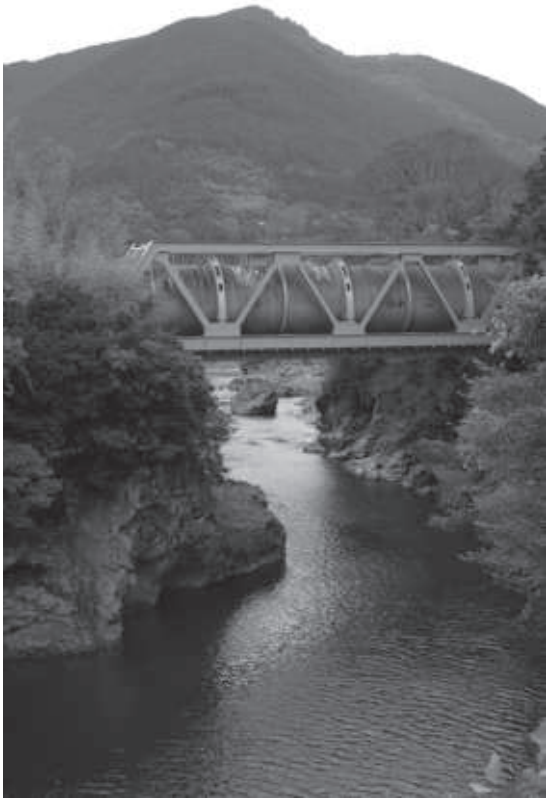
【写真４】富士川最大の難所といわれた釜口峡
（富士宮市長貫）

時に雨が降り出したため、原先達と数名の会員が総代として上陸し挨拶を交わした。地元有志からラムネ百五十本と巻鮓二百の寄贈があり大いに喜んだ。雨が止んで万歳の声に送られ船はさらに南下する。

流域には難所と呼ばれるところが何箇所もあるが、流れはいよいよ激しくなり、この先には一番の難所といわれた釜口もあったが、老練の舟夫は危険を避けて舟の頭に引綱を着け、舟を操っていく。会員は一向無頓着で、梨や林檎を食べ、一斗樽の銘酒を半分平げ、二百貫目の氷塊を毀して舟から舟へと移すなど、船旅を楽しんでいたとある。

下船三十分前頃に大工場が目に入ったという。「左方の岸高く雲を凌げる大パイプ」が「吐く黒煙は此方に靡ひて」「近付き見れば端から端迄五十余間の長板塀」とある。この工場は、明治三十一年に創業を始めた四日市製紙芝川製造所（現在の王子エフテックス芝川工場）である。富士川の筏を使って原料の材木を移送していた。

《沼久保》

沼久保は、富士川舟運における大宮町の玄関口となっていたところで、ここに着いたのは午後四時頃である。鰍沢から五時間半ほどを要している。沼久保に上陸すると、大宮町の旅館組合（海松楼・秀峰舘）を始めとして有志多数が出迎えに来ていた。甲府―鰍沢は鉄道馬車、鰍沢―沼久保は船を使い、約八時間が経過した。ここからは徒歩で大宮に向かい、一泊して富士登山となる。大宮までは小さな峠を越えなくてはならないので、ここが山路の踏み初めであると記事にある。

《大宮》

沼久保から大宮に向かうルートは幾筋かあるが、事前の打ち合わせでは、「団体は沼久保を発し大場山より野中製糸場前に出で黒田を経て大宮町に入る事」「沼久保よりの伝令に接したる大宮町有志及各団体は同町常泉寺附近に於て歓迎する事」とあり、野中から黒田を経て来た一行を、常泉寺付近で出迎えることになっていた。

黒田から常泉寺がある伝馬町（富士宮市東町）へ至るルートは、東海道が富士川を渡った付近ですぐに左（北東）に折れ、高原から黒田を経て大宮に入る古い道筋（富士登山道）で、南から大宮へ入る玄関口となっていた。[5] 登山隊が沼久保から北東（大場沢沿いの道筋、現在の県道七六号線）に進み、野中・黒田を経て大宮町に着いたのは午後七時頃であった。

山梨民報社は、明治四十三年に第三回、明治四十五年に第五回の富士登山会を開催し、今回の「甲駿探勝」と同じコースを利用している。その際は、沼久保ではなくさらに下流の星山（富士宮市）で上陸している。大宮へは距離にして約二キロメートル短縮できる。

鷹岡村入山瀬（富士市）や富士根村小泉（富士宮市）で操業していた富士製紙会社が、原料となる早川流域の原木を富士川の筏を使って流下させ、星山で陸揚げして馬力で工場まで輸送していた。[6] そのため船着場も整理されていたと思われる。

【写真５】絵葉書「大宮浅間神社」（大正初期の官幣大社浅間神社）

【図１】大宮口登山道略図

※『実測富士山案内図　附付近地図』（明治41年〔1908〕）に加筆

表口（大宮・村山口）登山道は、明治39年（1906）に村山を経ないで大宮から直接山頂を目指す新道（大宮新道・通称カケスバタ口）が開鑿された。新道開鑿当初、新旧両登山道は併用されていたが、新道施設の整備が進むと、旧道は使われることがなくなった。明治42年頃には整備も進み、大宮町も盛んに大宮新道の宣伝に努めている。

《大宮町の大歓迎》

登山隊は大宮で大歓迎を受ける。六日午後七時十五分、同町有志及び各団体は当初の予定通り常泉寺付近で出迎え、その数は数百人にのぼったとある。さらに大宮町が用意した二挺の高張と音楽隊を先頭にして、歓迎会場となる官幣大社浅間神社（現在の富士山本宮浅間大社）へ向かった。沿道には手に丸提灯を携えた人々であふれ、万歳の声が絶えなかった。歓迎会場の浅間神社境内に入るや、麦湯と茶菓で歓待を受け、百有余名の誰一人として旅情の寂しさを感じることはなかったという。

一行は浅間神社に参拝した。代表者のみが拝殿に上がり、その他多数は下手に拝跪して、富士主典が祝詞を奉読すると、一同は威儀を正して最敬礼を表した。

境内の東方社務所裏手の広庭に休憩所が設けられ、茶菓が用意されていた。この日の浅間大社社務日誌には、「山梨県民報社主催トシテ団体九十余名ヲ引率シ来リ午後六時三十分参拝、社ノ東ナル芝地ニテ休憩、役場ヨリ麦湯ヲ出シ・・・」とある。

【写真６】絵葉書「神田橋ヨリ西新町ヲ望ム」（大宮町中心部）

《旅館》

当時の大宮は、富士登山客だけでなく、甲州街道（中道往還）及び身延道の宿場町として賑わいを見せていた。中村屋・偕楽園・大宮亭・橋本楼・天神楼・河野屋・小松屋・山海楼等、十数軒の旅館があった。

登山隊一行は郡部の会員は秀峰舘へ、市部の会員は海松楼へと分かれて宿泊した。ともに浅間神社の西方、徒歩で五分から十分のところにある。明治四十二年発行の登山記が掲載する広告には、それぞれ「富士表口登山御仕度御休泊所　岳麓大宮町富士本宮官幣大社西側

一等御旅舘　秀峰館」、「富士登山人御定宿　官幣大社富士山本宮講御定宿　富士郡大宮町松山（富士鉄道終点）　旅舘　海松楼」とある。[7]

なお、第三回登山会では海松楼と中村屋に、第五回登山会では海松楼と偕楽園に宿泊している。

この日の夜は、第一日の無事を祝い旅館で酒宴となった。地元有志の団体からは、ビール五ダースの差入れがあった。このほか扇子・絵葉書・富士案内等が会員各人にもれなく寄贈された。

【写真７】絵葉書「富士山表口二合目茗荷岳休泊所」

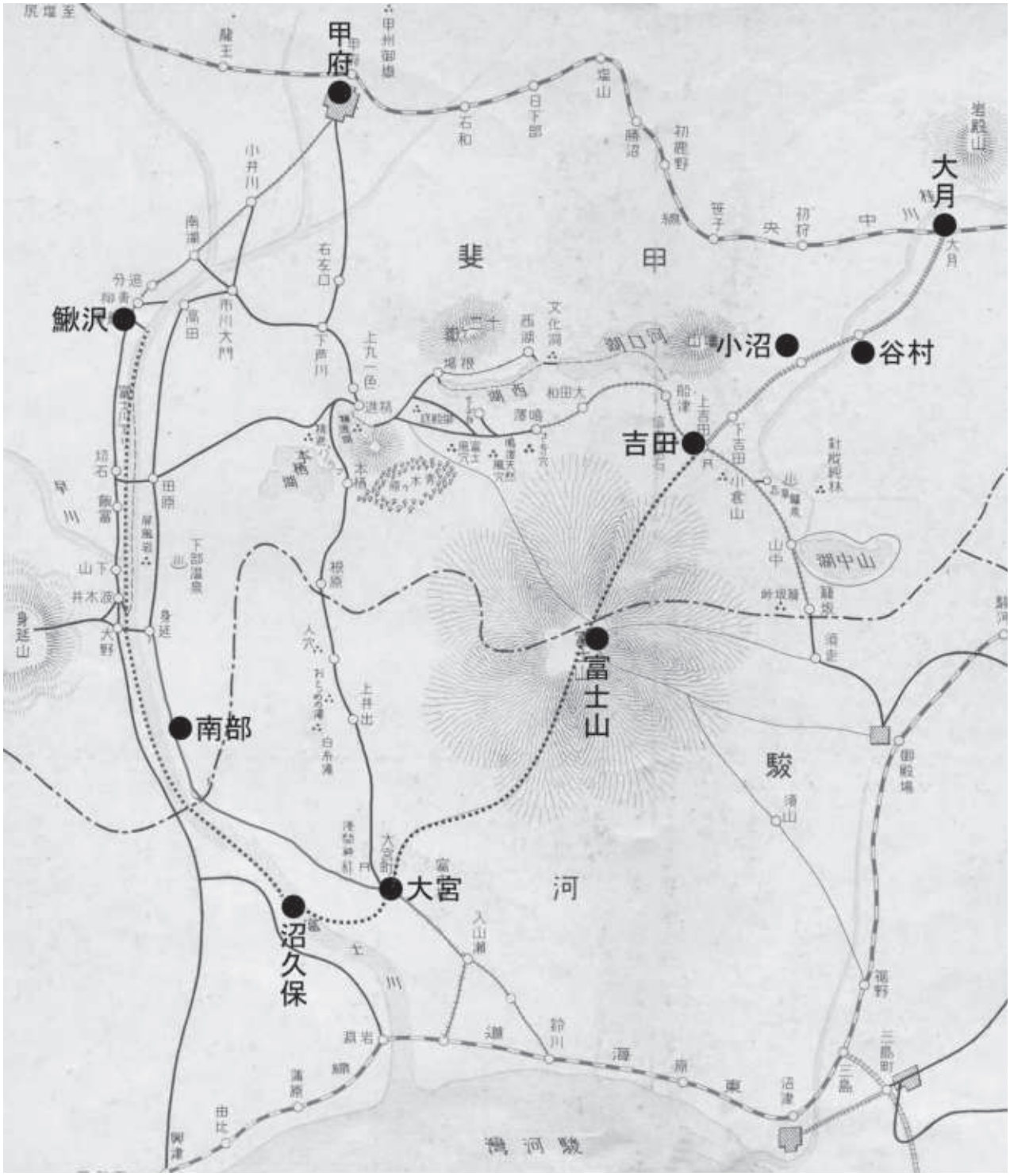

【図２】経路図

※『富士裾野めぐり付図』（鉄道省運輸局、大正14年〔1925〕）に加筆）

甲府―鰍沢：山梨軽便鉄道（馬車鉄道）
鰍沢―沼久保：川下り（舟運）
沼久保―大宮―富士山―吉田：徒歩
吉田―小沼：都留馬車鉄道
小沼―谷村―大月：富士馬車鉄道
大月―甲府：中央線

《登山》

秀峰舘と海松楼に分宿した登山隊の一行は、町内有志多数の訪問を受け、多大の寄贈品に笑声歓語を湧かした。十二時前後には皆就寝したが、翌午前二時三十分には一斉に目を醒し、朝食後それぞれ旅装を整え富士山脚に向って登山の第一歩を踏み出した。

富士山表口休泊営業合資会社社長成田武次郎氏が案内として乗馬雄々しく一行の前駆に立ち、大宮警察分署長代理前島巡査も山中の警護として一行に従った。午前七時、一行はカケスバタ（一合目）に着き休憩。さらに前方に進み二合目で昼食をとった。二合目は現在も豊富な湧水があり、喉を潤すことができる。三合五勺より樹間を離れて禿山の険をよじ登り、至るところの石室で休憩して、午後五時頃には八合目と七合目に無事到着した。

翌朝、七合目宿泊者は午前三時に起床して八合目で前衛と合流し、ここで御来光を拝する予定であったが、あいにく霧が深くてかなわなかった。頂上を目指して先発した日下部村（山梨市）の山田弥助氏が二時十分、第一に絶頂に達し、会員中先登第一の功名を博した。他の会員も六時四十分を以て全員無事登達した。お鉢廻を済ませ、山頂で福引きをし、北口石室の前面に整列して記念撮影をして下山の途についた。

《下山・帰甲》

吉田口八合目でホテル主人川村長松氏の歓待を受け、砂走を下って五合目で小休止。三合目で昼食。二合目御室本宮で宝物展覧会を縦覧。馬返より馬車を使って午後四時に吉田に到着。小菊及び瑞穂館で暫時休憩した。

ここからは都留馬車鉄道と富士馬車鉄道を乗り継いで大月に出る。中央線終列車に乗車し、車中で夕食後に福引きの余興があり、山頂に一番に到達した山田氏へ賞品として丸茂本店寄贈の鞄を贈呈し、全員拍手でこれを祝した。ここで原幹事解散の挨拶があり、石和駅で二三の会員と別れ、十時二十四分甲府駅に到着した。一行は構外に出迎えた山梨民報社社員と万歳三唱し、互に健康を祝して目出度解散となった。

八月十五日まで連載された「登山団体余録」は、次のように締め括られている。

一天隈なく晴れ渡つて、朝靄淡く棚引いて居る伊豆の島々一碧の波上に浮び、清水興津の海岸に寄せる潮は花産む如く遠江灘に波吠へて、箱根八里の嶺巍しで、斯は所詮北口で見得ざる眺め、之れに見惚れて苦を知らず、一万余尺の頂上攀ぢて、北口下りて帰つた次第は雑報既に記した通り、我家に帰つた今の今まで親と頼んだ金剛杖石突き洗ふて欄間（なげし）に懸れば、無邪気の稚児は下から仰いで声張り上げて万歳と唱へた（終）

まとめ

明治四十二年（一九〇九）八月に開催された山梨民報社主催の富士登山会について、『山梨民報』新聞記事を参考に、その様子を概観し、今から一世紀前の富士山団体登山について検証してみた。

富士山は古くから信仰の山であり、信仰に基づく集団登山が各登山口で行われていた。連綿と続く人々のこうした思いと行いが「信仰の対象と芸術の源泉」と評価され、世界文化遺産に登録されたという。しかし、今回見てきた富士登山会は、私的には富士山信仰を感じることがほとんどできなかった。明治維新後に西洋から持ち込まれたアルピニズムにも、ほど遠いものがある。

大宮・村山口登山道について考えれば、明治維新の神仏分離令、廃仏毀釈運動によって、明治七年には御山の大掃除といわれたほど山中から仏教色が取り除かれた。登山道合目の位置も信仰に基づくものから、[8] 登山の起点・目安としての合目に付け替えられ、明治十年には、早くも新合目を表記した登山案内が刊行されている。[9]

その後も富士山の登山案内書の刊行が相継ぎ、観光案内書にも富士登山が登場

してくる。富士登山は、日常的な身近なものとなっていった。

明治四十二年七月二十九日の『山梨民報』記事には二十六日の吉田口登山者数は男女合計三百六十五人（六カ）、その内訳は「学生男七十九、女五名、富士講社の道者男二百二人、女十一人、其他の男女六十九名」とある。吉田口の登山者の内、約六割が富士講社の道者であり、これが富士講社の登山口となっていた吉田口の特性だとも考えられるが、信仰登山が盛んであったことがわかる。

同じ頃、富士山周辺では、明治二十年代から三十年代にかけて馬車鉄道の敷設が相継いでいる。静岡県側では、明治二十二年に東海道線が開通すると、翌二十三年に富士馬車鉄道（東海道線鈴川駅―大宮町）が開業、明治三十四年に御殿場馬車鉄道（新橋停留場〈御厨町、御殿場市〉―籠坂停留場〈山梨県中野村、山中湖村〉）が開業した。山梨県側でも明治三十六年に富士馬車鉄道（大月―谷村―小沼）、都留馬車鉄道（小沼―下吉田）が開業している。明治三十五年に大月まで中央線が開通したこともあり、これらの馬車鉄道の開業が登山口までの移動を容易にした。それは富士山をより一層身近なものにし、観光登山が盛んに行われるようになった。本資料で見てきたような、現在のパックツアー登山に通じる登山会が、各登山口で開催されていた可能性もあり今後調査していきたい。

明治四十一年の第一回富士登山会は中央線―富士馬車鉄道―都留馬車鉄道を乗り継いで実施された。登山会は計五回開催されたことが確認できるが、翌四十二年から四十五年まで「甲駿探勝」の行程で計画されている。

甲府から鰍沢までは馬車鉄道（山梨軽便鉄道）を利用し、鰍沢・大宮間は船下りである。富士川舟運は、明治三十六年に中央線が甲府まで開通したことにより物資の輸送量が激減するが、昭和三年に富士身延鉄道（現在のＪＲ身延線）が全線開通するまでは鰍沢以南の交通手段として利用されていた。山梨民報社の富士川下りは、富士川の観光船下りの宣伝には最適な事業で、鰍沢町の大歓迎が理解できる。

明治三十九年に大宮新道が開鑿された大宮町にとっても、富士山表口登山道として広く知らしめるためには、山梨民報社の企画は良い機会で、官民総出の歓迎ぶりはそのことを物語っている。

山梨民報の富士登山会は、新聞社は読者の獲得、賛同者は商品の宣伝、経由地では地域活性化にと、これらの思惑が一致して盛大な登山会となったものであろう。

今回紹介した約百年前の富士登山は、のんびりと馬車に揺られ、船下りを楽しみ、麓の旅館で歓待され、山中で一泊して御来光を仰ぎ、下山後も鉄道馬車を乗り継ぎ、中央線に揺られて帰着するという、現代社会では想像もできないようなゆとりが感じられる登山であった。新聞記事も登山意欲をそそるような内容で、体力と時間が許せば、のんびりとこのルートを辿ってみたいと思う。

註

（1）『山梨民報』は明治二十七年（一八九四）の創刊、昭和十五年（一九四〇）に『山梨日日新聞』へ合併（山梨県立図書館ＨＰ「主な山梨県内発行新聞」による）。

（2）山梨県立図書館架蔵のマイクロフィルムを閲覧した。以下、新聞記事は同資料による。

（3）山梨軽便鉄道については、『山梨県史』通史編５〔近現代１〕（山梨県、二〇〇五年）、『鰍沢町誌』下（鰍沢町誌編纂委員会、一九九六年）ほかを参照。

（4）『改訂南部町誌』下（南部町、一九九九年）。

（5）『富士山巡礼路調査報告書　大宮・村山口登山道』（静岡県富士山世界遺産センター、二〇二一年）ほか。

（6）『鷹岡町誌』（富士市史編纂委員会、一九八四年）。

（7）小杉菜花『富士登山』（一九〇九年）。

（8）大高康正「富士山の『合目』標記に関する一考察」（『富士山学』一号〔静岡県富士山世界遺産センター〕、二〇二一年）。

（9）土屋勝太郎『富士の栞』（一八七七年）。

第二部　資料紹介

食行身禄尊師遺物

金子　誠司

はじめに

本資料群は、食行身禄の弟子田辺十郎右衛門（北行鏡月）の流れを汲む吉田御師田辺近江家（小車屋）に伝来したものである（写真1）。近代に作成されたと思われる「食行身禄尊師御遺物目録」（資料2、写真2）には、「三扁ノ御書御大幅」（ゴタイフク、資料3）以下、計四一点の品々が書き上げられている。長持（資料1）に収められた資料群は田辺家に伝えられ、その一部は、昭和三十六年（一九六一）に「食行身禄の御身抜及び行衣野袴」（田辺英一氏所蔵）の名で、山梨県文化財に指定された（十二月七日付、民俗資料）。また、この時点で、当該資料群の多くは船津（現富士河口湖町）在住の伊藤堅吉氏の保管するところとなっていた。翌三十七年、伊藤氏は自身が保管していた「御入定ノ御先状」（資料4）など都合十一点についても、文化財指定を受けるべく山梨県教育委員会に申請したが、実現することはなかった。伊藤氏は、『富士山御師』（図譜出版、一九六八年）などの著作で知られる。

【写真1】身禄遺物として伝来した資料

その後半世紀余を経た平成十七年（二〇〇五）七月三十一日、田辺英一・伊藤堅吉両氏のもとにあった資料は、田辺不三氏（英一氏令嬢）・伊藤勝文氏（堅吉氏令息）から富士吉田市に寄贈され、このうち県指定文化財については（昭和五十一年、山梨県文化財保護条例の一部改正により、有形民俗文化財の指定）、同年十二月二十七日付で、所有者と保管場所にかかわる変更届が、山梨県教育委員会あてに提出されている。

現在、当該資料群は、①富士吉田市の所蔵に帰した一群（ふじさんミュージアム保管）のほか、②田辺氏の手許に遺されたもの、③英一氏の妹榮子氏が嫁した山崎家に伝えられたもの、④富士吉田市在住の個人が所蔵するもの（伝来の経緯は不詳）と、四所に分蔵されている。なお、榮子氏の夫君は、太平洋戦争中にアッツ島で玉砕した北海守備第二地区隊隊長の山崎保代氏（南都留郡禾生村〔現都留市〕出身）である。

令和四年（二〇二二）一月二十二日、国の文化審議会が、吉田（富士吉田市上吉田）に伝わる富士山信仰用具を国の重要有形民俗文化財に指定するよう答申した（吉田口の富士山信仰用具）。これは富士吉田市が収集や調査を進めてきた品々で、資料総数は四〇三九点を数える。ここには、①のうちの一八点も含まれている。

さて、①～④からなる資料群は、食行身禄関係資料の後世への継承という観点に立つと、一括して扱う

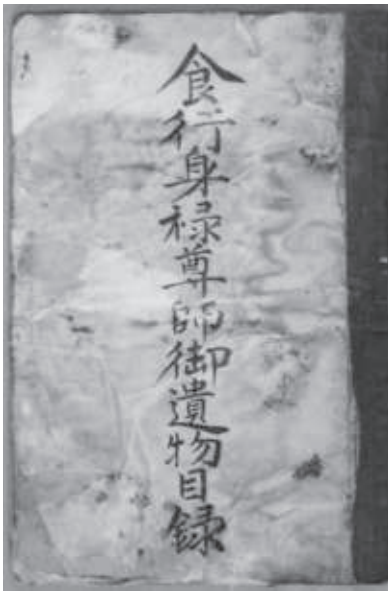

【写真2】「食行身禄尊師御遺物目録」

ことが望ましいと考える。そこで今回、これらについて、先述した「食行身禄尊師御遺物目録」に記載のない品を含めて、それらに記された文字資料を可能な限り翻刻した。あわせて、身禄の遺物の伝来、遺物を伝えた田辺十郎右衛門（近江）の家系および周辺諸家について整理した。

一　食行身禄と田辺十郎右衛門

（1）身禄の入定

近世中期以降の江戸富士講の隆盛に影響を与えた食行身禄は、伊勢の出身で俗名を伊藤伊兵衛といい、十三歳で江戸に出て商家に奉公した。そして十七歳で月行髢忡の弟子となり、富士山への信仰を深めて修行に励む。

一方、富士山八合目の大行合で登拝者に水を売る事を生業としていた田辺十郎右衛門豊矩は、ある時、大行合の小屋（大小屋カ）の半左衛門から、小屋に江戸の富士行者が来るので、その講釈を聞くよう勧められる。この講釈が身禄と十郎右衛門の出会いの場であった。身禄は登拝の際には、師の月行と同じく吉田の田辺伊賀宅（瓶子屋）を宿坊としていたが、最終的には十郎右衛門方を定宿とする。十郎右衛門は身禄の弟子となり、行名を北行鏡月とする。

享保十八年（一七三三）、身禄は万人の救済を目指して富士山頂での入定を決心する。山頂の釈迦ノ割石で準備に入るも、大宮役人に追い立てられ、結局は吉田口七合五勺の烏帽子岩を入定の場とした。そこで厨子の中に座し断食行に入る。その間の世話は十郎右衛門が行い、次男の多吉は椀に雪を盛り身禄に捧げた。十郎右衛門は、身禄が絶命するまで語った教えを聞き取り、「三十一日ノ御巻」を著す。そして身禄入定後、その遺物や教えを記した書物などの多くが十郎右衛門家に伝わる事になった。

（2）分家

身禄入定後、十郎右衛門豊矩は吉田御師の株を買い、菊屋の屋号を手に入れ田辺姓を名乗る（それまでは馬場姓か）。「三十一日ノ御伝」の写本授与を中心として布教し、多くの富士講の結成に影響を与えた。後に十郎右衛門家は田辺近江を名乗るようになる。

豊矩の次男多吉は、父同様、身禄の弟子となり行名を仙行真月（吉田仙行）といった。信者の村田家の養子となり、利兵衛と称したが、母の実家の吉田御師中雁丸家が退転したことにより、同家の株と旦家を譲られ中雁丸由太夫豊宗と名乗る。宝暦十年（一七六〇）に父豊矩が没すると、兄半助がすでに早世していたこともあり、本家の菊屋十郎右衛門を継いだ。

豊宗の後、本家菊屋の三代目十郎右衛門となった子（禄行光月）は、弟の馬場（小菊）紋太夫に菊屋を譲り、自らは田辺近江を名乗り、車屋（小車屋）を屋号とした。紋太夫家はその後、小菊駿河を称するようになる。年未詳「御師覚書」には、中雁丸由太夫は明和年中（一七六四～七二）に「百姓」より相続、小菊駿河も「百姓」より相続とある。[1] 豊矩死後、しばらくしてから、血統を継ぐ子孫が本家田辺近江と中雁丸・小菊の三家に分かれ、富士講の隆盛を受けて、新たな御師の家（町御師）として認められたとみられる。

二　田辺近江・中雁丸・小菊三家の展開

（1）中雁丸と銅鳥居

寛政十二年（一八〇〇）十月、中雁丸由太夫は親類の吉田御師小沢幸之進とともに寺社奉行所へ、上吉田の入り口にある銅鳥居の再建の願書を提出した。[2] それによると、銅鳥居は往古よりあったが大破したため、天明二年（一七八二）に由太夫の父が、中雁丸と田辺近江の江戸その他の旦家を廻り、志納によって同八年に再建されたという。しかし、寛政十二年三月十三日の夜、大風で倒壊、由太夫

は父が「丹精」した銅鳥居なので、と再建の許可を願ったのである。

ところが、当の由太夫が病死、跡を継いだ由太夫が幼少のため再建は延引となり、再び願いが出されたのは文化十二年（一八一五）五月のことだった。その願書には今後五年間で信者の助力を得て再建したいと述べられており、このことは中雁丸と近江の旦家へもかねがね相談していたとある。[3] 七月には再建が許可され、中雁丸・近江の旦家から世話人を選び、志納を募って廻ることを町奉行所へ届け出た。なお、この時から翌十三年にかけて、田辺近江も中雁丸由太夫も煩いのため、書類上では親類の小沢幸之進が両者の「代兼」となっている。[4]

以上の銅鳥居再建の一件からは、中雁丸由太夫と田辺近江の協力関係がみてとれる。

（2）田辺近江家養子相続一件

十九世紀初頭、田辺近江家に実子がなかったことから、養子相続を巡って、江戸の富士講も関与するもめ事がおこった。この件については、澤登寛聡氏の研究が詳しく述べており、以下それに従って、この一件を紹介する。

享和四年（文化元、一八〇四）正月、田辺近江は小菊紋太夫（駿河）の三男多吉を養子にすることを決めた。ところが多吉は禁酒を誓ったにもかかわらず、近江夫妻が留守の時に友人を集めて酒宴を開いたことをきっかけに、文化八年に離縁となる。そこで新たに田辺伊賀の次男柳吉を養子にすることになったが、これに反対したのが江戸の富士講が連合した十一講である。かつて食行身禄が田辺伊賀から宿替したことを、「伊賀が身禄を追い出した」ととらえ、また、初代田辺十郎右衛門と血のつながらない人物を跡継ぎにするのは許されない、というわけである。

さらに、この一件には中雁丸由太夫と小菊紋太夫がからんでいた。文化九年九月、江戸十一講は近江に、由太夫と紋太夫を加判人とした「心得違い」を認める証文を出させようとする。すでに由太夫と紋太夫は江戸に赴き、十一講と近江家の養子問題及び身禄関係の宝物について話し合いを行っていた。二十日、吉田の近江宅で十一講の代表亀屋平七（江戸日本橋の餅商人）と近江の関係者が一同に会したが、近江は証文を出すつもりはないと十一講の要求を突っぱねた。ここで、平七が由太夫と紋太夫をこの場に呼びたいと発言したことから、養子一件は由太夫と紋太夫の本家近江への不満から、十一講側に持ち掛けたことが明らかになったという。結局は、紋太夫の娘を柳吉に娶らせることで落着した。田辺近江家に初代の血統が伝わることになるからである。近江・由太夫・紋太夫、それぞれの家の関係が安定するようになったとみられる。

（3）身禄関係での協力

先に述べた銅鳥居について、寛政十二年に再建願書が出された後に中雁丸由太夫が死亡、跡継ぎの由太夫が幼少ということで、再び願書が出されたのは文化十二年だった。その間に養子一件があったことを考えると、本家田辺近江と中雁丸家との間で確執があって再建に着手できなかった可能性がある。両家の旦家の志納を再建費用の当てにしていたとすれば、養子一件後に再建着手の動きがみられるので、やはり、落着後に両者の協調関係が復活したのだろう。以降、身禄関係の事柄については三家の協調体制が確認できる。

文政元年（一八一八）六月には、田辺近江を願人、小菊駿河を証人として、烏帽子岩に身禄を霊神として祀るため、神璽の授与を求める願書が、白川家の関東役所に提出されている。[5] 白川家は平安末以降、神祇伯を世襲するようになった家で、近世中期から伯家神道を提唱し、門人の獲得に力を入れていた。吉田御師の場合、京都の吉田家から装束着用の許状を受け、門下に入る者が多かったが、宝暦九年（一八五九）には白川家の門下に入る者が現れる。三家では、寛政六年（一七九四）六月に小菊駿河が入門し、[6] 田辺近江は享和二年（一八〇二）正月の

時点で白川家門下であったことが確認できる。[7] 神璽授与願書には中雁丸由太夫の名が見えないが、安政五年（一八五八）六月には白川家門下として名が挙げられているので、[8] 田辺近江・小菊家より入門が遅れた模様である。

文政三年二月に石和代官所に提出された身禄像の附開帳の願書には、田辺近江（父十郎右衛門煩いのため代）の他、差添人として中雁丸由太夫が署名している。[9] 吉田口七合五勺の烏帽子岩には身禄像を安置する室（元祖室）があり、近江が所持、賽銭を維持費にしていた。ところが大破し、自力での修復が難しいため、今度の御室浅間の出開帳に合わせ、江戸目黒竜泉寺境内で身禄像の附開帳を行いたいというのである。先の養子一件落着後、養父田辺近江は十郎右衛門を名乗り、田辺伊賀家から入った養子柳吉は近江の通称を譲られている。時期的に、差出の署名の十郎右衛門・近江と同じ人物だろう。

以上の二点の史料からは、三家は身禄派の御師として、身禄に関する行事などには田辺近江が中心となり、分家の中雁丸・小菊が協力したことがわかる。

（4）文書に登場する三家

ここでは『富士吉田市史』の史料編を中心に、文書上にみえる三家それぞれについて述べる。

①田辺近江

身禄入定後、御師株を手に入れた田辺十郎右衛門豊矩は宝暦十年（一七六〇）に没する。跡を継いだのは中雁丸家の十郎右衛門次男の豊宗である。豊宗は宝暦十三年（一七六三）三月の「富士山御師名前帳」に「菊屋　田辺十郎右衛門」、[10] 同十四年二月の苗字差障出入の願書の連名中には「菊屋　十郎右衛門」とあり、[11] 十郎右衛門の通称と菊屋の屋号を継いだことがわかる。この豊宗は天明二年（一七八二）六月三日に没する。そして三代目になってから田辺近江の通称が使われるようになる。先の養子一件に登場する近江と同一人物とすると、田辺伊賀家から養子に入った柳吉は四代目ということになる。管見の限り確定はできないが、年代的にはそのように推測される。その後、文政九年（一八二六）の「登山導者姓名帳」の裏表紙に「食行身禄㕝宿坊奉仕　田辺近江守源道豊」とあり、[12] 柳吉かその跡継ぎ（五代目）が道豊を名乗ったとみてとれる。安政五年（一八五八）六月に白川家に出した請書では「田辺近江源宜敬」とあるので、[13] 文政九年からの間に代替わりしたことが確認できる。

②中雁丸由太夫

初代田辺十郎右衛門の次男で中雁丸家を継いだ豊宗は、十郎右衛門の死後、本家を継ぐ。明和八年（一七七一）当時に中雁丸由太夫が出した内山講の申伝書には、宝暦十三年（一七六三）当時、十郎右衛門豊宗の弟として中雁丸由太夫が登場する。[14] 先に挙げた「御師覚書」では、中雁丸由太夫は明和年中に「百姓」より相続とあり、[15] 退転した上宿の中雁丸家の跡式を買って御師業に参入したとみられる。

寛政十二年（一八〇〇）の銅鳥居再建願書には、天明八年（一七八八）の再建に「丹精」した由太夫の子が署名しており、[16] この間に代替わりがあった事がわかる。しかし、願書を出した由太夫は間もなく没し、跡を継いだ由太夫はまだ幼少の身であった。[17] その後の中雁丸家には織部[18]や和助[19]の通称がみえるが、この二名については未詳である。また、由太夫は天保十四年（一八四三）閏九月十四日に、岩間村（市川三郷町）の小林利兵衛に先達免状を「仙行五世」として発給しており、[20] この時には豊宗仙行真月から数えて五代目に入っていたことがわかる。

③小菊駿河

小菊は駿河と頼母を交互に名乗っていたという。天保十年（一八三九）六月の「山内取締方御請連印帳」に頼母の名がみえ、[21] 明治二年（一八六九）九月の改名の際には、頼母の父が駿河を名乗っていた事が確認できる。[22] また田辺近江家の養子一件当時は、紋太夫を通称としており、それより前に白川家に入門した時も紋太夫を名乗っている。[23] 文政元年（一八一八）の「参詣人頭掛ヶ割付帳」に紋太夫、[24]

同年六月に白川家関東役所に提出した願書の署名には駿河とあり、[25]同一人物と考えられる。

三　身禄遺物の管理

（1）内山善三郎の「三十一日ノ御巻」拝読

江戸麹町の内山善三郎は内山講を結成した。結成の様子は、中雁丸由太夫が明和八年（一七七一）に発給した申伝書に詳しく、『富士吉田市史　通史編二巻　近世』で紹介されている。宝暦十二年（一七六二）に「三十一日ノ御巻」をみる事を熱望した善三郎が、翌年に拝読がかなうという内容が語られている。

それによると、宝暦十二年、善三郎は講頭に「三十一日ノ御巻」をみたいと伝え、講頭は所持する田辺十郎右衛門を訪ねれば喜んでみせてくれるのではないか、と答える。しかし、善三郎は訪れるだけで快くみせてくれるか疑問を抱く。当時の十郎右衛門は二代目の豊宗であるが、ここでは、誰一人として訪ねる者なく孤独であったとされている。翌年の登拝の際、吉田に着いた善三郎は八人の同行とともに十郎右衛門を訪れる事を決心する。その時、道を尋ねるために寄った御師坊が、偶然にも十郎右衛門の弟の中雁丸由太夫家であった。由太夫は兄の元に善三郎らを案内する。そして、善三郎は念願の「三十一日ノ御巻」をみることができた。その後、善三郎は同行衆に取り立ててくれるよう十郎右衛門と由太夫に願う。身禄の書物の再興にもなると考えた十郎右衛門・由太夫の兄弟は、願いに応え、由太夫が江戸に赴いた。

以上は内山講の顕彰を目的として書かれたものであるから、すべてを事実ととらえるわけにはいかない。ただ、身禄の書物が江戸富士講にとって重要視されるようになり、それを守り伝える身禄派の御師の正統性を示す史料としてとらえたい。

（2）寛政元年の身禄遺物取り調べ

寛政元年（一七八九）八月二十三日、幕臣でありながら行名を照行といった永井徳左衛門は烏帽子岩で参籠中、妻そよに老中松平伊豆守信明への直訴を決行させた。その時、差し出した訴状には、直訴の目的を「みろくの御世」を「御継御開き」下されたいとして、そのために身禄の書物を上覧願う旨が記されていた。

この一件の取り調べのため、身禄の書物は幕府に提出される事になる。「出府記録」によると、[26]身禄の書物が入った箱は四つあったという。田辺十郎右衛門はその内の二つを甲府代官所に持参したものの、代官守屋弥惣右衛門に「なぜ二箱しか差し出さないのか」と問われている。結局は、残りの二箱も提出する事になり、十月三日に、「祖父より之志を継」ぐ十郎右衛門・中雁丸・小菊が江戸まで出て、箱を差し出した。

取り調べ後、身禄の書物の扱いは、甲府代官守屋弥惣右衛門に委ねられた。弥惣右衛門が寛政三年に駿府へ移ると、その管理は田辺近江がすることになった。先に述べた近江家の養子一件が落着をみた後、文化九年（一八一二）七月、江戸十一講の惣代は、身禄や北行鏡月の御伝といった宝物・経典の管理について中雁丸由太夫と小菊駿河に証文を出している。その内容を以下に示す。

①宝物・経典の管理は中雁丸と小菊に頼む。

②箱の封印は田辺近江を含めた三名が立ち会って解除すること。

③「信心之同行」が宝物・経典の「開帳」を願い出た時は、三名立会で封印を切り、「拝礼」後は即刻封印する。

なお、文化十一年に幕府に献上された『甲斐国志』は、身禄が入定の時にその「深意」を田辺十郎右衛門に伝え、身に備えたものを与えたとして、「遺物」が田辺家に伝わり、「拝礼」の対象になっているとする。[27]その「遺物」は、『甲斐国志』の編纂に当った森島弥十郎（其進）の草稿によると、以下の通りである。

遺物目録　田辺近江所蔵

日数遺言講話　食行直筆巻四幅
三十一日巻　一軸　内一本譲り書置
御身抜　大幅一幅　御身抜（貫 大幅 小幅）　二幅
師月行御直筆
身禄行中綿服・野袴・帯　茶碗一口　足駄一足
入滅之年先状一通　所持団扇　一面（是ハ豊ナリノ女ヘノ遺物）
サイ槌一
（是ハ講談ノ時、此槌大地ヲウツテハスル、トモ我ト、メ所ハ不違ト云テ槌ナリト云）
右十二品　此外身禄ノ遺物数品略之

これらの身禄遺物は、直接に伝わった田辺近江家だけでなく、分家の中雁丸・小菊も関与して厳重に管理されることになったのである。

（3）嘉永の富士講取り締まり

弘化四年（一八四七）六月十日、江戸城平川門外で、巣鴨大原町（東京都豊島区）の商家奉公人田十と、武蔵大杉村（埼玉県越谷市）の百姓伝蔵が、大目付深谷遠江守盛房に駕籠訴を実行した。田十は、身禄の系統を引く小谷三志が提唱した不二道に帰依していた大杉村百姓庄七の代理である。当の庄七は人穴で断食行の最中だった。訴えの内容は、身禄の書物の上覧を願うというもので、ここで不二道について取り調べが行われることになった。その関係者として吉田御師から田辺近江・田辺主税・幡野求馬・外川能登が召喚され取り調べを受けた。近江が出頭しているのは、身禄の遺物を伝えている家と認識されたことによるものと思われる。

この一件は、嘉永二年（一八四九）九月には落着するが、同時に富士講を取り締まる触も出された。その一環として、富士講の祖とされる長谷川角行や身禄に関係するものが取り締まりの対象とされる。この一件を記録した帳面によると、[28]角行や身禄等の遺した「書物等」を持ち伝えることも禁止された。九月四日には、寺社奉行所に対し、近江・主税・能登の連名で「書物等」を差し出すことの請書を出している。十日には浅間神社境内の角行の社を取り払い、「吉田殿染筆」の額を同家へ返上する命令に近江・主税・能登が同意した。同日、吉田口七合五勺にある身禄の堂や石室に安置されている木像などの撤去について、すでに山内には積雪があるので来年五月中旬までの猶予が聞き届けられたことに対し、近江・主税・能登の請書が提出された。

この状況下、翌年四月、田辺近江は下吉田村に居住していた信濃高遠の石工庄右衛門に石櫃を注文する。[29]その寸法は長さ二尺二寸（約六七cm）×幅一尺四寸（約四二cm）×高さ一尺八分（約三三cm）、費用は金四両で、庄右衛門は六月朔日までに仕上げるとしている。その請証文には図が付されており、石櫃の図の他にそれを納める建屋（天拝所）の平面図が描かれている。その建屋は東西一丈一尺（約三m三〇cm）×南北二間（約三m六四cm）の敷地に、高さ三尺（約九一cm）の石垣を築き土台として柱を建てるとある。工費は金三両一分と見積もられている。この石櫃について『富士吉田市史』は、身禄の遺体を納めた石棺と解説している。[30]身禄の堂や木像等の撤去の期限が迫っていた時期にあたり、石櫃や建屋の注文は、取り締まりに対して、何とか身禄の遺物を守ろうとする近江の危機感を示していると思われる。幸いなことに取り締まりは徹底されなかったようで、身禄の遺物は後世に伝承されるのである。

四　近代の田辺・中雁丸・小菊三家

（1）明治期の三家

戊辰戦争に際して、慶応四年（明治元、一八六八）、吉田の御師を中心に草莽の隊である蒼龍隊が結成された。この年三月、蒼龍隊は新政府の東征軍に参加するため沼津に出て、副総督柳原前光に属すことになり、以後、江戸などで警備を

担当する。田辺近江は、この蒼龍隊に参加し、明治元年十一月三日には、「御荷駄方」に任命された。[31] この時の近江は中雁丸筑前の次男で、養子として田辺近江家を継いでいた。先代の近江の長男水穂は、田辺伊賀家に養子に入り、これも蒼龍隊に参加した。さらに先代の庶子で国沢家の養子となった若狭も参加しており、三兄弟で蒼龍隊に身を投じたことになる。

新時代になり、明治二年九月には御師の改名が行われた。これにより、田辺近江は生実、中雁丸由太夫は由夫、小菊頼母は直記、その父駿河は守穂と名を改めた。[32] ただ、明治初年の世帯一覧では、中雁丸家はむめ、小菊家では守穂が世帯主になっている。以降、田辺家は生実から歳郎―英一―不二・不三、中雁丸家は由夫から作三―伊佐―幸枝、小菊家は直記―守穂―三雄―芳郎と続く。ちなみに近世後期に、田辺家と小菊家は婚姻関係を結んだ。弘化四年（一八四七）に小菊直記の長女が田辺生実と入籍しており、長男歳郎を文久三年（一八六三）にもうけている。

身禄が入定した烏帽子岩がある吉田口七合五勺は、現在、八合目とされており、山小屋の白雲荘と元祖室が営業している。白雲荘は、元来、中雁丸家が持っていた仙行室という石室で、明治末に懇意であった山本家の持ち小屋になったという。[33] 万延元年（一八六〇）刊の『富士山道知留辺』には「七合五勺　室一ヶ所　俵屋徳兵衛」とあり、[34] これが仙行室を示すと思われる。一方、元祖室は烏帽子岩に接しており、『富士山道知留辺』では、烏帽子岩の「室一ヶ所」が小菊駿河・岩下屋市兵衛持ちとなっている。[35] 明治には扶桑教の持ち小屋となった。明治

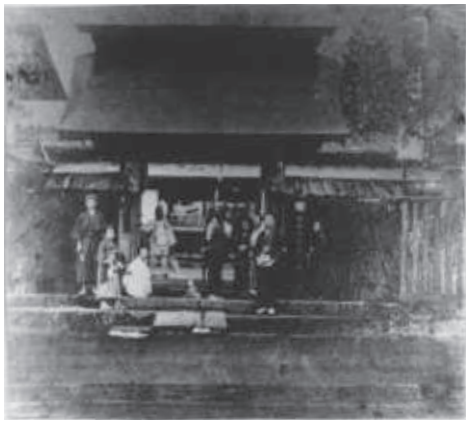

【写真３】田辺家の門　　伊藤勝文氏提供

八年（一八七五）一月十七日付の「富士山内石室敷地御払下願」に載る「石室持主連名簿」には、七合五勺に田辺生実が間口七間・二八坪の石室を所持していたことが記されている。[36] 三家が身禄入定の地と関わりを維持していたことが窺える。

さて、明治に入ると御師や富士講は新時代への対応を迫られた。北口の浅間神社も富士嶽神社と名称を改めた。明治六年、この富士嶽神社をはじめとする富士山麓の浅間神社の宮司となったのが宍野半である。復古神道や国学を学び、神道国教化を推進する教部省に出仕した経歴を持つ宍野は、富士信仰の統合を試みる。各地の富士講や吉田御師などに働きかけ、九月に富士一山講社（明治八年、富士一山教会と改称）を開き、明治九年には神道事務局に所属し扶桑教会を名乗る。

その明治九年、富士一山教会に批判的な刑部欣一・田辺次寸（大国屋）ら御師一七人が富士北口講社（のち富士北口教会）を設立した。扶桑教の御師との軋轢は甚だしかったという。明治三十一年（一八九八）二月の北口教会の「教師人名簿」には中雁丸伊佐・梅の名が見え、同三十六年十一月三十日付の北口教会「集会趣意覚書」には二十一名が連署するが、このなかに田辺歳郎・中雁丸伊佐・小菊はな三名の名がみえる。[37] 三家とも北口教会に属していたとみられる。

（2）明治四十四年の大火を経て

明治四十四年（一九一一）四月五日午前一時四十分、上吉田の中宿で「猛烈無比」な火災が発生して、午前四時に鎮火した。福地村の報告書によれば、全焼二二家・半焼四家、焼死者一人を数える大火であった。[38] 火元となったのは小菊三雄を戸主とする宿屋「小菊亭」である。[39] 全焼家屋の中には「県道鎌倉街道」を挟んで小菊家の南東にある田辺英一宅が含まれている。同じく道路を挟んで南東に位置する中雁丸家は被害をまぬがれた。「旧御師」田辺家は七軒の建屋を焼失し、救助規定に該当する「救助スベキモノ」とされた。[40]

この大火は田辺家と小菊家に決定的な変化を与えた。八軒の建屋を焼いた小

菊家は下吉田に移転する。田辺家は衰退し、そのことが身禄の遺物にも影響を及ぼす事になった。一方、中雁丸家は大火後も御師坊を続ける。大正期には、中雁丸伊佐が株式会社郡内織物商会の株を保有するなど、[41] 御師坊以外の経済活動にも参画していたことが確認できる。中雁丸家が御師坊を廃業するのは昭和三十九年（一九六四）であった。

（3）田辺家の身禄堂

田辺家の西隣に身禄堂がある。田辺家では御神前（ゴシンゼン）と呼んでいた。敷地内にいつごろからあるのかは未詳である。天明元年（一七八一）、翌年の身禄五十年遠忌をひかえ、江戸渋谷道玄坂の山吉講と協力して、田辺近江家の敷地内に「食行身禄菩薩御供所」を建立する事になったが、実現したかどうかは未詳であるという。[42] しかし、近世から田辺家の敷地内に身禄を祀る施設建立の動きがあったことは注目される。堂内には昭和四十五年（一九七〇）十月二十五日付の「元祖食行身禄尊師神殿修築経典出版委員芳名」と記載した板マネキがあり、この時、現在の位置に移されたことがみてとれる。身禄像と厨子を田辺家のはす向かいにある御師上文司家から移し、これで御神前が身禄堂としての体裁を備えるようになった。平成七年（一九九五）には改修も施された。

【写真４】移された身禄像と厨子

身禄堂は中宿の身禄講である富士山元講と深い関係がある。近世末期に、上野館林（群馬県館林市）の講社が、田辺近江家に出入りしていた渡辺茂兵衛に身禄直筆の御伝をもたらし、その茂兵衛が講を開き、初代先達になったという。茂兵衛は講中に祈禱のやり方を教えたとされ、[43] それが講行事の原形になったと思われる。現在では一月三日の「お境まいり」、一月二十六日の「御法会講」という講行事がある。

お境まいりは講中が浅間神社に参拝後、馬返の草山と木山の境（後には諏訪森）で祈禱する行事で、その後、身禄堂で新年の宴が開かれた。丸干しのイワシを焼いて、御神酒をいただいたという。[44] 御法会講は「お初講」とも呼び、身禄堂の堂内正面に御身抜を飾って礼拝、そしてお焚き上げをして一年の吉凶を占う行事である。先述した身禄堂が整備された昭和四十五年二月二十六日の「臨時御法会講」が、身禄堂での御法会講開催の初見である。昭和六十一年に、富士吉田市無形民俗文化財に指定された。

身禄堂には身禄の遺物を入れた長持が一つ残されている（資料1）。遺物は毎年六月に虫干しをするなど大切に保管されてきた。しかし、身禄の遺物のいくつかは譲渡などを経て散逸してしまったものもあるようで、長持には山元講の講道具もしまわれるようになった。長持内の身禄の遺物は、これまでに述べて来たように近世から厳重に管理され、明治の大火の際にも守り伝えられたものである。そして、身禄に対する信仰の展開を物語る資料群でもある。よって、これらは一括され、後世に引き継がれるべきであると考える。

註

（1）「本御師之覚」（富士吉田市史編さん委員会編『富士吉田市史　史料編第五巻　近世Ⅲ』富士吉田市、一九九七年、史料番号158）。

（2）「唐銅鳥居再建仕度につき願書」（『富士吉田市史　史料編第五巻　近世Ⅲ』史料番号37）。

（3）「唐銅鳥居再建仕度につき願書」（『富士吉田市史　史料編第五巻　近世Ⅲ』史料番号38）。

（4）「銅鳥居再建につき願書」（富士吉田市史編さん委員会編『富士吉田市史　史料編第四巻　近世Ⅱ』富士吉田市、一九九四年、史料番号941）。

（5）「食行身禄を鎮祭仕度につき願書」（『富士吉田市史　史料編第五巻　近世Ⅲ』史料番号86）。

(6)「白川家入門につき定書写」(『富士吉田市史　史料編第五巻　近世Ⅲ』史料番号171)。
(7)「白川門下御師仲間定書改正につき届書写」(『富士吉田市史　史料編第四巻　近世Ⅱ』史料番号896)。
(8)「白川家よりの達書につき門下御師請書写」(『富士吉田市史　史料編第四巻　近世Ⅱ』史料番号908)。
(9)「食行身禄尊像を江戸にて附開帳に致度につき願書」(『富士吉田市史　史料編第五巻　近世Ⅲ』史料番号88)。
(10)「富士山御師名前帳」(『富士吉田市史　史料編第五巻　近世Ⅲ』史料番号150)。
(11)「苗字差障り出入につき定書写」(『富士吉田市史　史料編第五巻　近世Ⅲ』史料番号193)。
(12)岩科小一郎『富士講の歴史』(名著出版、一九八三年)334～340頁。
(13)「御達書拝見御請連印帳」(『富士吉田市史　史料編第五巻　近世Ⅲ』史料番号174)。
(14)富士吉田市史編さん委員会編『富士吉田市史　通史編第二巻　近世』(富士吉田市、二〇〇一年)805～810頁。
(15)前掲註(1)。
(16)前掲註(2)。
(17)前掲註(4)。
(18)文化九年(一八一二)七月、白川家への入門者として中雁丸織部の名が記録される(富士吉田市史編さん委員会編『富士吉田市史　通史編第三巻　近・現代』富士吉田市、一九九九年)15頁。
(19)安政五年(一八五八)六月、「庚申縁年建札御願入用割賦帳」(『富士吉田市史　史料編第五巻　近世Ⅲ』史料番号112)。
(20)「先達役授与につき免状」(『富士吉田市史　史料編第五巻　近世Ⅲ』史料番号306)。
(21)「女人登山取締方につき師職連印帳」(『富士吉田市史　史料編第五巻　近世Ⅲ』史料番号123)。
(22)「富士嶽神社祝等改名書上帳」(富士吉田市史編さん委員会編『富士吉田市史　史料編第七巻　近・現代Ⅱ』富士吉田市、一九九五年、資料番号7)。
(23)前掲註(6)。
(24)『富士吉田市史　通史編第二巻　近世』872頁。
(25)前掲註(5)。
(26)「食行身禄書物取調につき出府記録」(『富士吉田市史　史料編第五巻　近世Ⅲ』史料番号309)。
(27)「富士行者略伝」の項(巻35)。
(28)「富士講吟味一件につき書上帳」(『富士吉田市史　史料編第五巻　近世Ⅲ』史料番号312)。
(29)「食行身禄石櫃製作につき請負証文并墨付図」(『富士吉田市史　史料編第五巻　近世Ⅲ』史料番号87)。
(30)『富士吉田市史　史料編第五巻　近世Ⅲ』1138頁。
(31)明治二十六年「維新の際王事に力を致し者の姓名並びに履歴」(富士吉田市史編さん委員会編『富士吉田市史　史料編第六巻　近・現代Ⅰ』富士吉田市、一九九三年、史料番号184)。
(32)前掲註(22)。
(33)富士吉田市市史編さん室編『上吉田の民俗』(富士吉田市、一九八九年)341～342頁。
(34)『富士吉田市史　史料編第五巻　近世Ⅲ』391頁。
(35)『富士吉田市史　史料編第五巻　近世Ⅲ』393頁。
(36)「富士山中の石室敷地払下げにつき願」(『富士吉田市史　史料編第七巻　近・現代Ⅱ』史料番号82)。
(37)「富士北口教会の改革につき御師集会の趣意覚書」(『富士吉田市史　史料編第七巻　近・現代Ⅱ』史料番号33)。
(38)「福地村大火事報告」(『富士吉田市史　史料編第六巻　近・現代Ⅰ』史料番号194)。
(39)「山梨日日新聞」明治四十四年四月八日。
(40)前掲註(38)。
(41)大正十一年(一九二二)十一月三十日「株式会社郡内織物商会第六回決算報告書」(『富士吉田市史　史料編第六巻　近・現代Ⅰ』史料番号222)。
(42)篠原武「身禄堂の由来と変遷(前)」(『MARUBI　富士吉田市歴史民俗博物館だより』35、二〇一〇年)7頁。
(43)『上吉田の民俗』373頁。
(44)『上吉田の民俗』232頁。

〔参考文献〕(註以外のもの)

井野辺茂雄『富士の研究　Ⅲ　富士の信仰』(古今書院、一九二八年、名著出版より一九七三年に復刻)
羽田光『よしだの今昔』(私家版、一九六七年)
小沢秀之「上吉田の階層性を見る(上)(下)」(『甲斐路』15・16、一九六九年)
山梨日日新聞社編・刊『甲州夏草道中記』下巻(一九七〇年)

富士急行50年史編纂委員会編『富士山麓史』（富士急行株式会社、一九七七年）
大森義憲「富士の御師」（鈴木昭英編『山岳宗教史研究業書⑨富士・御嶽と中部霊山』名著出版、一九七八年）
富士吉田市文化財審議会編『富士吉田市の文化財（その二十四）』（富士吉田市教育委員会、一九八六年）
平野榮次「明治前期における富士講の糾合と教派神道の活動」（同編『民衆宗教史叢書　第十六巻　富士浅間信仰』雄山閣、一九八七年）
澤登寛聡「身禄派師職の継統と江戸十一講の成立」（天野紀代子・澤登寛聡編『富士山と日本人の心性』岩田書院、二〇〇七年）
富士吉田市歴史民俗博物館編『身禄の聖物』（富士吉田市教育委員会、二〇〇八年）
大谷正幸『角行系富士信仰』（岩田書院、二〇一一年）
高埜利彦『江戸時代の神社』（山川出版社、二〇一九年）

【表１】　食行身禄尊師遺物目録一覧

番号	翻刻頁	資　料　名		数量	※1 展示	※2 吉田報告	備　考
1	62	食行身禄㐂遺物の長持		1		713	
2	62	食行身禄尊師御遺物目録		1			田辺家保管
3	63	三扁ノ御書御大幅	食行尊師御真筆	1	2	714	山梨県指定文化財、 箱２･布袋(吉田報告 No.715 ～ 717)
4	64	御入定ノ御先状　箱入	食行尊師御真筆	1	15		Ｓ37伊藤堅吉氏県民俗資料指定申請
5		三十一日ノ御巻御日並ノ御伝記	一世田辺北行筆	1			不明
6		三十一日ノ御巻		1	24		Ｓ37伊藤堅吉氏県民俗資料指定申請
7	65	田辺十郎右衛門へ御書伝へノ巻	食行尊師御真筆	3	16		
8	66	蚕ノ巻	一世田辺北行筆	1	21		
9	68	北行教訓書	一世田辺北行筆	1	26		教訓書カ
10		御身貫	吉田仙行筆	1			不明
11		御身貫	二世田辺北行筆豊重	1			不明
12		御身貫	四世田辺北行筆鏡行	1			不明
13		御身貫	応勝師筆	1			不明
14	68	御箱上書并御足駄訣一巻	食行尊師御真筆	1	20		個人蔵
15	69	一位様三幅対ノ訣	一世田辺北行筆	1	22		個人蔵
16	70	御切紙	食行尊師御真筆	1	19		個人蔵
17-1		詠歌集	一世田辺北行・吉田仙行	1	17		個人蔵
17-2		(詠歌集断簡)	まん裏書	1	18		Ｓ37伊藤堅吉氏県民俗資料指定申請
18	72	釈迦ノ割石大行并烏帽子岩断食修行ノ御大幅	食行尊師	1	3	729	Ｓ37伊藤堅吉氏県民俗資料指定申請
19		食行身禄尊師御真影		1	1	728	Ｓ37伊藤堅吉氏県民俗資料指定申請
20		烏帽子岩額字	薩州中将栄翁八十三歳書	1			不明
21		御身貫小幅	真寿行書	1			不明
22	72	烏帽子岩三十一日御伝記		1			田辺家保管
23	82	御藤山北口一字不説御伝記		1			田辺家保管
24	87	(富士御信心講頂御許シ巻物)		1			田辺家保管
25		参明鏡		3			不明（写真に写る）
26		腹掛	尊師登山用	1	4	718	山梨県指定文化財
27		帯	尊師登山用	1	5	721	山梨県指定文化財
28		道中用袴	尊師登山用	1	6	719	山梨県指定文化財
29		袴	尊師御行中用	1	7	720	山梨県指定文化財
30	89	御厨子戸扉切		1	14	725	Ｓ37伊藤堅吉氏県民俗資料指定申請
31	90	御制札	尊師御真筆	1	13	727	Ｓ37伊藤堅吉氏県民俗資料指定申請
32		御槌	尊師御持	1	12	724	Ｓ37伊藤堅吉氏県民俗資料指定申請
33		御水茶碗	尊師三十一日断食大行中用	1	8	726	Ｓ37伊藤堅吉氏県民俗資料指定申請
34		道中用団扇	尊師御自製	1	11	723	Ｓ37伊藤堅吉氏県民俗資料指定申請
35		登山用掛軸入御箱	尊師御所持	1	9	722	Ｓ37伊藤堅吉氏県民俗資料指定申請
36	90	富士ノ額面	尊師三女花子ノ筆	1	29		
37	90	御手紙	尊師娘まん･梅･花子ノ筆	3	28		
38		御手拭	尊師娘梅子･花子御所持	2			不明
39		鏡	尊師娘万子･梅子御所持	2			不明
40		守刀	尊師長女まん子御所持	1			不明
41		化粧品入	尊師娘梅子･花子御所持	2			不明
42		香箱	尊師長女まん子御所持	1			不明
43	92	烏帽子岩額		1	10	730	
44	92	文箱	閑院宮御内木村大進	1			山崎家蔵
45		小泉文六郎覚書		1	25		No.2「御遺物目録」に記載なし
46		烏帽子岩御祭	北行鏡月書	1	27		No.2「御遺物目録」に記載なし
47	93	行名授与台帳		1			田辺家保管
48	101	行名免（教山元行）		1			田辺家保管
49	101	行名免（豊行）		1			田辺家保管
50	101	行名免		1			田辺家保管
51		五行身貫		1			田辺家保管
52		三尊図		1			田辺家保管
53	102	三尊図		1			田辺家保管

※１資料 No.3 ～ 44の「資料名」は、No.2「食行身禄尊師御遺物目録」の呼称にしたがった（No.17－2および24を除く）。
※２富士吉田市歴史民俗博物館編『身禄の聖物』（富士吉田市教育委員会、2008）所載の資料番号
※３『富士吉田市文化財調査報告書　第11集　富士吉田の富士山信仰用具調査報告書』第１分冊（富士吉田市教育委員会、2021）所載の資料番号

【資料翻刻】

※資料番号は【表1】による。

1　食行身禄㕝遺物の長持

幅851㎜×奥行441㎜×高さ558㎜の被せ蓋付きの長持。田辺十郎右衛門家が伝えてきた食行身禄の遺物を保管するための箱。被せ蓋には錠前が付いており、身禄の遺物が厳重に守られてきたことを物語る。

（本体正面墨書）

「　享保十八癸丑年七月
　食行身禄㕝
　　遺物
　　北口御師
　　田邊十郎右衛門什物」

2　食行身禄尊師御遺物目録

田辺十郎右衛門家に伝わる身禄関係の遺物の目録で、近代になって作成された。四一点が載るが、現在、所在不明のものもある。また、現存するものも、所蔵先が複数になっている。本来、田辺家に一括して伝来した身禄遺物を検討することができる貴重な資料である。

（表紙）

「食行身禄尊師御遺物目録」

食行尊師御眞筆

一、三扁ノ御書御大幅　一

食行尊師御眞筆

一、御入定ノ御先状　箱入　一

一世田邊北行筆

一、三十一日ノ御巻御日並ノ御傳記　一

一、三十一日ノ御巻　一

食行尊師御眞筆

一、田邊十郎右衛門へ御書傳へノ巻　三　小

一世田邊北行筆

一、神虫ノ巻　一

一世田邊北行筆

一、北行教訓書　一

吉田仙行筆

一、御身貫　一

二世田邊北行筆　豊重

一、御身貫　一

四世田邊北行筆　鏡行

一、御身貫　一

應勝師筆

一、御身貫　一　身

食行尊師御眞筆

一、御箱上書并御足駄訣一巻　一　小

一世田邊北行筆

一、一位様三幅対ノ訣　一　小

食行尊師御眞筆

一、御切紙　一　小

一、一世田邊北行 吉田仙行 詠歌集　一

一、食行尊師 釈迦ノ割石大行并 烏帽子岩断食修行 ノ御大幅　一

一、食行身禄尊師御眞影　一

薩州中将榮翁八十三歳書
一、烏帽子岩額字　一
眞寿行書
一、御身貫小幅　一
一、烏帽子岩三十一日御傳記　一身
一、御藤山北口一字不説御傳記　一身
一、（アキママ）
一、参明鏡　三
尊師登山用
一、腹掛　一
尊師登山用
一、帯　一
尊師登山用
一、道中用袴　一
尊師御行中用
一、袴　一
一、御厨子戸扉切　一
尊師御眞筆
一、御制札　一
尊師御持
一、御槌　一
尊師三十一日断食大行中用
一、御水茶碗　一
尊師御自製
一、道中用團扇　一
尊師御所持
一、登山用掛軸入御箱　一
尊師三女花子ノ筆

一、富士ノ額面　一
尊師娘まん・梅・花子ノ筆
一、御手紙　三
尊師娘梅子・花子御所持
一、御手拭　二
尊師娘萬子・梅子御所持
一、鏡　二
尊師長女まん子御所持
一、守刀　一
尊師娘梅子・花子御所持
一、化粧品入　二
尊師長女まん子御所持
一、香箱　一
一、烏帽子岩額　一
閑院宮御内木村大進
一、文箱　一

3　三扁ノ御書御大幅

富士講の本尊である御身抜。軸装されている。本資料は身禄が入定する際に田辺十郎右衛門に書き与えたとされるもの。山梨県指定文化財。この御身抜を納めていた黒漆塗りの箱も伝わる。

（1）御身抜

南天元
南無仙元大菩薩大我
衛的大月天有日妙王月天有日躰拾坊光的心

参明藤開山天衛㕝大月天有日妙王日鬼王王万大我　口口口
口口口

僕　南無長日月光仏大我
相門言心仁い開風心百生我者

（2）外箱

（蓋上面墨書）
「食行身禄㕝御真筆」
（蓋裏墨書）
「烏帽子岩御滝食行身禄㕝菩薩　文政二己卯五月十七日
八十八年御法要ニ付御表具再興　」
（身底裏墨書）
「　神田橋本町木村平三郎　相州小田原吉田屋喜兵衛
同所江川町末廣平助　下谷龍泉寺丁筆屋平吉
東　本所徳右衛門町鈴木平次郎　同所金杉丁信濃屋吉蔵
浅草福井町近江屋藤吉　同所坂本丁富士屋半兵衛」

（3）内箱

（蓋上面金泥書）
「食行身禄㕝御真筆　（朱漆書）「田邊十郎右衛門」」
（蓋裏朱漆書）
「文政二己卯五月十七日
御表具再建」
（身底金泥書）
「第心王不二不三唯一仏一仙心　（朱漆書）「願　真月不昧良光（花神）
主　行年七拾三歳　」」
（身底裏朱漆書）
「　神田橋本町　下谷龍泉寺町
同所江川町　同所金杉町
東　本所徳右衛門町　同所村方
浅草福井町　同所坂本町
相州小田原　」
江戸講中

4　御入定ノ御先状

享保十八年（一七三三）、身禄が入定にあたってその日程を吉田の田辺十郎右衛門に知らせた手紙。身禄派富士講で重要視される。前年、身禄は江戸巣鴨の自宅を火災で失い、弟子の小泉文六郎（仙行琢真一我）の屋敷地に移り住んだ。文六郎は下総関宿藩士といわれている。

（包紙表）
「江戸駒込土井大炊頭上地
食行身禄㕝菩薩
小泉文六郎屋敷ゟ」
（包紙裏）
「郡内上吉田村
田邊十郎右衛門様
まいる」

尚々外、六月十日のうのこくに此方お立、六月十二日辰八こく時分に其元参り、十三日うの御山え人のしん仏お千人つめて、丸あしたのけやき拝、あしたおはきのほれと被仰付候あいた、十三日のたち候時、其元の宿へよりてのほりしあいた、その心かけ可被成候、これハ此御書物とも御歌一切の書物其元へいつり申候あいた、其元ハ七十弐房の大将に被成候間、此書物共おいつり被成候

一筆致啓上候、先以其表無何事御暮シ可被成哉目出度存候、此表にてわ万法の

衆生共三国共に尼・入道并に火車狗の世被致、三国ともとろのうミになり候所お、やう〳〵今四月廿三日に火車狗の惣大将おしんお御たいし被成候、そのしんともとふちんのおる所より先きに、ぬまのよし原おほろつきよの十五りあるところへ、しんお被正、万こう三国えわ御出不被成候やうに被成候、これおその所の大将にして、紀伊国高間そのとりもちいたし候、その役人迄しん斗にて万こう御置被成候やう帳面極り申候、これよりしてすえの世三万年余迄、三国のもの生あるほとのものわ、こゝろおろくにいたさせ、戸さゝぬ御世に南無仙元大菩薩様の御ぢき御支配、御身ろくの御世に被成候間、其表にも上吉田に三十六房、下吉にも三十六房、江戸表にも我出候駒込土井大炊頭上ヶ地小泉文六郎屋敷その廻りえ三十六房、ふじ山の御山のうつしおたん〳〵ととり立、両御山え百八房、御くう伝わ天子と同ようにいたし、御師ともも公家のようにいたさせ、これゟしてわ尼・入道・坊主・山伏しわ、両御山ともによせさるやうにとの御伝これにてさとり、しミんのうちえはいり、しう生ためになり、人おばかさぬようにとの御伝えなり、我等江戸表お六月十日のうのこくニ立、其表えいつも十三日ニ着申候得とも、今年六月十二日の辰のこく時分ニ付申候て、十三日のうのこく人のしん仏お両のあしのハに千人つめて、三尺四めんのづしおとりおきにしてもたせのほり参り候、十四日に釈迦の割石え入り候、そのこゝろかけ被成おき、それもこゝろそミ不申候ハゝ、その通り我ハ釈迦の割石第いふ説候、鳥の石お枕にしてにうめういたし候、とかく〳〵六月十三日あふて〳〵何事〳〵もなミたにむせてよう〳〵かき申候、残りあつてわ南無様ばかりなり、ふしの山きりん出けるしるしにわ三万目出さ、そのこゝろやすくと

四月廿八日　　食行身禄仏菩薩

田邊十郎右衛門様

7　田辺十郎右衛門へ御書伝ヘノ巻

田辺家への手紙と包紙を巻子に仕立てたもの。包紙には「御歌」も中にあると記されるが、本資料には含まれていない。（2）の差出人伊藤伊兵衛は身禄の本名。

（題簽）
「御入定御先状上包御手紙」
（包紙）
「此内ニ御歌一さつ、かきもの三通り、外ニ状壱通有之候、便り次第ニ郡内上吉田村田邊十郎右衛門様迄御届ケ可被下候
丑四月廿八日　　江戸駒込土井大炊頭上地ニ而
郡内上吉田村ニ而　　小泉文六郎屋敷ゟ
田邊十郎右衛門様　　食行身禄仏菩薩
まいる」

（1）

一筆致啓上候、去夏ハ給得御意大慶仕候、我等事御山御せん諸事仕廻候間、去年よりわ済渡に方々へ出候間、当夏も日光辺、水戸領迄つくば筋せき宿辺江さいとういたし、先月帰り、今度も済渡に下せんけんさま迄御礼さいとうに参候間、其元様得御意、我等済渡之咄しいたし度取計候へ共、漸御せんわ御いとまこい申上ヶ候間、いさいわ長四郎ニ御聞可被下候、去年其元様之御よミ被下候御うたわ、せんけんさまより御よませ被下候御うたニ而、いさいの決定ニ御よませ被下候御うたニ而御座、今度おくのからす山ニ而天子天日のいさいの事からふくろにいたし、三度〳〵ひき出シ、ゆいはらい三度からぶくろニいたし、これゟ何ニもいふこと無御座、三度からふくろにいたし何ニもいふともなししまい申候、目出度かきり

もなし、恐々謹言

六月十三日　　江戸駒込小泉文六郎屋敷ゟ

食行身禄㐂

郡内上吉田村ニ而

田邊十郎右衛門様

まいる

（2）

此間者預り世話忝存候、然者合羽段々御世話忝并彦右衛門女江之書状弐封御添受取申候、相届可申候、先日借用之合羽則御返し申候、御落手可被下候、以上

尚其内貴面可得御意候、外記様江も宜頼上候、以上

六月十八日　　伊藤伊兵衛

田邊喜内様

（3）

尚々外、其元田邊左膳殿も九月廿八日ニ我等方へ被参候而得御意候、其元御渡候義ハ咄シ申さす候、手紙わ参候得共、いまた御咄無御座と申候へば、七月此方へ其元御こし候よし被申候間、手紙斗参候、少々御談合申義御座候間、九月中ニ御出被下候様ニと申遣候間、其元御帰り次第左様ニ御咄可被下候よしお申遣候、右之仁々へハ不申候、すこしばかりわはなしきかせ候、以上

如仰先日ハ始而御出候処、早々得御意、其砌ニ御約束之通り相待候所ニ、御壁用ニて御在所へ御帰り候よし被仰下、又々九月中ニハ江戸表へ御出被成候様ニ被仰下候間、昨日迄相待申候処ニ何之御沙汰も無御座間、今日藤左衛門殿迄様子尤承り人遣シ申候、御隙入も御座而いまた御出無御座候、年内ニ而も来春ニ而も御決手次第ニ御出可被下候、貴面ニ御談合申上ヶたくそんし候

十月朔日　　食行身禄㐂

田邊十郎右衛門様

8　蚕ノ巻

身禄が烏帽子岩での断食行の際に田辺十郎右衛門に語り伝えたとされる教え。日本を「扶桑国」とすることは、身禄の養蚕を重視する考えの表れである。

書置一札

一、我に御伝への義者、三国を人間ハ不申とも、草も木もなへての川乃うろくつまても（平出）、仙元大菩薩様これゟ一切の身禄㐂の御代に被成候ニ付、天子天下目ゑ下シ候まき物釈迦の割石にて御請取、夫ゟり入滅の浄土ハきた口大行合下ゑほし岩下に御定、万々年ハ吉田口ゑ三国ともにおしなへて参り可申との御伝へなり、我ねかいもはれて、ふしにいる千代万々年富ミ入るこの御世、これハ江戸下板橋平尾町永田長照此所にていとまこひによミ置参り候なり

享保十八年丑六月十四日辰刻、此所にて書

食行身禄菩薩とあらわれて見せ、田邊十郎右衛門ゑ万こう万々年、此世あらんかきり天地のあらんかきりハ此山の御守に被仰附候との御伝ゑなり、これよりしてハたとゑ月日仙元大菩薩様の御ちきの御伝ゑにても、しう生のたミのためにあしき事ならい、ゑんりよなくとりなおし、万法のしう生のために能やうに取行やうにとの御伝ゑなり、これ迄一万二千年余ハかけねかいと被仰置候間、これ迄の御事ハミな御ゆるし、これよりしてハ此御まきもののとおりはたらきハ夜昼との御伝ゑなり

享保十八年丑の六月十四日辰の刻

食行身禄菩薩釈迦の割石より田邊十郎右衛門ゑこれをつたゑる

享保十八年丑の六月十七日
食行身禄㕝菩薩より田邊十郎右衛門ゑこれを伝ゑおくなり
日本扶桑国なり、かいこてたすけるくに、享保六年寅の年より南無仙元大菩薩様の一切きやうを御あらため、これ迄一万弐千年の事ハ御捨被成、御あらため被成候て御かゝせ御伝ゑ置候御巻物なり、書行藤仏・日行月玥・胚心・月行惣十ゆるしかき物をもち候とも、此度の御あらために相違申もの取上申間敷との御伝へなり
我者此度日本の地主藤八万ゆしゆんのせいにて、この御山の主いゑに今身禄菩薩之顕れて、釈迦の割石ゑ人のしん仏を両のあしたの羽に千人つめてのほりたるに参りにうめついたし、御鏡のまきものお天子天日へ二はこツゝ御下シ、それより我そんかいお向薬師・ゑほし岩へ御山七ぶんに御さげ、身禄㕝たげ御あらため御極メ、三国の万法のしう生男女ともまいらせ、万法のしう生たすかりはんしようういたさせ、しようぢんもミな御ゆるし、正月ハ不及ニ五節句ともにミな参り、下向のものもこれよりしてわしやうぢんわ御ゆるし、これわうろのあかにて候間、にんけんにくわれて、しゆら仏おいたし可申との御伝へなり

日本扶桑国成り

南無仙元大菩薩の御ちきの御書物のの御まきものおもち候にても、此度仙元大菩薩様の御世を御ひろめ被成候ニ、てきたひおいたし候ものわ鬱中忰惣兵衛お初、小刀や作兵衛初、その外御師共もすゑのよ迄もたすけ不申、しん斗にてぬまのよし原へさしおき可申との御伝ゑなり、右のもの共わこれ迄わ仙元大菩薩様おかたりかきつくすとも、おたのミいろ〳〵の事をこしらへ、はちりしやうおミせ銭とりにいたし候、(平出)仙元大菩薩様の同名ともしらす、さる犬るひのちくるいおもつてしう生ものおはかしとり候、これよりしてわ享保六年寅の年より御伝の御書物のとおり、はたらきわよるひるめん〳〵のそなわりたるかしやう〳〵おして、四ミんのうちゑいり、人をばかさぬようにとの御伝へなり

享保十八年丑六月十七日
御菊と丸の内ニ五三桐お万こう参御本房ゑ被下置との御伝ゑなり
いせ川上しミつ村へわ西身禄㕝山、江戸表わ東身禄㕝山と名付可申との御伝ゑなり
食行身禄㕝菩薩ゑほし岩にて伝ゑ置候
○ゑほし岩身禄のたけとあらわれて
三万めでたき心やす〳〵と
○月も日もふしは一仏一躰に
ミな三国をてらす三鏡
○けさまでのつミをゆるしてあすよりも
心の鏡日々にときぬく
この三首の歌我こゝろにもつともにおもい、三万目出たきとこゝろやすくと御伝置也
享保十八年丑の七月十三日の辰刻ニ書き置
食行身禄㕝菩薩ゑほし岩にて伝へ置也
此歌差上るゆへ田邊十郎右衛門ゑ
三国第両御本房
玉の房・春の房・秋の房・夏の房・冬の房、この外わ六十六ヶ国国名を付て七十二房取立可申との御伝ゑなり
南無仙元大菩薩様の身禄㕝の御世の万こうの御守として、上吉田源の藤守と被下候御伝ゑ置なり
享保十八年丑の七月十七日にゑほし岩にて伝置也
田邊十郎右衛門ゑ伝へ置

9　北行教訓書

身禄の弟子田辺十郎右衛門は行名を北行鏡月といった。本資料は北行が身禄への感謝や詠歌を記したもの。

奉仰食行身禄菩薩御還り書通起

一、此度御峯八丁参前釈迦之割石お極楽と御定、専命六十有余之行年今入滅之露命は三明藤開山、従是万々年身禄之御代ニ罷成、四民之御助被下候御伝之節、世お去り命おすて、しゆせうけらくの御慈悲、三ヶ国ニも珍しき釈尊以来之神法と奉仰候、幾年之御願行成就之御鏡と御直事ハ、是峯の不生不滅之御鏡也、末代之什物宝筆難有仕合過之候、謹言

御還り之一首

幾年の願も成就富士の峯　参第（したい）は有明乃月

なおてるや玉の有かは割石の　氷お枕雪おしきねに

伝おく書はうゑもなきとそつ天　地はあしわらの四方の国まて

享保十八年丑ノ六月十三日　　田邊十郎右衛門㊞

御峯割石身禄菩薩尊

食行身禄菩薩佝御晦迄の一首

おつたへのみちへもけさわかすかにて

四九ふきはらふ峯の雪風

おつたへはゆふもかたるもかきおくも

慈悲となさけとりお不足せよ

我人のまよふ心はふたせ川

目にし見るまいのはまひろきせよ

丑ノ七月十七日四ツ時入滅也

十六日之御晦迄ニ御伝ゑ残しとて、十七日迄存生

御伝え

一ちひ　一なさけ　此道さとりて伝へへし

一かんにん　一不足

是おさとれは

一ゑんめいこふくろ　一切生死の仕舞とさとるへし

一打出のおつち

14　御箱上書并御足駄訣一巻

身禄の教えを伝える巻子本。「御足駄」とは、入定のため富士山に登る時に人の心仏を足駄の歯に千人詰めたという伝説をふまえたもの。「御はこ上書」とあるのは、箱に大切に収められていたことを物語っている。

（題簽）

「御はこ上書并御足駄訣一巻」

ち、　たつねきてこのかきものおもち出て　天子天日えひらかせてミよ

南（天元）　ふじの山おしゑのごとくこの山の　主いえにこそ身わ参（まいり）りける

三こくのしたいわ一仏一躰とひらけり　とふさいなんほくの　第ふしさん　にわ八御なの　第三けふ　こえうの　第三こくの　第わ一仏　一躰とひらく　なり

三国第一山　このうちにこのよどろのうミ初（はしまり）、このかたの

一万八千年余、并にこのすゑのよ三万年余、都

合四万八千年余の一切の身ろくの御よの御事、

この御はこのうちに三通にしてこれあり候なり

偃（は、）

ごくらくおいかゝととわばふじの山　峯あたりに身ろくにうめつ

ふじの山ごしきのくものむかふにて　身わうちはれて今参りける
ひとりすむことの月おなかむれば　くもきりはれて参ねのかそしる
南無仙元大菩薩様の此度御藤山御八町様の北に当テ釈迦の割石と申とそつ天なり、御身ろくの御世の御事お御ぢきに御下シ、これお天日ゑ御ぢきにひらき見申べくとの御ぢきの御伝ゑにて候御事
享保十八年丑の六月十七日、食行身禄㕝菩薩、釈迦の割石ゟ
たつねきてこのかきものおもち出て　天子天日ゑひらかせてミよ
南（ち、）　ふじの山おしゑのことく、この山の主いえにこそ身わ参りける
初めわ三ミやうとふかいさん　三度めにわ
このうちにこのよとろのうミ初リ、このかたの
参明藤開山　みかとふしさんお　ひらくと　よミ申候
一万八千年余、并にこのすゑのよ三万年余、都合
四万八千年余の一切の身ろくの御よの御事、こ
弐度めわ三とありしとかき　かいさんふしゑ
の御はこのうちに三通りにしてこれあり候なり
偃（は、）　まつる

ごくらくおいかゝととわばふしの山　峯あたり身ろくにうめつ
ふじの山こしきのくものむかふにて　身わうちはれて今参りける
ひとりすむまことの月おなかむれば　くもきりはれて参ねのかそしる
南無仙元大菩薩様の此度御藤山御八町様の北に当テ釈迦の割石と申とそつ天なり、御身ろくの御世の御事お御ぢきに御下シ、これお天子ゑ御ちきにひらき見申べとの御ぢきの御伝ゑにて候御事
享保十八年丑の六月十七日、食行身禄㕝菩薩、釈迦の割石ゟ
江戸表享保十八年丑の六月十日のうのこくに立、同六月十三日のうのこくに同十七日お名目として、人とのしん仏お両のあしの羽に千人つめて、御藤山御八町様の北に当テ釈迦の割石と申とそつ天ゑのほり参り、にうめついたし申御事なり、まことある諸仏わ外に不二たゞひとすじに参の鏡御世
享保十八年丑の六月十七日、食行身禄㕝菩薩、釈迦の割石ゟ
三国第一山　三ごくの第わ一仏一躰とひらくなり
参明藤開山　みかとふしさんおひらくなり
万法の御本地わ御藤山の御事成り
享保十八年丑の六月十七日、食行身禄㕝菩薩
南無仙元大菩薩様のこれよりしてわ、尼・入道・坊主・山伏シあかにしきお身にかけり、いろ〳〵のこしらゑ、餓鬼・ちく生おも候てしう生のものおばかし、金銀おばかしとり、とう寺らんりうしおとし名付、後生になり候と申、富つきなとし、いろ〳〵の事に名付、しう生のものおばかしとり、しう生のたミのいたミおいたし候、これよりしてわ方々のとふしやも入り不申候ように、御ふし山の御八丁さまの北に当テ釈迦の割石と申とそつ天より、南無仙元大菩薩様御ぢき御支配御身ろくの御よに被成候なり

15　一位様三幅対ノ訣

三幅対の「山形」の由来を記した口上書を巻子に仕立てたもの。三幅対を奉納した「一位様」とは六代将軍家宣の御台所天英院のことであろう。そうすると奉納した年は元文五年（一七四〇）ということになる。

（題簽）
「一位様三幅対の訣」
御山形之起り覚書
一、御山形山元江三幅対信心之御奉納之起り、十四年以前庚申六月中、江戸表より
ご寄付被遊候訣、（平出）二之御丸一位御尊前并ニ斎之小治高見との御召使女子おりよ申取次ニ候
一、此富士信心と申ハ、寛永年ゟ不二之行者書行と申願人、浅間より寄随請信心、

当所明藤開山日月不二一躰と開キ、其節ゟ江戸表・諸国ニ富士信心と申一筋信仰仕来り候

一、烏帽子食行身禄尊と申ハ、書行法会中ニ月行と申行者ハ多分之すくれてしや、身行昼夜ニ勤行被致、寄随ヲ奉参明開山月日一仏一躰と開キ、依之明藤開山ト参萌開山ト二法ニわり信仰仕候

一、ゑほし岩ニ廿一年以前定ニ入候食行身禄侑と申ハ、江戸本丁富山薬種商売被致候、生国ハ伊勢国一志郡清水村より、江戸表本丁富山平右衛門と申ハ伯父ニ而養子ニ十二才之年下り候而、三四間徳居ヲ出し宜敷家業もくらされ候よし、夫ゟ十七歳之十月、月行之信心ニ入、享保十八年迄四十五年なり、富山之みせ番頭ニ譲り、片わらに引こもりて多々一筋ニ国土豊入吉多に繁昌ニ一命ヲ差上ヶ候ニ付、御心ニ叶い衆生安ク奉助り、ふし歌十五首ヲ勤信心候ハ、難病・火事・横難も除ヶ可申旨、急定ニ入可申と御告ヶニ付、御山七合ゑほし岩と言所へ、享保十八年丑ノ六月ニ登山ニ而、同七月十三日迄雪斗食と被成者ハ理ヲ覚り、浅間大菩薩、食行之躰江御移り、三十一日衆生助候御神宅被遊候節、田邊師弟と罷成、一々御伝仕、江戸表へも所江ゑほし岩信心と広メ申候、依之信心方甚々御理請候ニ付、只今ハ甲斐・信州迄信心、九州・北国迄も江戸御屋し方へ広ク十五首免シ出し候

一、此三幅対ハ、其頃江戸表竹丁ニ拙者法会安中と申而御信心之名代いたし、大名方様迄御富世喜と申候御廚出し候砌、松平幸千代御祈祷して御信心ニ而御もん付御幅も一対奉納、年之登山代参も相立申候、然ハ御屋しき多分ニ御信心同断仕候内ニ、作事役内田三左衛門申人中ニも信心ニ付、三左衛門娘ニおりよと申女子、二ノ丸高見さま之御こし本、斎小治さまニも近所、おりよにまかせ候ニ付、御山信心之義御願ニ付御免シ、又ハ御廚等も差上ヶ候御礼として、去ル庚申六月為御代として内田三左衛門妻女、二ノ御丸ゑ廚箱根御関所通路ニ而拙宅迄、弥登山も林麓迄御勤候、其節之御初尾御もん付之品々什宝ニ所持仕候、此由ニ而三幅対高見殿直ニ而奉納ニ御座候、身禄之行法之義も何れも具ニ御聞込故ニ左ニ被遊候事

右ハ法会中願ニ而拝申度候節ハ如此ニ口上、仍而畢

16 御切紙

身禄は入定のため烏帽子岩で断食行に入り、その間、田辺十郎右衛門に教えを伝えた。それは「三十一日ノ御伝」としてまとめられる。本史料はその抄録。巻子本に仕立てられている。

（題簽）

「御入定の節一々御伝江御譲り状取直し田邊十郎右衛門江一々被仰聞　身禄菩薩とあらわれ給ふ御遺言の三□□」

一、此御書之義者、享保十八年丑六月十四日ゟ同七月十三日之御入滅之辰之刻まて、毎日〳〵御伝之上ニ仙元大菩薩様之御祭り不残御書附、但シ六月十七日ト御改置被成候義ハ、御名目ハ六月十七日ニ御定被遊候、尤御入滅ハ七月十七日迄ニ御座候、其間ハ雪氷計食事ニ被成候、難有御書、敬白

田邊氏豊矩

喜多口

烏帽子岩ニ而

食行身禄菩薩とあらわれてミせ、田邊十郎右衛門ゑ万こう万々年此世あらんかきり、天地のあらんかきりわ此山の御守に被仰付候との御伝ゑなり

これよりしてわ、たとゑ月日仙元大菩薩様の御ぢきの御伝ゑにても、しう生のたミのために、あしき事ならばゑんりよなくとりなほし、万法のしう生ためによきやうにとりおこのふやうにとの御伝ゑなり、これ迄一万弐千年余わかけねかへと被仰置候間、これ迄の御事わみる御ゆるし、これより先ハ此御まきものとなり、

はたらきわよるひるとの御伝ゑなり

享保十八年丑の六月十四日辰の刻

食行身禄㐂菩薩、釈迦の石ゟ田邊十郎右衛門ゑこれおあたゑる

御本坊名付わ三国第両御本坊富（と）かき可申との御伝ゑなり、これわ江戸表ニ食行身禄㐂菩薩の出候そのまわり御ふじ山御山のうつしおつくり立、この所に三十六房、上吉田ニ三十六房、下吉田に三十六房、百八房たん〳〵と取立、万法のしう生まいらせけんしやういたさせ候かうにとの御伝ゑなり、百八房の坊の名わそれ〳〵によきようニ名付可申との御伝ゑなり

まことある諸仏わ外に不二（ふたつなし）たゝひとすしに身の鏡御世（かゝミミよ）

享保十八年丑の六月十七日

食行身禄㐂菩薩より田邊十郎右衛門ゑこれお伝ゑおくなり

日本扶桑国成り（にんほんふそうこく）（かいこてたすけるくに）

○御水富世喜御伝へ

一仏一躰之開

○真国明なるお元として可免之也

南無仙元大菩薩様のこれよりしてわ、たとゑ食行身禄㐂菩薩の御ぢきの御書物入候御まきものお手入候にても、此度仙元大菩薩様の御世お御ひろめ被成、てきたいおいたし候ものわ、餠忡世忰惣兵衛初、小刀や作兵衛初、その外御師共もすゑのよ迄もたすけ不申、しん斗にてぬまのよし原へさしおき可申との御伝ゑなり、右のもの共わこれ迄わ仙元大菩薩様おかたりかき、ちく生ともおたのミいろ〳〵の事おこしらへ、ばちりしやうおミせさせ銭とりにいたし候、（平出）仙元大菩薩様の御名目もしらす、さる・犬るいのちくるいおもつて、しう生ものおばかしとり候、これよりしてわ享保六年寅の年よりの御伝ゑの御書物手入候となり、はたらきわよるひるめん〳〵のそなわりたるかしやくおして、四ミんのうちゑいり、人とおばかさぬようにとの御伝ゑなり

享保十八年丑の六月十七日、ゑほし岩にて伝ゑ来候

食行身禄㐂菩薩、田邊十郎右衛門ゑ伝ゑ置なり

御山七ぶんに御さけ、身禄㐂だけ御あらため御極メ、三国の万法のしう生男女ともニまいらせ、万法のしう生たすかりはんしやういたさせ、しやうぢんもミな御ゆるし、正月わ不及申ニ五節句ともにミな参（まいり）り、下向のものもこれよりしてわ、しやうぢんわ御ゆるし、これわうろのあかにて候間、にんけんにくわれてしやう仏おいたし可申との御伝ゑなり、日本扶桑国成り

享保十八年丑の六月十七日

御菊と丸の内に五三桐お万こう参（三）御本旁ゑ被下置候との御伝ゑなり

いせ川上しミ水村へわ西身禄㐂山、江戸表わ東身禄㐂山と名付可申との御伝ゑなり

食行身禄㐂菩薩、ゑほし岩にて伝ゑ置候

○ゑほしいわ身禄のたけとあらハれて三方めてたう戸おさゝぬ御代

○月も日もふしは一仏一たいにみな三国おてらすミかゝみ

○けさまて乃つミおゆるしてあすよりも心乃かゝミみ日々にときぬく

この三首の歌我こゝろにもち、ともにおもひ、三万目出たさとこゝろやすくと御伝ゑ置なり

享保十八年丑の七月十三日の辰刻書置

食行身禄㐂菩薩、ゑほし岩にて伝ゑ置なり、此歌差上るニゆへ田邊十郎右衛門ゑ

（貼紙）

「三国第両本房

玉の房・春の房・秋の房・夏の房・冬の房、この外六十六ヶ国国名お付ケて

七十弐房お立可申との御伝ゑ置なり、

南無仙元大菩薩様の身禄㕝の御世の万こうの御守（おんもり）として、上吉田源の藤守（ふしもり）と被下御伝ゑ置なり

享保十八年丑の六月十七日にゑほし岩にて伝ゑ置なり

田邊十郎右衛門ゑ伝ゑ置　」

参明藤開山天衛㕝師

18　釈迦ノ割石大行并烏帽子岩断食修行ノ御大幅

「身禄曼荼羅」と呼ばれる富士曼荼羅図。詞書の部分を翻刻した。図は土佐派の画家古鼓の筆による。身禄の生涯について記している。

月方富士行者食行身禄㕝と申ハ生国勢州市志郡下川上庄にして伊藤氏也、八歳の頃和州宇多郡小林氏江養れ撫育を請、故有て二度勢州へ立帰りて倩思ふに、父母乃恩重きを報ハさるハ人倫の道なくすと、父母乃ゆるしを請、十三歳の秋勢州を立、武州江戸へ下り商業をなし、十七歳の時より不二仙元大菩薩の難有事身に徹し、毎日朝夕両度の垢離を取信心怠らす、此加護江や追日禄重く金銀富ミ眷属多くかしつく、然とも人間八十八の寿命米一粒と開き、金銀ハ却て仇なる事を見開き、家財金銀眷属へ与へ、身ハ妻子を連かすかなる住わひしき業をなし、唯浅間大菩薩乃難有事日々夜々に募り、毎年六月不二へ登山し仙元大菩薩の出現を奉拝、殊に御詞をかハさせ給ひ、御暇出るまてハ御山に止り、五七日十日余りにして下山し、住宅にては月に四日乃御式日御備餅三木奉献、其身壱人宝前に通夜をして御授の十五首を夜と共に務め、此する事四十五年を経る、六十八歳にして於御山に入定と思ひ定しこと新に仙元大菩薩の霊夢を蒙り、五年を急登山入定を思ひ立、六十三歳にして享保十八年丑六月十日妻子に向ひ、我常々六十八歳にて不二山へ入定と申渡しかと、子細有て今日登山乃思ひ立なりと、妻子へ白苧一製宛与へ、我を念する心あらは不二へむかひ拝礼せよと、御伝への御歌、日方乃光の元を尋ねれは、朝日に夕日不二乃極楽と是を授、六月十日に江戸を立、同十二日不二北口田邊十郎右衛門豊矩方へ着有て、翌十三日卯上刻田邊氏召連られ、から断食にて五寸歯の足駄をはき登山す、釈迦の割石に立、月日仙元大菩薩一仏一躰と開き、参明藤水の水上を見開き、我都卒天に安座して衆生を化度すへき心願今日成就す、依て是より七合へ下り、烏帽子岩乃もとへ十四日に至り、入定の室に趣き、日数三十一日か間田邊氏付随ひ、雪斗飯て口を潤し、其露を少しも體へ落さす、日々衆生の為を講し、今生にてハ病苦を救ひ、後世に至りてハ其身生れ増の一字ふせつの御府を、田邊氏御い水加持御窺御伝七十二首乃詠歌をつらね、くハしき事をハ一巻乃書に現し是を伝へ、享保十八年七月十三日入定の扉を閉給ひぬ、今に其妙躰を崩れす安座し給ふこと、寔に仙元大菩薩の愛身疑ふ所に非す、嗚呼尊ふへし、うやまうへしと云尓

22　烏帽子岩三十一日御伝記

「三十一日ノ御伝」は、江戸富士講などによって写本が作られ流布した。本史料は身禄の系統を引く安行独我による文化九年（一八一二）の写本である。

（題簽）

「烏帽子岩　三十一日　御伝記」

御前より御直の御伝記

一、抑々元祖食行身禄㕝御江戸御出立わ、巣鴨火かん（ほく）端（ばた）中町野口弥右衛門地に罷有候御時、享保十八年癸丑年六月十日武州下板橋平尾町通り中宿伊勢（いせ）や長四郎、ふじ行名心行長照方より御見送りの御弟子、人数者（わ）小泉喜平治、山田長兵衛、巣鴨百姓徳右衛門・同与右衛門、伊勢屋孫兵衛、長照ともに六人なり、尤山元に田邊十郎右衛門、大宮司頭春田与惣右衛門、佐藤半左衛門、これわ八合目いしむろ役人なり、元祖御入生の御見送りの証人、以上九人なり、右九人の御弟子衆ゑ賀の祝義ニよめり

これハ外ノ弟子松野や善兵衛与申者賀によめり

藤かいりに小かいりそふる松も今藤お
たよりによろづ世のいろ
藤帰りに参ねの雲きりふきはらふ
三万目出たきなおもなたて、

食行身禄伝
よめり

御弟子衆
九人ゑ

御藤山北七合目於烏帽子岩極楽に三十一日ヶ間の御伝ゑ、一日の御食事わ朝卯こくに御茶碗に水一ぱい

一、抑々藤大行者食行身禄伝与申者、御出生伊勢国一志こほり本川上清水村の産なり、イイ藤氏にして大和国小林氏に養れ撫育ヲうけ、故有而二度勢州ゑたち帰り、つら〳〵思ふに父母の恩重き事お法事さるわ人倫の道にあらずとて、父母の免しお得て、十三歳の秋国元お出立致、武州御江戸ゑ下り、本町弐町目親類方にていろ〳〵さま〴〵の商売おいたし、十七歳より本銀町たばこ問屋惣十与申、御方の御弟子与なり、藤　仙元大菩薩様の難有御事お身にてつし、まい日朝夕両度の垢離おとり信心不怠、此加護にや日おおつて禄重く金銀富て眷属多くかしつく、然どもにんげんわ八十八の寿命米一粒うなり、金銀わかゑつて仇なる事おみひらき、家財金銀とう迄眷属ゑあたい、其身わ妻子お連れ、江戸駒込辺巣鴨中町に罷有候時、水油商売あるいわ日よふ等身のせつしやう済渡いたし、五拾四年におよぶ南無仙元大菩薩様の難有御事日々夜々につのり、毎年六月十五日卯のこく禅定日お御極メ被為遊候得て御山にとゞまり、五七日またわ十日あまりにて下向いたし、住宅にてわ月に四日の御式日に御そない三寸餅三本お御宝前ゑ奉献、其身わ通夜お勤メ、御前より御さづけの御十五首の御ふしおあげ、如斯御勤メ御恩礼申上ル事わ御済渡四拾五年に経る、我わ六十八歳にして御藤山ゑ入生お極メしが、南無仙元大菩薩様よりあらたに霊夢お蒙り、五年いそぎ今年御藤山ゑ入生お思いたち、六月十日に妻子ゑ申、我常々六十八歳にして入生と申きかせ置しが、子細有而今日御前ゑ思い立チ、妻子ゑ白苧一製つゝあたい、われおねんじ敬う心あらば、御藤山ゑむかい拝礼せよ、御つたゑの御ゑい歌おさづけ、妻子ゑ今じやうの御いとま申候得て、安宅お御立チ被成候、それより同十二日に上吉田村田邊重郎右衛門宅ゑ御ちやく、あくる十三日に重郎右衛門、ごう力市兵衛お御つれ被成候得て、から断食にて釈迦の割石にたちたもう、一切の御恩礼も相済、それより入生の室にいらせられ玉う、此御時我三十一日ヶ内、なんじゑ南無仙元大菩薩様の御ひらきお一々筆おもつて、我講じ聞する事お一巻の書に綴り、信心の衆生ゑ汝伝ゑよ、其外能々見ひらき衆生ゑ化度せよ、給仕勤メよ、忰次男多吉事仙千世与改メ水之きうじ勤メよと奉請尊命お、則七月十三日辰のこくに遷化被為遊、是誠に南無仙元大菩薩様の御変身様にうたごう事にあらす、奉尊敬右御伝ゑ一々書記し畢

甲州郡内御裾上吉田村
田邊重郎右衛門豊矩

享保十八年癸丑年六月十三日

同十三日辰の青天白日にて食行身禄伝菩薩、重郎右衛門召シ被連、御山ゑ五寸羽のあしだお召シ、我がはける所のあしだ羽の中ゑ、千人の心仏おこめ足下にふまゑ、藤頂上釈迦の割石にたち、我か心願今日都卒の内院にたち、衆生お化度すべき事成就、仍之汝シ我か入生の厨司お七合ゑとりたて、我安座していきたゑざるうちわ、こと〴〵くにんけんの得道すべき事お汝ゑこうじきかすなり、ふとくしんなる事あらばといおかけてはつめいすべし、御仰にしたがい三尺四方の御厨司、七合目烏帽子岩の元ゑとり立、則是ゑ被為入安座ましまし、汝ニ藤山水の源参明藤のひらき講じ聞すべし、先ツ世界空〳〵寂〳〵たる時こおり塊り御山出

現、然とも人皇ゑ移る頃おい迄雲霧覆に不奉見ゑ、而而後人皇の頃御山現玉う、其時よりの御藤山与心得たるわ大なるあやまりなり、元月日現玉う時と仙元大菩薩出現したもうと同時、是一仏一仙の元なり、依之よろづ水よりはじまる、南無仙元大菩薩月の躰なり、月わ水お仙とす、御山わお表とする事北わ水おもついゑなり、にんけん胎内にやどる時丸き露、此露塊りてひとゝなるいゑに、南無仙元大菩薩よりの御胤一仏一仙の開き、是にてはつめいすべし、また御山の相みな人間の相、頂上わ八葉、是人間の頭一一おひらき、たて横にして十、これにんけんの躰なり、御山下お裾と言う、是人間の裾両そくなり、両足お以八文字八十八の躰となる、依之御山のかたち不二しと知るべし、元日本扶桑国与名付る事、桑お以飢お扶理はるかに隔、南無仙元大菩薩様米種三粒うお以今駿河国加嶋郡ゑなげさせ玉い、穂おはらみ一粒う万ばいとなりこれお以食物とす、仍て御山お穀聚山とも言う、御山の道法り一合二合と法りお斗るも此いわれなり、また北表口裾吉田村と言う、南に田子の浦とも言う、右三粒お胎たるお以三穂の浦ともいふ事なり、南無仙元大菩薩様の御慈悲開き発明すべし、これによつて米お真の菩薩なり、二三のひらき十一となる、桑より米お御見出し、土に米お以扶桑事これにて知るべし、爰お以扶桑国の事発明して開くへきなり、凡人けん八十八の真の菩薩我か躰にありながら悪お致、あるいわ邪おなすのるい、真の菩薩忽に消玉う事おしむべきかな、能く開き発明したらんにわ、仙元大菩薩我躰人の躰ともに一仏一仙の現しおとけざる事おおしむべし、なんじ能く発明して、にんけんにありがたき事お語し、斯泰平なる参世に生出るのにんけん、此理おも不弁して邪欲に落ち入事かなじまずんば有るべからす、汝シ能く説伝ゑ、一仏一躰の妙慮に叶う事お開き可聞す蒙り御仰お、重郎右衛門頓首して我が石室ゑ帰参す

同十四日

人間母の胎内より生ずる事貴賤の露より起胤す、これ月の遷りたもうなり、日止ツて血留ル、これ日の遷りたもうなり、仍而月日合躰となつて真玉備りたもう、是南無仙元大菩薩様なり、五ツ月にて東西南北央これなり、是則須弥なり、此五つにて御山の相となる、御山の相お以五躰とす、十月にて留る所の水汐満る、月出る時人生るなり、依之経水お月水と言う、此水お不浄なると忌の理甚以誤所なり、人生させんがために価たもうみずなれば花水と名付、かつもつて忌せ玉う事なく、かゑつて清浄の水なり、如斯三躰具足人間貴賤のへだてなく我か身より外に貴者なし、甚貴き其躰お請ケなから無道にして貴我かたいお不知、あるいわ邪おなすいゑに、四民の外にはなされにん非人とも生おとるのにんけんかなしまずんばあるべからす、その四民の内に士イにとりいわば其主君ゑ勤メ、不怠誠おつくさば今日より明日すぐに生増シの理分明なり、農工商其職分お無懈怠勤る時わ、今日より明日富貴自在のみむまれます事分明なり、如斯当時に眼当テある事お無得道闇然と送る者、明日則人非にんとも可成なり、尤渡世生増ス生おとるの分ヶ顕然なり、たとい当時万宝お得る身なりとも、其貧しき忌ミ奢侈りの心ざし出る時わ、また其時より生おとるの理、たとい貧き身なりとも志に誠おつくさば人神仏捨たまわす、其慮にあふ事掌お差すごとくならん、然者徳有る人といわん、是生増スの理能くひらき発明して伝ゑべし

同十五日

汝ジ衆生ゑ説き可聞事遠き事にあらす、三才の童子も知る事なり、しらぬにわ劣る者多く有る故にこれまた能く言う可聞、主君ゑ忠・不忠、我都卒において能く改メる故に、忠有る者のにんけん南無仙元大菩薩様の妙慮に叶い、これ一仏一躰と顕るの所なり、不忠の者忽に八十八の真の菩薩定る寿命より前に喰イ切り、亮藁の縄に戒られ死し罪を請る事、これ八十八の真の菩薩捨させ玉い、南無仙元大菩薩様の妙慮にそむくの所なり、能くひらきはつめいして伝ゑべし

同十六日

父母ゑの孝心、南無仙元大菩薩様御感応なさしめたもう所なり、父母ゑ孝おつくする事、是我お尊むの元なり、我祖にして守り居るなれば、後生れ増ス理顕然なり、

躰に有る所の両眼月日なり、躰の真の菩薩則南無仙元大菩薩様なり、三躰具足し其上に孝心の志おつくすものゑわ邪魔障碍なすべき者なし、其人ゑちかづき其行いお学者わ一仏一躰の理に叶、然者人おも扶かる理一方ならぬ大善なり、我都卒にて感悦すべき事これより大い成る事なし、真眼・外眼の人間孝心の二ツ、誠よりわ亡父母ゑ拝礼するとも外眼にてわみゑづ、真眼お以て拝いせば亡父母もありするごとく拝いせん、不孝なる者と言うたらぬ悪人なり、今有る親もみゑず、いわんや亡親わ請ぬなり、真眼・外眼みゑずば盲目に等し、さある者に月明に日清く照せたまわねば、真眼・外眼ともにあきめくらなり、極る所の悪・不忠・不孝の科が神仏免したまわんや、稲の亮藁の縄にて戒められ断罪する事顕然なり、能く開き発明して伝ゑべし

同十七日

四民其家々の職分昼夜無懈怠勤メ、其余慶すこしき間一度なりとも南無仙元大菩薩様の奉唱御名お拝ば、是誠の信心とも言うべし、其職お不勤メして経々読誦したり迚抔仏神請ヶ玉うべきや、南無月日仙元大菩薩様昼夜御行道有る事お思い、況や人として其家の職お勤メざるわ盗人の類に等し、ぬすびとの物神仏請ヶたもうべきや、四民それ〳〵家職うとき時わ米に離、士イわ知行お失い、農工商わ飢におよぶのるい顕然なり、能く開き発明して伝ゑべし

同十八日

米の恩得言イ聞かせずと知ぬ者わなし、其恩お知りなから用いざるわ知らぬにわはるかにおとれり、依之説き聞す、元米水より出て芽お生じ、昼る日の陽気お請ヶて育、夜わ月の陰気お得て露お持て太り、而して後に実法る事たれいゑに　南無月日仙元大菩薩様の御加護ならずや、然者真の菩薩外になし、躰に菩薩納る故に人間の躰一仏一躰なり、一日なりとも食せずんば何お以命お持物有らん、其貴き真の菩薩ほしいま、にし、そまつにしたらん者餓死すべき事顕然なり、元一粒万倍なり、一粒うなりとも重んじて大事に行ば、拾石の禄後世わ千石万石にも生増シの理爰なり、命お持所の真の菩薩大事に掛り、捨るふせぎ、無益の飽食おせず、喰い延しする時わ餓死おも扶るの理、にんけん一人おたすけん事これより大善外にあるまじく、依之真の菩薩なり、米の躰・藤の躰・我か躰不二し、能く開き得道して伝ゑべし

同十九日

南無仙元大菩薩様米お真の菩薩と貴と思召し事みな己らが身の上に有る、猶更士農工商の四民貴む事なり、先ツ士イに至て五拾石の禄お得て士イの部に入る、或者千石万石の大小名、又わ国主大樹たりとも米お得すんば何お以大名といわん、米粒うより起百万石とも満るなり、依之いわんや国主大樹たりとも不二山富ル士イと御山お言う事お知り、士イわ分けて貴敬べき事なり、富ル士イとさして我か得る所お思い信仰すべし、農わ拾石作徳百石千石にも作り広りば、天下大樹の御役にもたち、多々勢の扶けにもなりぬべし、工商わ拾こくお調る物百石千石調る時わ、眷属多くかし付、多々勢の撫育し人の扶けともなりぬべし、依之米お真の菩薩とたて貴てもあきたらぬ事かたるにもつきせぬ、汝シ能く開き発明して伝ゑべし

二十日

水お元とする事、米真の菩薩なれど、苗ハ水おもつて葉しげり実法るも元水の徳なり、にんけんの躰露より五躰始るなり、其躰朝夕水お呑ミ咽ゑ納時わ水に水の添力となりて、真の菩薩ゑ培うの理顕然なり、常ににんけんきう死の時水お以面おそゝぎ、咽ゑ納時わ其息帰ス事水の得ならずや、其水常に用る時わ毒くなりと用捨する事甚以誤なり、真の菩薩有りいといゑども、水お以やわらげずんば食するに和順すべからす、躰に水たゑて血乾なば命たすかる事有らん、命たすかる其一つ水より起る理なり、命お扶け人おも化け度したらんならにんけんの再こうの一ツなり、人と成る時わ神仏にも成るべきの理、能く開き発明して伝ゑべし

二十一日

人間貴事能く取り行ゑば神にも仏にも成るべきにんけん、依之我か躰・人の躰一仏一躰なり、其親の身として我か子お傾城夜発の類に売、其価にて今日おしよくする事これよりすぐれたる悪人わなし、其親常に身持あしき故、それ〳〵の職おそまつにするいゑに喰う事ならす、依之子お売りてくらい、善きにんけんにも可成者堕罪にしつめる事鳥類畜類にもおとり悪人なり、常に　南無仙元大菩薩鱸子はたと言う魚お忌せ玉うと言うならわす、左にわあらす、親の身として其子お傾城夜発に売り、其子の代ろ子の肌お喰う事お忌せ玉う、魚の鱸こはたわ何程も食すべし、且以　南無仙元大菩薩忌せ玉うにあらす、傾城夜発の子の代ろお忌せ玉う事顕然なり、子お傾城に仕立、多くの人おたぶかし、主親の勘気お得させ、出化お堕落し、幾くばくのにんけんお堕罪にしづませるなり、一仏一躰の人間月日お堕獄するに等し、能く開き発明して伝ゑべし

同二十二日

人間の躰父母より起り始るなり、露浮んで其後五ツの御仮り者調ゑ五躰備るなり、凡父母の譲りお請る者、宝器住居の類譲り得るといゑどもくち損する事あり、我か躰我命有らん程わくちず、是天の道なり、然ども我か命に限り有り、五つの御仮り者其元ゑ帰せとも心わ不帰、其真玉つくする事なきわ父母の恩つくする事なく重き事お知るべし、仙元大菩薩様お信ずるわ我か躰の政りなり、我か躰おまつれば父母おまつるなり、父母おまつりわ月日仙元大菩薩様お政りなり、依之法事ても報事かたきわ　南無月日仙元大菩薩様の御恩ならずや、敬尊でもあきたらぬ事、能く開き発明して伝ゑべし

同二十三日

天地の政りに叶たるわ士農工商の四民なり、あいたすけに働きお以万物調るの元なり、其司とる四民の内、位官高禄お請し人、無位無官以下迄元一粒うの菩薩なり、凡千畳の床に楽すといゑども身の置所わ一畳にわしかじ、万石の宝蔵に満るといゑども喰うの一つなり、喰うの一字わ八十八の真の菩薩己が胎に納るより外に他事なし、命お持の元なり、命なくんば金銀富満てもなんのゑきがあらん、併シ命に限りあり真玉わ限りなし、善き人お見て鏡とせば真玉の曇りもはれん、左有る人にわ月日のひかりがけ身にそい、真玉のひかりも弥増し、人間の善悪忽にみゑん、然者南無仙元大菩薩の御本願にも叶う人など加護なからしめんや、たゞ真玉の晴曇りに心お付て開き発明して伝ゑべし、

二十四日

人間男女に差別あり、女わ罪業ふかく五障三従あると言う事、仏法にてわ第一に説き聞する事なり、女迚も悪なる間鋪事悪にもいわれなし、女善お勤メば善なり、男悪おなさば悪なり、今生にて仕置にも男より女わ其罪一段かろく、其罪お行われるおみてあきらむべく、併女わ物毎内に包ミ外おかくす、これ内心邪悪なる故、たゞ邪悪お除き内心清浄にしたらんにわ、男迚も女迚も何のへだてあらん、同人間なり、既南無仙元大菩薩様女仙にてわたらせ玉う、猶更女お御すくい可有との御本願なり、女三従おつくし、身の内心の邪お払い、真直に勤メの職お行わんに何罪科あらん、これ女の勤メ第一なり、其勤お不慎夫とに害おなし、或者夫お殺害させ、或者人お呪咀する類甚以大悪なり、是お慎ミ其家おそまつにせず勤したらんに、豈男と違イ有るべくや、内心に悪浮ば南無仙元大菩薩様の御名お唱ゑ、ひとすじに御願申さば、悪事の思いたちも止るべし、かりに経水の身なりとも御かまい有る間鋪との尊命、能く女に説き聞せ、内心に悪事浮ば御十首お唱ゑて邪お払い除きべく、能々発明して伝ゑべし

二十五日

人間の躰男女に等しき中に訳けて女お御すくいの御本願こと〴〵く講じ聞すべく、先ツ頭の髪わ神ゑの通音なり、仍而髪なり、遠山の霞お以て黛なり、かほばせに赤白お粧うわ月日なり、八十八お躰と居ゑ衣服お着くさしむ、御山雪お表して衣服のゆきとす、御山の袖お表して衣服の袖とす、御山裾野表して衣服の裾と

す、御山の岳お表して衣服の丈とす、如斯みな御山にもるゝ事なし、而人間となり六七の数う四拾二相お得る、老て頭髪白髪と成る、これ雪おいただくと言うなり、人の親の極意雪おいただくにあり、御山わ人の親とあれば　南無仙元大菩薩様の御事、是にて能くはつめいして伝ゑべし

同二十六日

人の子として親より器用多芸なりと褒称美する事あり、これみな其親にある罪科すくなからん者、其子上け用らるゝ事なり、其親罪業有る者の子に生ば其子帰す、依之先ゑ行不届跡〳〵ともどる、器用も多芸も役にたゝず、人の親たる者慈悲にわあくじおみせず悪事もとわずして撫育するならば、幼少より能き事に可趣、左あらん時わ人なり先ゑ〳〵とあゆむの理なり、子お知る事其親にあると古語にもあり、先つ其親身持たゝしうしてみならすべき事なり、要用なり、難請人間の生お鬼畜仕立る事無念なり、残念なり、親となり子となり其子おにくむ者一人として可有や、子お不便に思う志あらば其親常に心掛けに寄る所なり、能々ひらき発明して伝ゑべし

同二十七日

人間の職にあらざる無益の殺生、或わ釣竿おろし、或わ鳥類お飼さゑずる音およろこび、これおたのしむ、悪人なり、ひとにあらす、科がなき諸鳥お牢なりゑ入れ、かなしみの音おさゑずる其音おたのしむわ忌しき楽ミなり、また釣竿おろし、うごき働きし魚お殺シたのしむわ忌たのしみなり、これお楽と思ふ者愚人なり、不人悪人なり、たとゑば二人り連、一人わ渡し場の川瀬わ知りたるに、一人わ前後おまよい、一人りの人異見お教てなりと望む、岸ゑ不寄ばふかき渕にしづむ、望ばあさき岸ゑ寄せたし、未程深きふちにしづむ事お教すして、其通りに打すごすわ二人ともに愚人なり、知らぬ人ゑわ幾へん〳〵も言うかたしきかせたき事なり、浅き渕瀬お渡したき者なり、依之無益の殺生好む者ゑも能〳〵悟し、渡世わ生ならざるよふに鳥籠おもやぶらせ、釣竿の糸おも切らせ、永く廻輪のきつなおもとかせ、発記の上ゑ慈悲あわれみお思い付ば、人非人おも遁、善き人とも可成時わ人一人お再こう、是大いなる善事あるべからす、汝よくひらきはつめいして伝ゑべし

同二十八日

凡人間の境界、能き事お望めば善事浮む、悪鋪事望めばあしき事に向く、常に心掛けの有る事なり、下成る人お見不下、我より上ゑと志おはこび思ハば、下成る者も恨ミ不足あるまじく、上成る者ゑわ更なり、物の道理お不併者も後にわ貴ミ難有言う事お思ふべし、然者角有る者も丸き憚り御山のかたちとなるべし、其上にわ邪意もまがれるも真直にならん、左有る時わ人間と言う者になるなり、人間一人お相続くしたらんにわ、堂塔伽藍寄附したらんよりわはるかに勝れたる大善なり、たゞ善悪わ友に寄る理顕然なり、たとい悪人なりとも説き聞せしたらん時わ善人ともなるべき方便なり、あくにんおぜんにんおもむくきしやうになるときんば、南無仙元大菩薩様の御本願にも叶う人たるべし、後世生増しの理うたごう所にあらす、汝シ能〳〵ひらき発明して伝ゑべし

同二十九日

寄附・勧化・布施物の事、次第に名聞お思い、過分の金銀米銭お出家にあたいる事これ誤所なり、元来米種三粒うお世界ゑ下シ万倍に満事、南無仙元大菩薩の御たすけならずや、それお我か物にして、大分送るのるい甚以ひが事なり、其寄附・布施物請シ僧、たゞ出家わ可取役と心得て、衣服に美おつくし、其余りわ魚肉おぐ喰イ、邪婬お起シ、大罪に落ち入る事何故そ、布施物満る故なり、出家わ乞食して一体其日〳〵の掌にて命おつなぎ、一鉢なき時わ死おいそくお以出家とす、俗よりも名聞お思い付事なれば、過分の布施物出ス者も名聞これ二つ相おなし、仍而罪業の元お作る一つなり、併寄附・布施物・勧化一向に止るにわあらす程の可有る事なり、たといば貧しき者に一日の食物お施ば一日の命お扶り、其たすかる内にわ宝禄お得る事も可有、たとい布施もつ不及とも、片時も一命おたすかりしと思ふ志何国ゑむくうべし、爰の元能く開き発明して伝ゑべし

三十日

人間に思い付所眼当テなくてわ願成就難成り事、たとい芸業にても能き師匠お取り、一向に其芸無懈怠情出せば其徳顕る事、無情にてわいわぬ事なり、其行徳極メぬ内わ、みなとゑ船のつかざるかごとくなり、成就第一の祈りなり、併おわりおあんじる迚、初めずくらす内にわ命の日もくれぬべし、少も先き〳〵取り付くならば其身に徳も備る事顕然なり、信心も如斯、たとい仙元大菩薩様ゑ信心の志有るとも、物毎に移りやすうしてわ願行不届ヶ人わ首尾なり、誠お以て心信の志有るにおいてわ、南無仙元大菩薩様の加護なからしめんや、能く開き発明して伝ゑべし

同丑の七月朔日

天下国家の御政敗直にして御世泰平のとく此時に現しなり、忠有る者にわ恩賞お玉い、孝有る者ゑ禄おたまゑ、病苦の者ゑ施薬お価、如斯之御恩　南無仙元大菩薩様の御本願にもたごう所なく、これ一躰に思ふべし、忠有る者ゑ能き真似おさせ、孝有る者の能き真似おしたらんにわ、自然とそれゑ移る理、人一にん人と成シたる事さゑ大善なりと御伝ゑ、まして多くのひと忠孝の禄お得る者、それになろふ者、それゑ移りし者、皆生増しの理多しからん、天下の御慈悲かたるにつきせず、如斯御慈悲お不思して、我か身の忠わ上ゑ不届、未熟く成る故に上お恨ミる気差出る、誠に忠の志あらば、たとい不届とも、またわ届くとも、其所ゑわ心およせぬ筈なり、未タ忠の志なき故其事お思う者なり、また孝も同じ事、誠に孝あらば人褒そしるに豈かまわんや、其志にてわ恩賞ゑの忠孝たるべし、忠わかくれ、孝わ外ゑみゑずとも、此二つお慎むお誠の忠とも孝とも言うべし、汝シ能々開き発明して伝ゑべし

同二日

南無仙元大菩薩の尊き三神有、鬼王・王万・大我与御名付、此三神蚕の神与ならせ玉い、高人にわ装束お以て位官お正しめ知らせ玉い、以下ゑわ肌ゑお隠し、暑寒防かせ、如斯の御慈悲おたれ玉う事仙元大菩薩様の御たすけならずや、依之蚕の虫相生長して其額に（雌雄のわかち一文字いの文字居り、いの字ゑの通音なり、三神の三お合て二、三のひらき是にて知るべし、呉服・鳥あや・羽鳥異朝より渡り織り初める事にてわなし、我朝右貴き蚕の神とならせられ、糸と言う物お出し、桑お以て食飼とし糸とならしむ、これ扶桑国の記なり、依之蚕の虫胤お紙お以て胤お残事神ゑの通音なり、此虫清浄にして、これお養い育る事にて知るべし、これわ常々汝シゑ言う置所の扶桑国の訳け、同政りの訳け事、永イ故に前々より言聞置所お能々開き発明して伝ゑべし

同三日

藤お三十三天与さす事遠き事あらす、一一三の開きなり、世界の人間三十三段与見開きべし、然者己々が躰に三十三天あると極め、上の三、下の三一一おたてよこにして十となる、十お我か躰にして中にたちたる時わ、我か躰三十三天与成る、上下の二つの三中の十真直にして勤る時わ、後世わ公家殿上人大夫にも生れ増スの理うたがいなし、邪痴邪意にして情お不知、慈悲お不知して其身お行いば、是餓鬼・畜生・修羅の絶ぬ人間に後世わ生落るべし、然者己か一心に曲る一一お行う事なく、真直に躰の二十たてよことも不曲行う事第一なり、是常々汝ジに言う聞せ置事爰なり、此上おも能く開き発明して伝ゑべし

同四日

御山お心鏡として、面向き不背角なく、内心に慈悲お以て其身お直に不曲行ゑば、たしかなる一仏一躰なり、我か名お差して身禄与言うにあらず、皆衆生も右之鏡ゑ心おうつさば則身禄にならん、内心に真之菩薩納り玉うなれば菩薩ともいわん、蚕の神より玉う所の糸お以て其身〳〵ろくお改メ、曲ば真直に直し、心鏡お能くみがき、すなおにして人間の鏡ともならん、これにんけん再こうたすけにも可成、人間南無仙元大菩薩の明慮に叶う事、是より大いなる事なし、ひらき発明して伝ゑべし

同五日

御山参りの者、同信心の衆生垢離精進、我今日より免す事わ、内心猛悪邪悪の者上わべ斗り洗イすゝぎしたればとて、こゝろのこり濯斉にわならず、またわ魚肉お止メ精進したれば迚、内心に邪意あらば穢不浄にして精進にわなるましく事顕然なり、依之今日たゞいま御宝前ゑ申上ケ、濯雪いゑる文字に二つ有る所員数まで被下置、これ汝シたゞ今みる所にあらずや、何にても魚お献せよと申に、しほいわしといゑる魚お持参す、我これとる一つおまいゑ置衆生授ケ、一つおば後しろゑなげ、御山に以来い止メ置所なり、汝信心の衆生ゑ知せよ、今日より垢離精進此二つ免ス、依之こりしやうじんの心に語シ清め、内心の邪意除き、水一盃お以て躰お雪、咽ゑ納る時わ、はるかに垢離精進にまさる事顕然なり、邪痴邪意除く時わ猛悪邪悪出る事なし、わけて此理お能くひらき、得道して伝ゑべし

同六日

此世界の須弥と差す所不二その高山なり、御山の須弥わ此世界の御立柱なり、土は肉、岩わ骨、水わ血なり、これみな天地一躰の元なり、御山ゑ一度登り奉拝、内心の垢離精進せば生増ス事うたがいなし、尤登山して我か躰お能く見届ケ、善き人間ともなるべき胤なり、たとい異朝の者成りとも藤与言う事わ知る、いわんや日の本ゑ生出る人間、たれ教ねど藤与言う事お知、依之親の躰お司どる所の理是なり、面向不背の玉与いゑども外になし、宝莱宮といゑと此御山おいふなり、御利生ある事わ、其身々の信心にて言う聞せずと身に知るべし、御山参り下山の者足下に踏くずし落る砂、夜の間に元のごとく御山ゑ登る事、世界の衆生知る所なり、これみな不思義与言う事なし、たゞ衆生御山登山参りおこのませ玉う理なり、発明して伝ゑべし

同七日

庚申与言う事、南無仙元大菩薩たゝせ置玉う言う事あり、これ意馬心猿三つ行うたといの道理専に孝道の一ツなり、見猿・聞か猿・言わ猿三ツの猿なり、あしき事わみぬがよしとす、あしき事わきかぬがよしとす、あしき事わいわぬがよしとす、此三つより起るなり、たといば外より子猿来りて物おとう、一疋の猿くちふさぎて物おいわず、一疋の猿耳おふさいでとう所おきかず、一疋の猿眼おふさぎてとう所の躰おみず、依之子猿問い聞く事お不得、せんかたなく帰りて、親猿に其こたゑぬ事おかたる、親猿子猿に語いわく、物の親として其子に悪鋪事お可教や、善き事お可教、親お差置、外之猿にきゝに行事、親お不貴元お末にしてそまつより起る、依之三つの猿三つながらこたゑじ、馬に友哺、鳩に三枝しの礼如斯の鳥類だにも其道理お知る、人として此道お不倫者、其たといに三つの猿お出シ置なり、依之庚申わ孝心なり、此たとい以て語る、能くひらきはつめいして伝ゑべし

同八日

藤八葉八流、裾野八湖、明見・山中・船津・西之海・生司・本巣・仙水・志比礼、是お以て湖の内八海与言う、其外にそと八海といふ、これお合て八八六十四卦となる、爰おいて扶桑国六拾余州に当る、右八湖わ御山第一之宝なり、惣而或者生ある者千草万木迄も水お以て其情お持事なり、皆人間の知る所なり、月日様水より出て水ゑ被為入玉う、人間迚も水より生じて水ゑ入ル、須臾も水離ざる事なし、爰お以て水お元とする事なり、其水曲れる時わ真直に不通、或者井堰に当り、物に横たゑる、人も心に井堰なく水真直に流るゝよふに身お納め、水の徳其身の徳与合躰すべきよふに常に心掛ケて可勤メ事第一なり、能く開き発明して伝ゑべくなり

同九日

御山牛か窪といふ所あり、名付て四季の節鳥与言う、御山の八合目のわきにあり、此所の雪二月頃鳥の觜のごとくになり、其相になる頃是お記に時得て米種お卸し、四月に入右のかたち羽お生じてみゑる、此時田お穿て土おこなす、五月ゑ入右之牛のかたちにみゑる、此時田お植付て米与成ル、南無仙元大菩薩様人間扶けの元

お知せ玉う農業勤メとなさしめ、いにしゑより北口わ御山根のかた、或者近郷水お以て薗とす、其水こやしとなる、外に培う事なく、如斯農職の元お御授け玉う水の威力にてにて知るべし、仍而米お作り営とする、米おわ君より請得て子孫相続する者、何も此恩徳に預りし者わなし、仍而南無仙元大菩薩様の御恩とく法事てもほうしかたし、難有御事与さとらせ、能く伝ゑへくなり

同十日

我藤山ゑ入生の日より今日に至迄五十七首の詠歌つらね、前々詠じ十五首お以て以上七十二首与成ル、十五首お唱ゑ御宝前ゑ御いさめの政り事与してこれお勤める時わ、当時病難お扶るの御救い与成ル、後世慥に生増シの所の元なり、尤唱ゑ諷う時わ、悪おしりぞけ邪意お除くの一ツなり、参明藤の御文句・大朗天の御文句・御身貫の御文句、是お邪魔生化横難お遁べき御伝ゑの御文句様なり、汝ジ信心の衆生能く其行いお遂けべき者に伝ゑよ、江府に御山の明慮に叶う誠之信心ものあり、先つこれゑ我にかわりて伝ゑよ、我れ奇随イある事お見るべし、一字不説の御記風先保汝じに授之、これまた伝ゑて多くの衆生病難おたすけゑさせよとの御尊命なり、依之奉御請ヶ、則重郎右衛門も御詠歌一しゆつらねて差上しが能きかな、奉献御宝前ゑ、尤此詠歌御うかかい申上、汝得与きくべく、右十五首の詠歌のうち八つわ男の数う、七ツわ女の数うなり、これお合躰与し十五首なり、一一汝ジ伝置所開き、能く発明して開くへし

同十一日

御裾野内上吉田より一合登り、水の入ル丸日言う所に女の胎内の相あり、これ人間出生母のたいないお記置なり、今以て母の乳房通る事絶る事なし、信心の者参るといゑとも真の起り不知、たゞ名所の拝い所与いふ斗にて見誤りなり、仍而来世におよぶ母の乳ニ不通の時、御胎内よりもるゝ所の露おいたゞき其身に通る事顕然なり、如斯なる難有所能く伝ゑ聞すべし、此所の石紫にしてかろし、女の月水塊る所なり、丸日といふ来ル事女の日留る記なり、また登山馬止メ鈴原より十四町上り、室の仙元様の南に御かまと言う来ルいしあり、これ女ノ開門之相の内に含る時の壺あり、これ女躰の相北表の記なり、登山の者足下に踏ゑのぼる事、則御胎内含而理あきらむべし、御山中央の草木わ開門お包む理、かまといふ来ル事、外眼開門与みる事わ真眼なり、此所能く伝ゑべく

同十二日

参明藤の水の源の訳け前書に記置せしに、参明藤の分けわ一大事なり、参の一字わ後世生増シ、早賤成る者も其身に冠り烏帽子着する人間与成ルべき参に頼うべし、参の冠りわ矣なり、明わ月日なり、藤一一たて横廿これなり、篇わ月なり、作りわ三人三つの人なり、是三躰具足なり、これに水お以て躰とす、其外秘事なり、多き事なり、月日仙割なれば、物而人間祈る所事常々仏神或者釈迦・弥陀・大日与申てとも、古しより言伝ゑたるばかりにて、今慥に眼にみゑしもの有る間鋪、神も左のごとく、月日仙元大菩薩たしかなる事わ、毎日いにしゑよりも今に日出させ玉ふ、ひる六時お御守り御修行に御上り被為遊、日々夜々人間奉拝し事これ慥成る証拠なり、諸々の仏神ゑ御願げ願いとして諸願お奉掛け、南無月日仙元大菩薩様御直願いと立奉ル願ミ、月日昼夜眼前にたゝせ玉い、月日に戸帳なし、依之御山に戸帳なし、縁記伝書もなし、御直願無弁願いいゑに真の菩薩に離れざるよふに御食願いお申上ル断、これ秘事なり、此義こと〳〵く信心の衆生ゑ能く伝ゑ聞せべし

同丑の七月十三日食行身禄灼御入滅ツ

我年来い願望、今日辰の一天に成就す事、南寺随身して六月十三日より今日至まで給仕勤る事甚以て感悦す、尤三十一が内晴天白日にて我が願望満る事喜悦の眉お開く所なり、日々に伝置所の訳け始めの一つより起る、一つ違イば一生後世もくらかりし、たゞ明に悟し教可聞ス、南寺真眼外眼の名鏡お開き、誠の教お一仏一仙与可開く、去る十日に差上る所の詠歌奉捧御宝前ゑ所に、御前の明慮に叶い御感応、依之此詠歌三万目出度与末世迄も唱ゑ可伝与尊命有る、重郎右衛門難有

事身にてつす、然者末世迄もうたごう所なき御記お奉願い、此歌之こゝろ三万目出度う心安し、烏帽子岩にて伝之御書記重郎右衛門に被下置、則参明藤の御文句様御唱ゑ被為遊なから奉御息絶、重郎右衛門かんるい肝に命じ、御残り多くも御厨司おしめ切り、小石お積ミ、それより一切之御恩礼申上ヶ、我か里ゑ下向仕り

敬白

但シひとすじに億々万々の
衆生諸官に御たすけお奉願

享保十八癸丑の御年

七月十三日様

上吉田村
田邊重郎右衛門豊矩
行名
北行鏡月
行名
吉田仙行
同苗

参国の参鏡様

まことあるしよ仏わほかに
不二たゞひとすじに身の
かゞみ参世
ごくらくお何国ととわば藤野山
六十字余りで身禄
入めつ
ふじのやま五しきの雲の
むかいにて身わうちのりて
いま参りけり

参明おひとりおたからの山ゑ
のぼりてゆめの浮世と
こゝろゑてみな色欲の
あくにだまされてかいる
かなしさ
朝日さすいふ日かゞやく藤野裾（ふじのすそ）
野のにしくちに南無阿弥陀仏の
浄土あるなり
三国の餓鬼大将の嗟哦の
釈迦今無縁寺で顕に
けり
済やかに花の宮古おたち出て
こゝろやすくもいそくイ事（ひとはて）
南無阿弥陀仏

徧佝大韻妙王韻躰拾坊光佝心

たいそく十へんとなゑ申候得ば、念仏百へんとない申候よりも大分のましとく
御座候

食行身禄佝御内
安行独我御□□とる
六十四歳
登山四十九度（花押）

文化九壬申年三月十七日様迄に御筆執

御江戸土橋二葉町魚店
駿河屋藤七子孫に至迄
同苗
圓太郎ゑ

23　御藤山北口一字不説御伝記

身禄が享保七年（一七二二）から執筆を開始し、同十四年に完成したとされる「一字不説の巻」の写本。身禄の世界観などの教理を示す。資料22と同じく安行独我の筆写である。

（題簽）
「御藤山北口一字不説御伝記」

一字不説お開身禄の御世の訳け書置申候

南（天元）　徧㐂大顯妙王顯躰拾坊光㐂心
南無仙元大菩薩　大我
口　口口口
参明藤開山天徧㐂大顯妙王日鬼王王万大我
口　口口口
僊（天元）　南無長日月光仏　大我
相門言心金仁い開風心白生我者

食行身禄御内
安行独我
敬書（花押）

一字おひらく御礼申上候

食行身禄㐂事イ勢国一志郡本川上しみず村与申、しミづの上にて出生仕り、八才まで父母の養育にあづかり、八才にて和州宇多郡ゑ養子に参り、十一才まで宇多郡に難行苦行いたし罷有候所に、少々の心にさわる事御座候得て、十一才にて故郷川上しミづ村ゑ帰り、右之訳けお父母に申かせ、またそれより十三才まで父母の方に養育にあづかり、十三才に武州江戸本町筋ゑ参り、いろ〳〵さま〳〵の商売おいたし、十七才より（天元）南僊様・南無仙元大菩薩様・南無長日（平出）月光仏様ゑ御願い申上ヶ信心仕り、心つき五拾四年身のせつ生修行済渡四拾四年、日びに両度の垢離おとり、御恩得の御礼お申上ヶ、元日より元日まで毎日御茶物御食物おさし上ヶ、毎月御名日にわ御そない御みきさしあけ候得て、御名お三度つゝ申上ヶ差上候得て、元日より三日様その日々にそなわりたる家職お致シ、その働きちんおいたゞき、その代物お以て調いさしあけ、右の御すべりお以て妻子お養育仕り、身のせつしやうしゅ行済渡の訳けわ筆にも言葉にもつくしかたく候、毎年六月十五日の卯のこくに御藤山日の御子様与申通り、天与申御前にて御礼申上ヶ候、享保六年寅の御年より（平出）一字不説お開き、身禄の御世の訳けの御書物九年目の六月十五日迄に御被書被下候

三国第一山与申御学お以釈迦仏被伏置被成候、内外の八つ八つの水のミなかみ十六海の御中道の中の根のふの第の第といふ文字おもつて御伏おかれ候お、食行身禄㐂に東西南北の第、藤山四つの御名の第、士農工商の第、三国の第わ一仏一躰与被開被下、田邊和泉守与申御師ゑ、享保十五年戊六月十五日に申きかせ帰り申候、此世界どろのうみの時より、御藤山より御出生被為遊候御方三人様、罪に御しづミ被為遊候得て御座候、右の罪科わ徳大勢至菩薩わ大沢の御前にて、（天元）南僊様の御秘蔵（ひそう）の王様与申御仏お、都卒の内倫より御よび御出シ被成候御時、其仏お手前ゑうばいとり、徳大せいし菩薩の世に被成度おぼしめし、そのうゑに大沢の御前お大分に御踏くづし被為遊候いゑに罪に御しづミ被成候、日蓮上人わ大沢の御前にて、（天元）南僊様より身延の山お七々おふ八谷お御いたゞき御もらい被成、三十番神おたてまつらせ、日蓮上人の世に被成度思召シいゑに罪に御しづミ被成候、十日の御仏わ三十年余源氏の御役目お被成候御時、鳥類畜類のために大分人の命お御取り、其上に南無仙元大菩薩様の御大切の菩薩金銀お鳥類畜るいの事に御ついやし被成候故に、御たかい後罪に御しづミ被成候、右三人罪科お此度食行身禄㐂心づき五拾四年、身のせつ生修行済渡四拾四年、一字不説の御書物九年目に御

書せ被下、第与いふ文字お御ひらかせ被下候、一字お以て南僊様ゑ右三人様の罪科、此度御免し御たすけ被下置候と御願申上ヶ、右の王様・南無仙元大菩薩様・南無長日月光仏様・御師匠様方まで御たのみ申御訴訟申上、依之去年戌の六月十五日に御山御前わ御いとまこい仕り申上ヶ罷帰り候得とも、また今年わいさいの御願い申上け候御礼に日の御子様まで差上ヶ、一切之御礼申上ヶ、御前より三日のから断食仕り、此所にて右いさいの御礼申上ヶ候、依之身禄の御世、御山の御名も参明藤開山与御極り被為遊候、万坊の御衆生ゑ御伝ゑ置申候御事、これよりわこのしろ・こはだお御いましめ被為遊候得とも、これよりしてわこのしろ・こはだもたべ申候得ても不苦事

享保拾六年

亥の六月十三日

大へいしや

田邊

和泉守

江戸すかも中町野口弥右衛門地罷有

食行身禄㐂

食行身禄㐂

一字お開き身禄の御世の訳け書置申候

南天元　徳㐂大顯妙王顯躰拾坊光㐂心

南無仙元大菩薩　大我

口　口口口

参明藤開山天徳㐂大顯妙王日鬼王王万大我

口　口口口

僊　南無長日月光仏　大我

相門言心金仁い開風心白生我者

ち、殿の御身金の玉

南無南僊様と申わ金の勢イイ　五拾貫目有り

は、殿の御身金の玉

三拾貫目有り

此ち、は、様の御せハ高サが八万四丈あり

右南僊様の御むまれ被為遊候所おけんこんと申候、此所御藤山北口御裾上吉田村より一合程登り申候そば御たいないといふ所御座候、此所十八間四方に御たいない四ヶ所有之候、南僊様其御中に南様の御たいない西むき、僊様の御たいない東シむき、土のせいより御上り被成候、第様の御たいない南むき、徳大せいしぼさつの御たいない北むき、いしのせいより御あがり被成候、右十八間の所に南無南僊様の金の玉弐ツにて、此世界ハどろのうミの時こきやるいて被為遊御座候得て、南無南僊様の御手と御手お御組被為遊、下タゑずつと御くゞり被為遊、四法ゑ御廻り、四法より風となみにて御うちよせ被成、みづのあわにて御つゝみ被為遊、須弥の御はしらお御立て被為遊候、御藤表大宮くち西に当テ藤の人穴と申て、此所おば浄土様与申候、此浄土様のうちより南無長日月光仏様・南無くわんせおんほさつ御生れ被成候、此人穴と申内に須弥のはしらお御立被為遊候、則須弥のはしらと申て三十三天通りたるはしら、右六人様にして御立被為遊候、そのはしらに仏六人様の御手掛けも今に御座候、欲のぬかりと申て地りん迄ぬけ通りたる所も御座候、京のしゝい天の次第も、ごう天ちよの次第も、極らく戸門の次第も此浄土様のうちに御座候、御藤山初めて御名お通り天、弐度目に霊鷲山、三度目に須弥山、四度目に御留り被為遊候、御藤山初より日本の地お五拾年の内に御かため御こしらゑ被為遊候、それよりまた五拾年の間にいさいのものお御こしらゑ被為遊、百年目に人間の胤と御ぼさつのたねと南無南僊様の御身より御わけ被為遊、男五人、女五人、御ほさつおんたね三ツ穂宛々御うみ御わけ被為遊候、右御男女の御惣領様の御身より男拾弐億、女拾三億、男女弐拾五億源氏の胤としてたん〳〵と御うみひろめ被為遊候、それいゑにまた百六拾年目に、にんけんの胤

と他子と申てわきし者のたねより平家氏として男四億、女六億、藤原氏として男四億、女五億、橘氏として男四億、女五億、他子合て弐拾八億、右人間の数つ都合五拾三億に御帳面に御極メ被為遊候、天の星の数つも五拾三億、是わにんけん一人宛々の極の心仏にて御座候、右の外に御役人星が百五拾御座候、宵のミやう星様か禁中様、夜中のミやう星様が女御様、あかつきのミやう星様が御将軍様の御控の心仏にて御座候、日本六拾六ヶ国が千里四法、人間壱人も千里四法のつもりにて御座候、それいゑにいさいのものにんけんの身よりみな割出シ申候、食おゝ元として、御菩薩お南無南僊様の御身より御分け被為遊候、駿河国かじまこおり五十石のうち、長者屋鋪と申て八町四法に地りんより真土お御よせ、御ない院より水お御よび、此田地ゑ御ぼさつお御つくりはじめ被成候、たん〳〵と日本六拾六ヶ国ゑ御ひろめ被成候、それいゑに日本の地のうちゑわ御ほさつが御出来い被成候、日本の外ゑわ唐ぼうして申て御ほさつのうちゑわ入不申候、日本六拾六ヶ国わ南無南僊様の御身の内に御座候、南無仙元大菩薩様・南無長日月光仏様御修行被為遊候所わ、御藤山のうちに通り天と申て、日の御子様と申所にて御座候、御いしや所わ京のしゝい天の内にて御座候、それいゑに京のしゝい天の内ゑわ、いさいの者はいり申事わなり不申候、人間わ心さい禄にもち、御伝ゑの通り子に体し、寅に起てはたらきわ夜る昼るめん〳〵のそなわりたる家職おひとすしにして、まんほうの衆生諸官に御たすけ被下候と御礼申上ヶ、よるひるはたらき申候得ば天と一躰の心なり、天と一躰のにんけんお男女ともに京のしゝい天のうちゑ御よび被成候との御伝ゑにて御座候、それいゑにとても望まば玉迄望めと申候、にんけんわ心さい禄にもち候得ば、人間よりほかにたつときものわ無御座候、それいゑにんけんが御菩薩おもつくり申候得ば、御ぼさつか御出来被成候、そのほか人間か神といふも仏といふも、いさいのものにんけんがこしらゑ申候得ば何にても出来申候、かほどたつとき五りん五たいの御仮り者おかりなから、一切の悪生ともにたまされて、あつかの一生おむげにくらすわ無怠躰事、たゞ何事もちすてゝ子に体シ寅に起て心お禄にして、万坊の衆生諸官に御たすけ被下候と御礼申上ヶ候得て、よるひるはたらき申候得ば天の御こゝろにかない申、末の世わ十るい迄も御たすけ被下候との御伝ゑの趣きに御座候なり、日本が千里四法、雲の数か九拾億、但シ一億わ百万宛拾ヲ一億と申、信濃国に浅間か岳に拾億、箱根の山中に壱億、西正寺のうちに五拾、雷とりが八拾、鬼の数か拾一億く五拾、みなしんはかりにて御座候、そのほかの者わ何程も数ツしれ不申候、地ごくと申わ方々の嶋々お中地こくといふ、大唐人のおる所お大地こくといふ、日本にて人おころし火おつけ悪とう人お御仕置に被為遊候者みな唐人に生れ申候、それ故に諸々嶋々わ地こくと申候、其内にも悪とう斗りにて善の一つもなき者わ、唐人のおる所より先キにぬまのよし原朧月夜の所十五里ある所ゑ、心斗りにて万こう御置被成候との御伝ゑにて御座候、三悪とうといふわ人に物おもらい申てすぎやいする者お餓鬼道といふ、畜生道といふわまゑしりお売りてすきやいする者おちくしやう道といふ、ひとおばかし團左衛門か支配おうけてすぎやいするいゑに畜生道と申なり、修羅道といふわばくちうつてすぎやいする者お修羅道、三悪道と申わ右之事お申候

参明藤開山

此よみ三へん御座候、はしめわ三みやうとうかいさん、弐度目にわあきちかにかいさんふじゑまいる、三度目にわみかどふじさんおひらくとよみ申候

天子・御将軍様の御仕置わ天よりゑて、南無南僊様・南無仙元大菩薩様・　南無長日月光仏様の御直の御支配の御心お御授け被為遊、難有御支配誠に人間壱人お御扶け被下候得ば、日本六拾六ヶ国お御取立、其上七堂伽藍お御建立、千部万部お御よませ候より人間壱人お御たすけ被為遊候得ば、南方天より南南僊様・南無仙元大菩薩様・南無長日月光仏様の御歓、其上ゑに天の大善帳に御つけ被為遊候、此末ゑにわ天より天子・御将軍様ゑわ御直の御心お添ゑ、御身にわ御食の御菩薩お御授ヶ被為遊、段々と御心の御あかりお被下候、惣而一切の者、水も土も石も

木がや草もく、川の瀬のごうかのうろくずもくず迄も一切の者なれば、天子・御将軍様ゑわ一切の善も悪もいさいの御事御みゑ御みわけ被為遊候様に、天よりして段々と御心の御あかりお御授ヶ被下候、右の訳けわ元禄元年辰の御年、辰の六月十五日、辰のこく、辰の一天与申に、御藤山御八町様北に当テ釈迦の割石於都卒天与申所に、男つな女つなお御つなぎ、源氏の御世お万ごう万々年、此世あらん限り天地のあらん限り、源氏の御世お紀伊国御家ゑ被下、天が下の後生わ丸の内に　本一之御紋お添て、六月十五日の卯のこく禅定日お御極メ、万こう万々年、此世のあらん限り天地のあらん限り、月行曾忡道行ゑ身禄の御世の御役人与して、万こう万々年、此世の有らん限天地の有らん限り与被下候、それより元禄元年辰の御年より同元禄十弐年十二月迄、京都より天地の御仕置の振り替りの訳けお御尋可被為遊かとそんじ、私シ師匠月行曾忡にわ御待チ被成候得とも、何の御尋も無御座候いゑに、同卯の十二月廿六日上京仕り、元禄十三年辰の正月八日に上京仕り、於三条小橋に一字不説身禄の御世の御書物御認メ候得て、関白様ゑ参り御門にて、私シ義わ藤の願イ人にて、たゞ今迄野に休し山に休し願行相勤メ、駿河国御藤山ゑわ今迄八拾度余り御礼御奉公に参り、南無薬師様・南無仙元大菩薩様・南無長日月光仏様ゑ御礼願行相勤メ申候いゑに、身禄の御世の御役目お被為仰付候間、むかしの初り京わ難波の京、中頃の京わ奈良の京、今の京にて身禄の御世お御次き被下候様にと御忠臣御願申上ヶ候得ば、新法の事何にても取り上ヶ申事不罷成候よしお被為遊仰候得て、御取り上ヶ不ず被下、それとても元禄十三年辰の正月八日より十二日迄関白様の御門迄参り御願い申上候得とも、御取り次き御取上ヶ不被下候いゑに、無是非罷り帰り候、また元禄十四年巳年両度迄上京仕り、都合三度迄関白様迄御願申上候得とも、御取り次き御取り上ヶ不被下候故に、京都ゑ堆しの内大雷とり・大雨め・大風・火事・地震・片ふり・片照り、其外元禄十六年未の十二月廿二日に大震、宝永四年十一月廿三日御藤山より砂ふり、天地御願いもんち仕り候故に、天地の役人ともあばれ申候故に、不及申上ヶるに、天より南方苦労に御思召し被為遊候、人間ともに難義仕り候、それにつけ私シ師匠月行曾忡義わ、享保二年酉の九月廿六日夜様ゑ御入滅ツ、月の御身躰ゑ御遷り被為遊、享保四年亥の正月元日辰こく辰の一天与申に、京都ゑ御誕生被為遊、朝日のとう宮のミや様与申候得て、当う(平出)御将軍様与身禄の御世お御開き御ひろめ御合いふお、御合せの為に御誕生被為遊候間、乍恐右之訳ヶお得与御推覧被為遊候、身禄の御世お御開き御広め被為遊御座候得ば、善も悪も一切の元々の坊主・山伏シ・社人書物、惣而一切の元々の初りより相知れ申候、日本六拾六ヶ国わ不及申上ケルに、天より御光明お御配り被為遊候、下にかげと申わ無御座候、御直に何事も一切之御事わ天子・御将軍様ゑわ御見ゑ御見分け被為遊候が、それお身禄の御直願い与申候、身禄の御世与申て身禄ほさつと申仏わ無御座候、惣而人間わ不及申上ケルに、一切の御事身お禄に参り、御仕置一切ともにろくに参り申候お身禄の御世御直願い与申候、御開き目出度与御弘め御開き奉願候

此世初テ六十年わ南無薬師様の御支配、それより天照太神宮得神国与御極メ、月日様の御子分に被為遊候得て、三木根米の黒米お土のなべにて塩さいに三木とお御ゆるし被為遊被下候得て、これよりしてわいさいの者かげ願い、いま作りたる木仏・金仏・石仏に金はくおつけ、一心の心にて願い申せば、西方の弥陀仏ゑもとゞき申候与被仰置候与、難波の京与一時に御極メ被為遊候与、それより元禄元年辰の御年迄年数う一万弐千年余りになり申候、惣而天照太神宮お初めとして、一切の者神与言う仏与言ふも、一切の者人間の気おやわらけの御ために御こしらゑ被為遊候、南無薬師様・南無(平出)仙元大菩薩様・南無長日月光仏様の御直の御伝ゑにわ、子に体シ寅におきて、朝の卯のこくに今日様御修行に御遷り御上り被為遊候御時に御礼申上ヶ、御修行被為遊候通り、万法の衆生諸官に御たすけ被下候与御礼申上ヶ、面々のそなわりたる家職おして御伝ゑの通りに勤メ働き申せば、天与一躰の人間、先きの世わ男にわ三十弐双の相お被下候、女にわ四拾弐双の相お被下候得て、末の世わ京のし、い天のうちゑ御よひ被成候得て、十るい迄も段々

と御よび御たすけ被下候与の御伝ゑに御座候御事、釈迦仏難波の京お御年拾三歳にて御修行に御出被成候、五拾年の間御修行被成、それより六拾三歳にて初めて御藤山ゑ御上り被成候御時、御宿わ御藤山北口下吉田・上吉田の境に、たゞ今のゑんま堂の所にて御座候、此所に御宿有之候、これにて三国第一山与申御学お御書被為遊、下も仙元様ゑ御掛け置被成候得て、解百日宛々四月八日より御藤山御八町様ゑ御上り、御内院ゑ御こもり被為遊候得て、南無南僊様・南無仙元大菩薩様・南無長日月光仏様方の御相談にて、八万諸々経お御作り御こしらゑ被為遊、難波の京ゑ拾弐年の間御つかい御はこび被成候得て、御弟子あなん・かせう二人并に人間一切の者の気お屋わらけの御ために坊主にして、一字不説与わいわぬかたらん書おかんとの御断り、いゑに所化与わところおはかす、能化与わよくばけると御書置被成候わ、人おころし切りとり、ごうどうおしよよりわ、身おすくる御ためにかげ願与御こしらゑ置被成候、惣而者の化て身おすぐる者わ、いつも化る者にて御座候、釈迦仏(平出)御藤山ゑ初めて御上り被成候より、元禄十三年辰の御年迄数年八千三拾年余りになり申候、釈迦仏御年七拾五歳にて御入滅つ被為遊候

御藤山欽明天皇の御治世迄わ霧にて御包ミ、裾迄きりがかゝりたりやはげたりして御座被為遊候得て、而而後聖徳太子の御治世に御藤山の霧夜一夜に御払い被為遊候得て、御藤山北口上吉田・下吉田の近所にあすみと申所にて御山おみ分けて、扨も結構なる御山が出来たわ、やれみよ、あすみよと申所ゑわ、まいに山か出来て御藤山不見ゑ、それいゑに其所おばけが下か窪与申候、其時御内八湖も近江の湖も一時に霧お御払い被為遊候、南無仙元大菩薩様の御手洗シと申て、うち八湖・外八湖拾六湖御手洗しと申候、歌にうちそとの八つ八つのみつのミなかミつきせぬ参世のふじのみたらし、にしのうみも御藤山御裾御手洗しにて御座候、御藤山表口大宮西に当テ御人穴浄土様と申内に、水の元も火の元も一切の元わ御藤山の内より御分け被為遊候、それいゑに御山にてわ雨もあめとわ不申、御たれと申候、風もかせとわ不申、御息与申、御たれ何程御座候得ても下ゑわなかれ不申、御山のうちゑ御ひき被為遊、御室の御堂も下も仙元様の御堂も聖徳太子の御建立被為遊候、其御治世迄わ津久井・相模の境に小仏とふげ与申所ゑわ、三尊の小仏御出被成候、日本神の御裁許所与して、高尾山与申御役人お御こしらゑ御極メ被為遊候、高天原与申て此所に御師衆御座候得て、関東よりふじ参り衆中も小仏より下向仕り、とふげにて御礼申上ヶ、御師衆も高尾山下吉田河原にて御請取、それ故に津久井・相模の境に小猿与申所も御座候、惣而人間の元も一切の元のはじめわみな御藤山より御分け弘め被為遊候、それいゑに釈迦仏も(平出)三国第一山与申、御学お御書置被為遊候得て、下も仙元様ゑ御掛け被成候、御藤山北口より御上り被為遊候、たゞ今かゝり御座候御額わ(平出)竹の宮様のちよく書にて御座候、釈迦仏の御学わ小佐野若狭守方に御座候、右の訳けわ得与私シ師匠月行朔忡悉く右書付被成候得て、元禄十三年辰の六月御添書等御渡シ置被申候、御胎内も此御年に南無仙元大菩薩様の御直に御伝ゑにて、私し師匠月行朔忡同道仕り、元禄十三年辰の六月へいしや武右衛門与申御師よりあんないおつれ申候得て、はじめて御胎内お尋置申候、御胎内の廻りの石紫の色にして水のあわにして出来申候間、あわしまとわそれお申候

御藤山

東西南北四法ゑ五百里宛々千里四方
日本六拾六ヶ国山々岳々わみな

南無南僊様・南無仙元大菩薩様・南無長日月光仏様の惣御番の御役人の神にて御座候、それいゑに山々岳々にもみな八厲お御こしらゑ置被為遊候、御前より御直の御伝ゑの御文句様書置申候

みづの御もん句様

月のみこしろつよのみたる日のおんてらゑ、あんせん十ほう、がんせんもん、
まんせんこうみやう、ふう日ふうらい、いとくそうじやう日、一ねんしやうの
さしくうのしやうひとすしに、おんたすけお　　奉願

たいかたまり五文句様

藤てんちくはやりかたまる、にんふうおんてんちくみかたまる、くわふふさいてんちく相手もとむるあくふうつく、てんちくちおきたゑてかやす、こくふうちてんちくこふくうしんのみちなり、しやうふうれんまんこくきも人こくこふきうたんしやうくてんつくしうさいくうろくてんしんなさんこふ、てんちわろくかいてん十てん八てん一てんひとすじに御たすけお　奉願

五しん歌五もん句様

藤ほう十そくのやみにも三千町の月にわあかるし、三千町の月にも七十にんてんなおほろなり、さんたいおやみとみることもみこく一たいおしらざるがいゑなり、さんとみよ、あかるくみることもみこく一たいおしらざるかいゑなり、さんどみよ、あかるくみることもちのミちおゆくがいゑなり、てんちわみず、わごうわなさけ、しよくがもと、たからわはかり、すしわにほい、ほねわ木、まなこわうつし、はたらきわよるひる、いきわ風、ひとすじにおんたすけお　奉願

五心歌ごもん句様

藤坊十そくのやミにも三千町の月にわあかるし、三千町の月にも七十にん天なおぼろなり、さんたいおやみとみることも身こく一たいお知らざるがいゑなり、さんどみよ、あかるくミることも知のミちおゆくかいゑなり、てんちわみづ、わこうわなさけ、食がもと、たからわはかり、すじわにほい、ほねわ木、まなこわうつし、はたらきわよるひる、いきわ風、ひとすじにおんたすけお　奉願

身ぬき五もん句様

しやうくわにんいるたいわしんこうおたち、まんはおひらき、てんなほうべんのミちひとすしに、まんきやうにのつてほんにんにおふ、ひとすじにおんたすけお　奉願

ちかのとふごもん句様

南無二親様の御おんとくほうじてもほうじかたし

御師匠様の御おんとくほうしてもほうじかたし

御菩薩のみなかミ

南無仙元大菩薩様の御おんとくほしてもほうしかたし

南無長日月光仏様の御おんとくほうしてもほうしかたし

南無無禄仏生仏様、此御おんとく御過分で御座ります、ほうじてもほうじかたし、御過分様ニ御座ります

あさましきちうやのかいぎやうざいごうおゆるさせられて、ほうゑの義わ申すにおよばづ、まんほうのしう生もろともに、どふぎやうのめん〳〵わあまさずもらさず御たすけお　奉願

父母の藤御文句様

あさましきちうやのかいぎやうざいごうおゆるさせられて、ほうゑのぎわ申におよはず、万坊のしう生二親成仏もろともに、こんじやうみらい、此しやうのあらんかぎり、てんちのあらんかぎり、せゝおつくうなく、ひとすじに御たすけお　奉願

一三こくのひかりのもとお

たづぬれば朝日いふ日

ふじのこくらく

南無阿弥陀仏

24　富士御信心講頂御許シ巻物

甲斐国八代郡大野寺村（笛吹市）の上田氏を富士講の講頭として田辺十郎右衛門（北行鏡月）が認めたもの。身禄の教えに基づく信心の心得が示されている。後年に田辺豊久、田辺鏡行北我が改めて印を与え、この巻物を大切に守り、信心に励むことを記している。

富士御信心講頂御免シ巻物

一、抑々富士山北口七合メ烏帽子岩御祭り信心之起りハ、享保十八年丑ノ六月従江戸表、不二信心参明藤開山ト信心勤候講中有り、此講仲間ニ伊藤氏と申行者、出生者伊勢国市志郡清水川村ニ而、十三之春江戸本丁ニ而富山平右衛門と言ハ薬種商売伯父成、養子相続致候、其節信心之先達ニ月行言行者近丁ニ而講同行と成ル事、元禄元年辰ノ十月十七日十七歳より四十五年信心ニ志ス日より茂、師之おしへ通り毎日朝夕両度之こり、毎日御供御茶共珍しき初物差上、月弐日・三日・十三日・十七日・廿六日ニハ御備五前御酒奉差上朝夕勤行、年ノ六月十五日ニハ御登山・内外八海・御中道三度相勤、たゝ一筋ニ貴賤之奉助り候勤方御山ヲ枕としてなりと、三世之道明らかなル御祭り事奉願候故、段々御気すやニかない商売福貴重ルなりて、返而身之くるしむ事信心之不為なると開キ、富山之家内金銭親類・手代ニ譲り、其身ハ其日々之働ヲ以今日ヲくらし、たゝ一銭半紙ニ而私欲にはなれ長日奉願候、神慮ニ叶全定ニ入候ハヽ、衆生安ク可助ル御おしへ可有御寄随奉受、享保十六年亥ノ六月二夜三日之からたん食にて大行合石室ニ而奉勤候砌、御前天の三つ橋と言所ニ而仙元大菩薩ニ御直ニ御尊眼拝礼仕、同十八年丑六月十三日ニ登山可致定日之内、三国第一山之御祭りにて衆生安躰と我躰ヲ能見ひらき、三日に三世ヲ尋しるおしへ可授御おしへ奉受、御日限爰ニ而御約束、其節豊矩事師弟之御縁ニ七十二首之御詠歌此時ニ候、然者丑ノ年六月十三日ニハ御登山砌ニ五寸ばのあしたニ千人之真仏ヲふみ込而、頂上釈迦之割石ニ而一字不説之三国第一之此第之一字ヲ御前より御開キ、食行身禄菩薩と言、此一字者神儒仏三道ニも、此一字ハ何れニ道ニ立たもふを第一・第二・第三と万々数ニもしるし有事、依之富士山ニはかり第一山と伝へ来り候旨、諸山にてハ大之一字札牛玉ニも祭り、御山ニハ第一に奉伝江候事、爰ニ而世界開ヶより其分明なる事、釈迦之割石ニ而身禄御伝江此時豊矩相伝事なり

一、富士信心ニ万事御趣行、かくもんなく人と生れ而貴賤職々能働候得ハ、子孫永楽するおしへ者、日本扶桑国蚕女郎と言女之職分ニ備りたる蚕之職ニ而、能さとり働可申ハ、尤人として高下居食衣是三つハそなハりたる、縦有ル内蚕女郎と祭り事分明なし、本ハ五穀之種始なり、士農工商四民之内にと作り元至極也、蚕まい作り始なり、女男之働キ家業二筋に分たるハ、女子ハ人種ヲふくみ、糸針ぬい、はた苧うミ、はたへおかへし、子ヲやしない、男ハ田畑ヲ芝きり五穀ヲ作り出し、天子天下見次物差上ヶ、我か居所福貴自在となり、昼夜安楽ニ住居有る事ハ天子天下の御恩御慈悲、分而も士農之職本也、尤工商ハ海路働、何れニも別段ハあらねと本ヲおしへ置と乃御伝へなり

一、中ニも此信心ハ其身〳〵備りたる家職ヲ第一ニ勤、二季之ひかんと祭る事ハ仏法にて、先祖又御信ニ而ハ年之種入種納土陽盆祭り共ニ皆衆生奉助り、食事本作り神仏祭礼年之初メより皆五穀成就ハ、人間心おろくニして相続之民家之祭り事、悪なく心お丸ク天下之御恩御慈悲田畑之取働、分而百姓古根之至極、万物ハ一躰と御伝之通り、子ニ体シとらにおき、はたら(き脱カ)ハよるひると御伝江取次法会中江も朝夕言きかせ、一切ニ男女之勤メ方けたい無之様ニ言中ニも、春ひかん蒔作り種なき事願ニ不叶、時おくれてハ働ニ不叶、十分之秋にもまかぬ種ハ世間たといことなり、いくへんも〳〵難尽ハ御伝之御祭り、世々おつかうなく子孫永々御信御奉公可仕旨ニ而、諸以御巻物御免、仍而敬白

天下泰平・五穀成就・国土安全如意

一、信心祭り事ハ御式日月ニ三日・十三日・十七日・廿六法会行事、法会打寄御詠歌十五首ニ而勤行可仕也

一、作物江付候虫祭り、又ハ法会中ニ而時風病付ものたゝり物病苦ある時ハ、兼而御免シ候御加持、おもきハ講頭行事立寄、家業之さわりニならさる様ニ可仕也

一、外江出祈祷仕間敷候、世中有来る祭り事、其職々さハりニ毛頭慎可申候

一、私よくなる志至極仕間敷候、御伝之趣仍而如件

烏帽子岩信心行法決定之事

一、不二信心元祖食行𠮷心より相伝仕候ハ、享保十八年丑ノ七月ゟ当丁丑七月迄廿五年之御祭り、北行鏡月真行年七拾八歳ニ而七月廿五日登山仕、同廿八日迄昼夜一七日一世一代之御礼勤、祖師之御願之通り信心法会一千人除御式日常燈明まて御伝成就之旨、御宝前にて奉言上、講頭行司役江相伝候、法式願望得心ニ而御名代奉勤候上、決定之御伝一流之法式、私義心違仕奉蒙罰候共、師江御うらみ不仕、我身ヲ帰り見可申候、拝書仍而敬白

一、御信心忌服第一ニ慎之事

父母忌三十五日

伯父おば乃忌候次第廿一日

見まい火三日ハ祭り事延引

月水ハ御ゆるし

火之取込同火忌同断、登山之節ハ別火可改シ

右之趣決定ニ付、為後証仍如此

宝暦七年丁丑七月廿六日　　御山本

北行鏡月真印

甲州八代郡大野寺村

講頭上田氏免之

一、古筆の絵馬御宝物ニ奉納ハ蚕女郎之御祭り叶候ニ付、品しるしとして全躰駒の見貫ハ上田氏末代什宝に授ル者也

寛政四年壬子正月廿六日

富士御信心伝師北行鏡月𠮷三十三年相当ル

依之奥印改候也

印田邊源豊久印

上田幸蔵殿

此一軸先代より相続致来り、猶又此度御登山ニ付改正仕、末代子々孫々迄大切ニ守護可仕、信心無怠慢可相勤候者也

天保十四癸卯年

印

六月十五日禅定

宝暦三年癸酉十一月廿六日

御法会信心教導師正相続四世筆執

田邊鏡行北我印印

上田伊左衛門殿所持

吉た口御師

北行鏡月真印

甲州八代郡大野寺村

講頭上田氏免之

30　御厨子戸扉切

身禄が入定に用いた厨子の扉の一部とされる。墨書は身禄の直筆といわれている。

（表面）

「初めわさんしやうとふかいさん

二度め三度あきらかにかいさん　享

ふしゑまいる

参明藤開山」

（裏面）

「□の□

れ迄

三ごく

三ごく

参明藤開山

は、おんふじさんのおんことなり　嵯峨の

偃御藤山の御事　これ迄
なり　釈迦ゟ　ひとり
左　」

31　御制札

身禄が建てた高札。富士信仰で禁忌とされていたコノシロ・コハダを食べてよいとしたことで富士山の女人登拝を認めたとされる。

（表面）
「一字に開御ぜんより三日のからだんぢき仕り御礼申上候、これよりしてわ身禄の御世
御山の御名も参明藤開山富御代り御極り被遊候間、万法の御しう生ゑ御伝ゑおき申御事、これまでわこのしろ・こはだ御いましめ被遊候ゑども、これよりしてわこのしろ・こはたもたべ申候ても不苦御事
享保拾六年亥
六月十三日　江戸すかも中町
食行身禄㐂」

（裏面）
「江戸すかも中町野口弥右衛門地
亥六月十三日　食行身禄㐂　」

36　富士ノ額面

富士山の額絵。身禄の三女で、幕臣小笠原権九郎信安に嫁いだ花の和歌が記されている。

みかゝみの
おしへを爰に
さゝけ来て
はなそ初とらめ
ふしのすそ花
小笠原信安妻
明和二年
六月三日　花

37　御手紙

身禄の長女梅と三女花の手紙計三点で、それぞれ田辺十郎右衛門他に宛てている。父身禄の教えを受け継いで、その布教に役割を果たしていたことが分かる。

(1)
（懸紙ウハ書）
「田邊十郎右衛門との　小笠原権九郎内
村田茂兵衛との
田邊喜助との　」

尚々、其元殿御内方様・十郎右衛門との御内方殿へも、みな〳〵よろしく御たのミ申候かし

目出度一筆口上事申候へく、まつ一其御地御家内御揃御堅固ニは書も被成候へ、まもかゝり度、をつしニ御座候
昨廿二日権九郎機嫌よく賑々敷出立致すへく、有かたさ大悦此上なくをつしニ御座候、太吉との此度のいさましさ諸事此間中ゟしなん致候へハ、万事のこりなくよく節へ中々俄にまいり候様子ニ見へ不申候、はなはだ中小性ぶりりつはニ而、さて〳〵是のミふしぎの御事と和心しゆ大悦御さつし可被下候、如此ニ御座候へハ、諸事太吉との御事御両しん并喜助とのやさしさ中々子ニ而もかほとニあ

るましくとをつしニ御座候、昨日も出立候時下大取込ハ市兵衛見候通り筆ニ給ふとほとの取込、太吉との出立のうれしがり候中よりも、又私へわかれ候所ヲことの外なごりヲおしみ申され候所、中々此度はしめて逢ゐし人とハ存不申候、先者何事といち〳〵のふしぎハ文ニハかきとりかたく、とかく御ぐわんもん御しやたらゆとありかたく随ふへて、御地ニ而もとりわけて御句申あけ可被成候

一、由兵衛随ふまめニて、昨日一所ニ罷立申候、市兵衛ハ跡へのこし、今日出立致申候

一、段々此度々御まん殿御はたらきま事ニ天下ニのこる御事、是又且ならん御事とありかたくをつし候、いさいハ由兵衛さためしあつく承申候間、物語致へしか候へハ、此度々両度此間中又々わけ有て不残致直し候処、よく〳〵あらため候へハ、小八其元殿ゟ出し用金斗諸事初のまゝにて用立、并知行所出し用金、其外ゟ出し候分俄ニ権九郎心ニ入不申候、此間三四日之内ニ不残出来かへしヲ致す事、しげんの道ゟ出斗しゆひよく相調申候、是ハまゝ筆ニかきとりかたくて、まつ〳〵諸事一其元殿とはたらき加出し被成候、用金并小八外ニ伝八と申もの并知行所衆之分ニ而(平出)公方様ゟの御拝領のおふごん

惣金高

六両五十両ニ而跡先不残

相調との申度出立致候

一、江戸ニ而も此度ハいろ〳〵けつじやうのあしき御方ハ、上下共ニふしきの事共いたし、是又市兵衛もあつく承わりし候、大名ニても小名ニてもま事ニ仰置有候ことく少も違不申候、あふ〳〵皆々殿へよろしく御たのミ申候、ぬまづニ而め申候度御逢可被成候、藤兵衛とのにいさゐ由兵衛へわたくししんてい申聞せ、是又ぬまづニ而相けつし、大坂へ御のほり被下候共、江戸へ御出私ヲうしろ身致へくも有候共、いづれニも由兵衛へ申聞かせ遣し候へハ、権九郎相たん可致と存へくも、扨々由兵衛へ厚く此度の度々道中大義とも忝なし共、是又申のへかたく候間、是うへ由兵衛義割なく御ふびんかけしく可被下候、申たき御事ハ筆ニつき不申候

一、帰府ハ九月十七日ニ而御座候間、左様御心得可被成候、もつとも木曽地じゆんけんニ而かへり申候、板橋へ此里むかいのもの出候きわめゆへ、是又〳〵元祖様御好みわけ被遊候道筋ひとへにありかたふしき成事ニつきし、筆かきりなく取有ゆへ申納へし、御同行中へ不残かたしけく御慶者申行へく、恐々謹言

(2)

尚々、御家内江後見頼ミ申候、いつそや諸事私申候通り皆如此御座候へハ、万事私へ御まかせ置可被成候、御あづけ置申候御書物随分〳〵大切ニ頼入候、藤兵衛との初其外めい〳〵ニ此度手紙進上致候へ共、ことの外取込折候間、よろしく頼入申候、権九郎此度之儀くれ〳〵よろしく申付候

一筆申上候、まつ〳〵其御地皆々無御障御暮し被成候や、いつぞやハ御出下され、緩々□わにさり大悦うへなくそんし御座

一、当月十七日権九郎儀被為召、来春京・大坂御目付順見御用被仰付候、誠以有難仕合そんし御座候、早々仙元大ほさつ様、ゑほし岩身御ろくほさつ様江御礼仰上られ可被下候、まつ〳〵御しらせ申度、此廻状十七後日差出し申候、此段十郎右衛門との家内并吉兵衛しんしう同行中へくれ〳〵差越頼入申候

一、ほくぎやう御びやう所へも右之通頼入候、年願て代参早速遣し申候、権九郎出立ハ来二月廿二日ニ而御座候

来春ハ若黒様御くわんい有候、京都しゝいでん御しふく御座候、万々有難御事ハ筆紙ニのへかたく御めて度く、以上

十二月廿五日

一筋につもる

ねかいの

ゑぼし来て
ともにやいおふ身ろく
代のはる

小笠原権九郎妻
食行三の娘
花

田邊十郎右衛門との
村田茂兵衛との
同　喜内との
同　同行衆中へ

しんしう

(3)
（懸紙ウハ書）
「たなへ
十郎左衛門様へ　　むめ
御中上候　　」

追々御れい申つくしかたくそてなかし、今々御残番はたと申くたし存候、すいふへく御座候、今度よく入せめてくらし、らいはるかなつ中こしたく、御ふみかく申候よしいそきそう〳〵申候よし、巳上

此中ハはしめて御めにかく、すなわち身ろく様ニ御めにかゝりさハらせし御心くうせんニ有かたく後迄被申候、そのちふんハさしたる御ちそうニて申迄不申候、御残番そてゆかし、すいふん〳〵御道中ちうニて御きけんよく御のほりあそハし候かし、又々らいはる中御めにかゝり、くわしく御そくらうたまわり被申候、さやう候へハ御ふくろかき付御あとにて見被申候はゝ、しうせくま〳〵おそなわり被申候うちも、御そない代と三合代と、御さかな代と御せわ様なから三百文遣され下され可申候、御たのミ相助被申候、はゝもくれ〳〵御ふミましに申上被申候、何事〳〵あくひつゆへそう〳〵申上如此候、以上

梅ら

田部
十郎右衛門様

43 烏帽子岩額

吉田口七合五勺の烏帽子岩（身禄堂）に掲げられていた扁額。薩摩藩主島津重豪（一七四五～一八三三）が八三歳の時に揮毫した（文政十年〔一八二七〕）。篆刻の印が二点付く。

烏帽子岩
薩州中将栄翁八十三歳書　印　印

44 文箱

資料2の目録にある「閑院宮御内木村大進　一、文箱」に該当するものと思われる。内部や蓋になる部分の裏に紙を貼り、御身抜や蚕についての詠歌などを記す。この箱の中へ蚕の卵が産み付けられたとあり、養蚕を重視した身禄の教えに関するものが納められていた可能性がある。

（底面）
「⿰天元南　⿴行南⿴行勺大⿰有日月天妙王⿰有日月天躰拾坊光⿴行勺心
南無仙元大菩薩　　大我
口　口口口
参明藤開山天⿴行南⿴行勺大⿰有日月天妙王日鬼王王万大我
口　口口口
僄
南無長日月光仏　　大我
相門言心金仁い開風心白生我者」

（蓋裏）
「　　此桑を皆三国ゑ　　心行
安永三午年五月晦日　此三字ヲそへ置うへ置て
此厨子のうちへ　　淡渡（かいこ）のたねを
女てう一ツ入たねヲ　　残す嬉しさ
うむ、右のてう今朝
玉ゟ出たることきてふ也、蚕（虫損）くニ納り候所（虫損）り
又々たねヲ（虫損）（虫損）す事、深理ある御教と察ス　　」
（箱裏）
「午五月十七日（虫損）（虫損）（虫損）同十八日ニたねヲ付候所、此たね又々（虫損）（虫損）
清（虫損）なる　　一行
桑乃一木の
朝夕ね（虫損）（虫損）ふ（虫損）りとの顕にて　　心行
かけふのおしへをミるか嬉しさ　　前性を
誰がしすらん
伝へ置かいこの道を万法ゑ
しもふのおゑひをミるに御けさも　一行　祖師のおつげを　　」

47　行名授与台帳

大正十五年（昭和元年、一九二六）から昭和十九年にかけて、田辺家が行名を授与した者を載せる台帳。明治四十四年（一九一一）に田辺家は全焼し衰えるが、身禄の教えを直接に伝える家として富士講に権威を持ったことが分かる。

（表紙）
「　大正拾五年
紀元弐千六百年改
富士山中興
元祖食行身禄尊師直伝
行名授与台帳　一　　」

・石原喜平・吉田藤吉・内田朝次郎
・石原利吉・滝沢英夫　清水金作
・田島先生
仝
一藤（割印）行　　森　直次郎
一心（割印）行　　千葉県行徳町四丁目　狩野己之助
一（割印）晴行　　東京府下瑞江村　塚原傳次郎
大正十五年拾月　　千葉県行徳町
十七日
一開（割印）行　　鶴ヶ谷長次郎
大正十六年拾一月弐十四日　　千葉県東葛飾郡八栄村　西夏見
一元（割印）行　　鈴木健次郎
十五年十一月弐十六日　　千葉県八栄村　藤井　常吉
一光（割印）行　　平野重太郎
仝
一明（割印）行　　伊藤　滝造
仝　　群馬県太田町　渋澤長三郎
一玉（割印）行　　千葉県東葛飾郡八栄村南三咲　取次　金子良三郎
昭和三年　　玉行
高（割印）山長行
昭和三年大典記念
（割印）良行
十五年

十一月弐十六日
一仁(割印)行
大正十五年十一月二十八日
一藤(割印)山生行貞好
一富(割印)士行
十一月二十九日
一本(割印)行
十一月三十日
一高(割印)山高行
仝　日
一早(割印)行
昭和弐年六月七日
(割印)眞行
昭和弐歳一月拾参日
二代目
(割印)教山元行
(割印)教山照行
(割印)情行
(割印)善行
(割印)傳行
直(割印)行
廣(割印)行
豊(割印)行

千葉県八栄村南三咲
藤井慶次郎
埼玉県北埼玉郡厚道村
羽鳥　昇
埼玉県北埼玉郡東村
戸笈千太郎
埼玉県北埼玉郡川辺村
鳥海宇三郎
埼玉県北埼玉郡厚道村
台　熊太郎
群馬県邑楽郡渡セ村下
亀山　早行
埼玉県北埼玉郡三田ヶ谷村弥勒
印　取次一ノ瀬之嘉三郎
同村
長島喜右衛門
群馬県佐波郡境町
石原　喜平
右取次
石原　利吉
仝
吉田　藤吉
仝
仝
東京府下浅川村
鈴木喜三郎
千葉県東葛飾郡八栄村三咲
印取次明行　藤井保之助
仝　同　豊吉

皆(割印)行
傳(割印)行
浄(割印)行
藤(割印)行
弥(割印)行
(割印)徳行
教(割印)山政行
(割印)喜行
仙(割印)行
参(割印)行一我
一清(割印)行
昭和四年
大　四月吉日
(割印)豊行
仝年四月弐十日
二(割印)代目(割印)稀行
昭和四年四月弐十日
(割印)生行
同五月五日
弐代目

仝　米井　橘蔵
北足立郡南平柳村
関　隆平
千葉県東葛飾郡八栄村東夏見
印伊藤定五郎印
千葉県東葛飾郡八栄村西
伊藤　々造印
神奈川県中郡西秦野村堀西
大森市五郎
東京市本所々徳右衛門町四十八
恩田文太郎
東京本所菊川町
鍛治　政治
東京市外渋谷町北谷三
清水　喜平
東京市外渋谷町上渋谷
市野千之助
東京本郷根津八重垣町十七
小松利三郎
東京府荏原郡荏原町小山
石井鉄五郎
埼玉県北埼玉郡三田ヶ谷村弥勒
取次田村利三郎
梅澤　佐平
群馬県太田町三丁目
取次先達昇行
北澤藤次郎
群馬県新田郡鳥之郷村鶴生田
取次弐代目稀行
関根　猪平
埼玉県北埼玉郡川辺村本郷

本(割印)行
同五月十一日
(割印)清行
五月十二日
(割印)登行
昭和四年十月七日
三代目
明(割印)行身山
四年十月
(割印)星山照行
四年九月一日
精(割印)行
昭和五年七月弐十六日
(割印)富行
同
(割印)昭行
昭和七年七月三十一日
(割印)参(割印)行
昭和八年四月十三日
(割印)富行
昭和八年八月十八日
精(割印)行
昭和九年五月弐十六日
(割印)富山林行
昭和十年七月十日
(割印)教行

稲村　秀吉
埼玉県北埼玉郡元和村琴寄
並木清太郎
埼玉県北埼玉郡大井村大字門井
金子　義祐
足利市旭町
川上講社先達
群馬県新田郡生品村市
金谷
横浜市中区若葉町一ノ十七
野澤　督三
東京府下南葛飾郡
瑞江村下鎌田
富澤斧之吉
仝所　仝所
田中丑太郎
本県北巨摩郡江草村
小澤　行平
東京市江戸川区
平井町一丁目二三六六
島村錠之助
長野県上水口郡朝日村
西澤　鉄彌八十才
埼玉県北埼玉郡東村新田
林　安五郎
埼玉県北埼玉郡大越村
栗原福太郎

昭和十年九月十三日
(割印)昭行
昭和十一年一月二十六日
(割印)富山政行
仝十一年六月吉日
(割印)豊行
昭和十二年三月十八日
弐代目取次星山照行
木(割印)山開行
昭和十四年七月弐十日
長(割印)行
仝年七月弐十六日
参(割印)行(割印)
仝　仝　仝
明(割印)行
藤(割印)行

東(割印)行
昭和拾四年八月七日
大先(割印)達
昭(割印)山参行
仝年仝月仝日
講元

山梨県東山梨
八幡村
中村宅太郎
北巨摩郡朝神村浅尾
篠原　政富
祖父
栃木県安蘇郡犬伏町富士
小澤取次
野代六之助
群馬県新田郡生品村字村田
瀧澤　宗一
長野県諏訪郡粟沢村
牛山　長作
群馬県新田郡生品村市の井
丸山　隆次
仝　仝　仝
篠塚　傳蔵
仝　生品村村田
小川　友吉
(後筆)「チバケンフナバシシ」
千葉県船橋市
東夏見
(後筆)「マツモトトモゾウ」
松本　元蔵
北巨摩郡江草村
小澤　行平
江草村

光(割印)行(割印)
昭和十四年八月七日
(割印)照行
十四年拾弐月十七日
(割印)参行
(朱版)
「奉祝　紀元二千六百年改
記念　」
200　精(割印)行
(朱版)
「紀元二千六百年改」
(割印)富山光行
100　(割印)参行
250　正(割印)行
250　米(割印)行
250　(割印)左行
250　(割印)清行
200　(割印)信行
300　(割印)藤行
500　(割印)重行
(割印)栄行
250　(割印)兼行

八巻　高久
東京城東区大島町六ノ四弐八
鈴木　祐道
鈴木祐道取次
飛田三之介
城東区大島町五ノ四八弐
東條丹次郎
市川市菅野
島村作次郎
東京市江戸川区平井町
二丁目
岩田三次郎
城東区北砂五ノ八〇三
成宮庄三郎
仝
宮入　米作
仝
柿尾(カキ)　佐吉
東京市荏原区小山町
石井鉄五郎
山本　信行
山本藤右衛門
内田重之助
伊藤　永造
石井　兼吉
仝小山町

500　(割印)鉄行
500　平(割印)行
100　善(割印)行
菊(割印)行
200　浅(割印)行
200　源(割印)行　参明藤開山
直伝一軸在命ノ后ハ奉納
200　智(割印)行
(朱版)
「紀元二千六百年改」
光(割印)行
(朱版)
「奉祝
記念」
明(割印)行
玉(割印)行
仁(割印)行
廣(割印)行
豊(割印)行
皆(割印)行
(割印)良行
(割印)(割印)徳行
(朱版)

石井　鉄雄
仝小山町
石井平太郎
東京
品川区大井町原
石黒　善造
大屋菊次太郎
東京品川区大井町原
村田浅次郎
東京品川区大井町原
府中源三郎
東京品川区大井町森前
宇田川智淑
千葉県船橋市三咲町
先達
藤井　常吉
仝　仝
平野重太郎
伊藤　滝蔵
藤井慶次郎
藤井保之助
藤井　豊吉
米井　橘蔵
金子良三郎
米井徳太郎

「　紀元二千六百年改
奉祝
記念　　」
300　本(割印)行
(朱版)
「紀元二千六百年改
奉祝
記念　　」
250　元(割印)行
250　東(割印)行
250　富(割印)行　先達
250　直(割印)行
250　信(割印)行
350　明(割印)行
(朱版)
「紀元二千六百年改」
250　鐘(割印)行

東京市本郷区動坂町156
中澤　正二
東京市本郷区根ヅ八重垣町
神谷榮太郎
東京市下谷区東黒門町
旦　六郎治
東京市江戸川区平井
壱ノ二三六六
島村錠之助
江戸川区平井
一丁目
島村直次郎
仝　平井三ノ一二三七
井出　鎌吉
東京市品川区
大井町北浜川町1010
先達
伊藤小真三
東京市品川区
大井元芝町八〇六
神山　鐘治
東京市品川区

250　(割印)正行
(朱版)
「武運長久」
(割印)政行
(朱版)
「紀元二千六百年改」
300　青(割印)行
300　江(割印)行
500　京(割印)行
500　信(割印)行
300　亀(割印)行
精(割印)行
(割印)富行
(割印)慶行
(朱版)
「紀元二千六百年改」
清(割印)行
111　興(割印)行
111　廣(割印)行

南品川二丁目一九〇
村上　正平
太郎
大屋　正衛
逢
東京市日本橋区本町壱ノ拾四
青木隆之介
深川永代町二ノ十八
大野熊五郎
東京市京橋区木挽町七ノ六
中村　語郎
東京芝区新橋六丁目四十二
富浜信造
東京市日本橋区小伝馬町三丁目七番地
下鳥久太郎
先達
吉川治郎兵衛
三丁目
井上富五郎
東大崎三ノ一四九
髙木　慶介
東京市品川区東大崎弐丁目
三一一
清塚　又七
東京市品川区々会議員
東大崎　中村　興
東大崎弐丁目
廣瀬諏訪蔵
東京市大森区大森四八丁目

忠(割印)行
(朱版)
「紀元二千六百年改」

115 (割印)友行
(朱版)
「奉祝
記念」
(朱版)
「紀元二千六百年改」

1150 新(割印)行

1150 (割印)庄(割印)行

松(割印)行

〃 久(割印)行 〃

(朱版)
「紀元二千六百年改」
久(割印)行

徳行
(朱版)
「奉祝
記念」
(割印)長行

(朱版)
「紀元二千六百年改」
(割印)幸行

平林忠右衛門
東京市品川区
大井元芝町九三七
芝﨑友次郎
東京市品川区大井元芝町九三九
松浦　新六
東京市〃都芝区新橋六丁目弐十六
太田庄之助
東京市芝区〃愛宕下町
鈴木田中　竹松
東京市麻布区小山町
〃〃〃〃〃
飯山塚久兵衛
東京市芝区三田小山町三
飯山久兵衛
東京市麻布区
秋間　徳治
東京市下谷区二長町八丸
小林　佑吉
〇傳八
東京市浅草区馬道三ノ六
中島　幸吉

(朱版)
「奉祝
記念」
源行

金(割印)行

仙行

永(割印)行

仙(割印)行

(割印)関行

(割印)高行
(割印)傳行
(割印)小行
(割印)庄行
(割印)井行
(割印)悠行
(割印)林行
(割印)金行
(割印)源行

大先達　秋間　源弥
元講
東京市城東区
南砂町一〇三〇
先達　秋山金五郎
東京市深川区海辺町
永田仙太郎
東京市城東区
南砂町一丁目弐七四
永田陸〃次陸二郎
深川区
東京市深川区海辺町
永田仙太郎
東京市城東区
南砂町二ノ五九九
関口鹿之助

〈清裾
講元　髙林守次郎
松原　傳吉
松原小一郎
松原　庄蔵
井上　留治
井上　悠助
髙林　次郎
髙林　金蔵
髙林源次郎

（割印）嘉行
（割印）三行
（割印）伊行
（割印）兼行
（割印）明行
（割印）
（割印）藤行（割印）
（朱版）
「武運長久」
先達開（割印）行
昭和二十二年
十二月十日　（割印）
弐代目先達
参（割印）行
玉（割印）行
増田先達取次
昭和弐十弐年
十弐月二十三日
高行
教行
（割印）正（割印）行
三月三日
（割印）本行
（割印）喜行
（割印）満行
（割印）吉行
（割印）高行

高林　嘉治
松原　原蔵賢蔵
小原伊之助
小原兼次郎啓介
埼玉県北埼玉郡大越村
先達　増田喜一郎
○大塚宇左衛門
●黒川才一郎
●齋藤　一二
○立岡八右衛門
●須藤　高敏
○栗原福太郎
●萩野　正次
埼玉県北埼玉郡川辺村
先達　稲村　秀吉
仝
鳥海　喜市
埼玉県北埼玉郡川辺村
稲村　満治
仝
鳥海　吉三
仝
高橋喜太郎
仝

（割印）由行
清（割印）行　先達
（割印）政行
（朱版）
「武運長久」
（割印）惣行
◎弥（割印）行
参明藤開山軸存命後御持参願ノ分
（割印）誠行　大先達
（割印）峯行
（朱版）
「武運長久」
（割印）初行
一（割印）行
（朱版）
「武運長久」
三（割印）行
（朱版）
「武運長久」
（割印）好行
（朱版）
「武運長久」

野澤由三郎
仝北埼玉郡元和村琴寄
並木清太郎
室田　政吉
仝　仝　東村　弥兵衛
岡田　惣蔵
埼玉県北埼玉郡三田ヶ谷村弥勒
一之瀬嘉三郎
群馬県新田郡鳥之郷村鶴生田
天笠菊次郎
仝
関根峯次郎
仝
石倉初太郎
仝
天笠　一郎
出（割印）征兵　天笠元四郎
佐野利三郎
藪塚本町大原
福島　好一

（割印）仁行
（朱版）
「武運長久」
（割印）星山照行　大先達
（割印）隆行
（割印）傳行
（割印）友行
（朱版）
「武運長久」
開行
（割印）稀行
（割印）昇行
（割印）忠行
（割印）富行
（割印）良行
（割印）
菊行（割印）

仝
桑原仁三郎
群馬県新田郡生品村市ノ井
金谷半十郎
丸山　隆次
篠塚　傳蔵
生品村字村田
小川　友吉
仝県　仝　生品村字村田
先達　瀧澤　宗一
群馬県太田町
先達　北澤藤次郎
先達　久保田多吉
渋澤　忠
蓮沼富士太
嶋岡　良三
群馬県新田郡太田町三丁目
岩田　伊市
大野家菊次郎
髙橋丈太郎
橋本　圓治
近藤忠太郎
近藤忠太郎
渋澤正太郎

精（割印）行
（割印）教山元行
藤（割印）行
（割印）利行
朝（割印）行
京（割印）行
昭和十八年七月
（割印）東行
（割印）文行
（割印）千行
（割印）伸行
（割印）正行
信（割印）行
髙（割印）行
榮（割印）行
昭和十九年八月九日
（割印）稀行

太田町二丁目
井上　みな
群馬県佐波郡境町
先達　石原　喜平
吉田　藤吉
石原　利吉
内田朝次郎
内田　愛作
群馬県新田郡生品村
生品村字村田
小川　佐京
千葉県船橋市夏見町二丁目
松本　元蔵
中臺　文吉
伊藤　千代松
神田伸一郎
鈴木　正雄
伊藤　信雄
伊藤　髙雄
伊藤榮太郎
群馬県新田郡鳥之郷村鶴生田
三代目　北澤　孝七

48　行名免

十郎右衛門の家系である田辺英一が発給した行名の免許状。

行名免

一、富士山喜多口烏帽子岩食行身禄倘御直伝之通大切ニ相守、登山無怠慢被勤仕候、依テ奉窺神前行名令授与候

一、印御公布之趣堅相守可申事

（朱版）「奉祝記念」

一、御法会信心取極之儀者、忠孝・正直・慈悲・情・堪忍・不足、平日心掛、尚家系大切ニ相守、善ニ導、悪ヲ去、一紙半銭之謝礼タリトモ請申間敷事肝要事

（朱版）「紀元二千六百年改」昭和十五年十一月十日

御法会信心教導師
北行鏡月真
七世　田邊英行一我印

教山元行

印

曇りなき御代を仰くやあら玉の
月のはしめを祝ふことほき

49　行名免

田辺英一発給の行名の免許状。年月日を欠くが、昭和十五年（一九四〇）の紀元二千六百年を記念して授与されたものである。

行名免

印

一、富士山喜印多口烏帽子岩食行身禄倘御直伝之通リ大切ニ相守、登山無怠慢被勤仕候、依テ奉窺神前行名令授与候

一、御公印布之趣キ堅ク相守ル可申事

一、御法会信心取極之儀者、忠孝・正直・慈悲・情・堪忍・不足、平日心掛、尚家系大切ニ相守、善ニ導キ、悪ヲ去リ、一紙半銭之謝礼タリトモ請申間敷事肝要事

（朱版）「紀元二千六百年改」　年　月　日

（朱版）「奉祝記念」豊行

御法会信心教導師
北行鏡月真
七世　田邊英行一我印
千葉県船橋市三咲町
米井橋蔵

印

曇りなき御代を仰くやあら玉の
月のはしめを祝ふことほき

50　行名免

資料48・49の雛形か。

行名免

一、富士山喜多口烏帽子岩食行身禄倘御直伝之通大切ニ相守、登山無怠慢被勤仕候、依テ奉窺神前行名令授与候

一、御公印布之趣堅相守可申事

一、御法会信心取極之儀者、忠孝・正直・慈悲・情・堪忍・不足、平日心掛、尚家系大切ニ相守、善ニ導、悪ヲ去、一紙半銭之謝礼タリトモ請申間敷事肝要事

紀元二千六百年　　年拾壱月拾日

御法会信心教導師
北行鏡月真
七世　田邊英行一我印

曇りなき御代を仰くやあら玉の
月のはしめを祝ふことほき

53　三尊図

入定する身禄と、側に付き添って教えを伝えられた十郎右衛門（北行鏡月）、椀に雪を盛って身禄に捧げたという次男多吉（吉田仙行）の御影。後筆で解説が付されている。

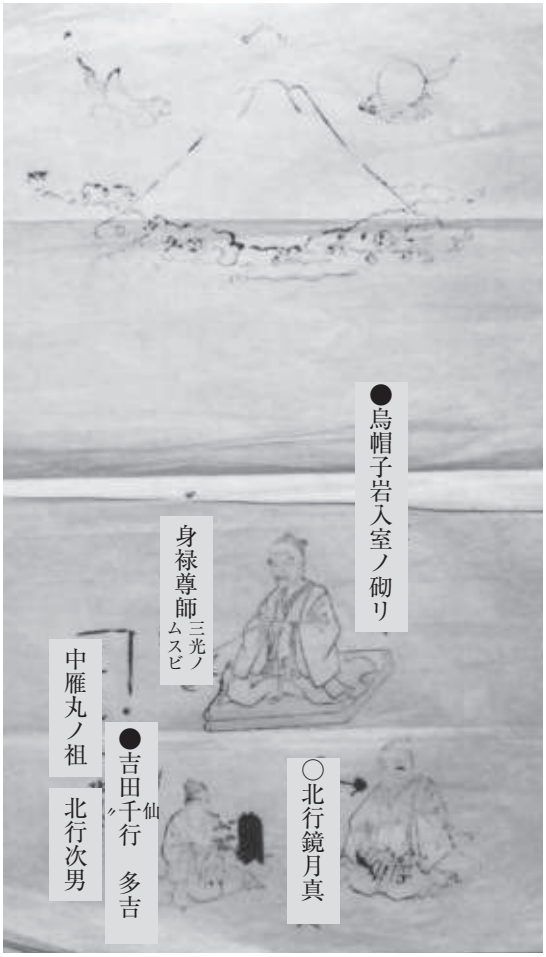

第三部

講演録

―世界遺産富士山講座―

登山記・登山案内図にみる富士山大宮・村山口の登拝

井上　卓哉

はじめに

本日お話させていただきます富士市市民部文化振興課の井上卓哉と申します。

当センターのスタッフの方から、この講座の参加者には山梨県側にお住まいの方が多いと伺っております。ですので、今日は、普段皆さんがお聞きになったり、お調べになられている山梨県側ではなくて、静岡県側の富士山の登山というものについて考えていこうと思います。山に登った人が書いた日記や記録などの登山記、そして、登山のための案内の地図などを細かくみていきながら、静岡県側の登山、登拝というものがどういったものだったのかというところを中心にお話させていただければと思っております。

本日の話の多くは、平成二十九年度（二〇一七）から令和二年度（二〇二〇）の四年間をかけて、静岡県富士山世界遺産センターと、私が勤めております富士市、それからそのお隣の富士宮市の三者で実施した、静岡県側の登山道のひとつである大宮・村山口登山道に関する調査に基づきます。

調査成果の報告書が令和三年三月に発行されたのですが、その内容なども含めながら、皆さんに静岡県側の登山の話をご紹介します。ただ、時間も限られておりますので、今日は四点ほどにテーマをしぼってお話させていただきます。

最初に、大宮・村山口登山道とは歴史的にどのような登山道なのかという点をご説明します。そして、本日のメインの話になる登山記と登山案内図、そういった資料からみて、大宮・村山口登山道と、そこに繋がる道はどういった道であったのかということを具体的にご紹介していきます。最後のふたつですが、実際にその登山道を使っていた人たちは、どういった所から富士山の近くまでやってきて、どのように大宮・村山口登山道を使っていたのかという点に注目し、大宮・村山口登山道と関わりのある地域のことをご紹介できればと考えております。

一　大宮・村山口登山道の歴史的背景と概要

では最初のテーマであります大宮・村山口登山道とその派生経路というところで、それらについて歴史的にみていきます。ご存じのように富士山に登る登山道はいくつか存在しています。大宮・村山口登山道は、そのなかのひとつであり、富士宮市にある富士山本宮浅間大社をスタート地点として中腹の村山浅間神社を経て山頂の南側へ至ります。

お示しした【図1】をみていただければわかるように、富士山本宮浅間大社というのは内陸に入ったところにあります。しかし、登山をする人は、いきなりここにポンと現れるわけではなくて、いろいろなところから富士山本宮浅間大社のある大宮（現在の富士宮市）に向かい、そこからさらに富士山の山中に入っていくということになりますので、単に大宮から山頂までのルートだけをみていても、実際の登山とは言い切れないということになります。そこで、今日は大宮から山頂へ、さらにはこれに派生する経路までを含めて、お話していきたいと思っております。

そもそも、この大宮・村山口登山道ですが、明らかに何年に誰が開いたというような資料は未だに見つかっていません。ただ、『本朝世紀』というような歴史的資料から、遅くとも平安時代の終わりには、末代上人という僧侶が、富士山のなかで修行をし、富士山の山頂に大日寺というお寺を開いたとされています。さ

【図１】富士山の登山道位置図

※『富士案内』（1907年）所収の「富士山付近実測図」より作成
（画像提供：富士山かぐや姫ミュージアム）

らに、末代上人は富士山頂に一切経という経典を埋めたと伝えられており、その経典の一部だとされるものが昭和の初期に山頂で発見されて、現在富士山本宮浅間大社が所蔵しています。こうした末代上人の活動を追う人びとによって、大宮・村山口登山道は開かれていったとされています。

それからしばらくして十四世紀初頭くらいには、修験者といって、山の中で修行してそこで特別な力を得て、麓に降りてきていろいろなおまじないや祈禱をするような人たちによる組織的な登山が行われるようになったということが指摘されています。そうした登山の様子は、参詣曼荼羅という資料に描かれて現代に伝えられています。こうした資料には、富士山の麓、駿河湾の沿岸部からいろいろな施設を通りながら、富士山の山頂へ向かって人びとが登っている様子が描かれています。

これらの資料が制作された時代を考えると、大宮・村山口登山道、つまり、富士山の南側の登山道というのは、中世の頃からたくさんの人たちが使っていた登山道だということをイメージとして持っていただければと思います。

そして、こういった資料に描かれた大宮・村山口登山道は明治三十九年（一九〇六）に大きく変わります。というのも、この年に大宮口新道＝カケスバタ道という道が開かれたのです。新しい道ができれば、当然多くの人びとは新しい道を使うようになりますから、それまでの道というのは徐々に使われなくなっていきます。具体的には、富士山本宮浅間大社から村山浅間神社、そして、現在の富士宮口の六合目より下の区間は、明治三十九年に新しい道ができますとそれ以降は使われなくなっていきます。ただ、六合目から山頂までは現在でも使われている登山道になりますので、そこが「世界遺産富士山」の構成資産のひとつになっています。ここまでを事前の登山道のご紹介として把握しておいてください。

先ほど、富士山本宮浅間大社をスタートとする登山道だけではなく、富士山本宮浅間大社まで向かう道も重要だというお話をさせていただきました。ここではその道を派生経路と呼ばせていただきます。ではなぜ富士山本宮浅間大社へ向かう派生経路が重要なのかと申しますと、富士山が世界文化遺産に登録されたときに、イコモス（国際記念物遺跡会議）から「宿題」が出されていました。どういった宿題かというと、「山麓の巡礼路の経路を特定しなさい」というものです。静岡県側では、確かに富士山本宮浅間大社をスタートして登る道というのは重要ですし、そのうち現在でも使われているところは世界遺産の構成資産になっている。ただ、先ほどからお伝えしているように、富士山本宮浅間大社に突然人びとが現れるわけではなくて、そこに向かう道も必ずあったはずです。そういったものをきちんと描くことが必要であると、「宿題」になっています。そういうところもあって、静岡県側では各登山道のある市町と静岡県富士山世界遺産センターが一緒になって調査をしているという形になります。

大宮・村山口登山道に関しては、構成資産に含まれていない六合目から下や、村山浅間神社、富士山本宮浅間大社へ向かう道についてもきちんと把握しておこうというわけで、さまざまな資料を確認し、①富士本道、②村山道、③下向道という派生経路を取り上げました。

【図2】をご覧ください。まず、富士本道という道です。東海道から分岐して富士山本宮浅間大社へ向かう道を富士本道と呼びます。これについてはのちほど詳しくご説明します。次に、村山道ですが、東海道の宿場のひとつである吉原から、富士山本宮浅間大社には向かわずに、ルートの途中の村山浅間神社に直接向かう道です。最後に、下向道です。大宮・村山口登山道は、富士山本宮浅間大社から村山、そして山頂に向かいます。山頂から同じルートで下りてくると、村山に来るのですが、村山から富士山本宮浅間大社には向かわずに、ショートカットして東海道へ直接下りてくる、これが下向道という道になります。歴史資料などをみていきますと、こういったルートが存在しています。これらを使った人びとの記録が遺っていることが確認できたものですから、こうしたルートについてい

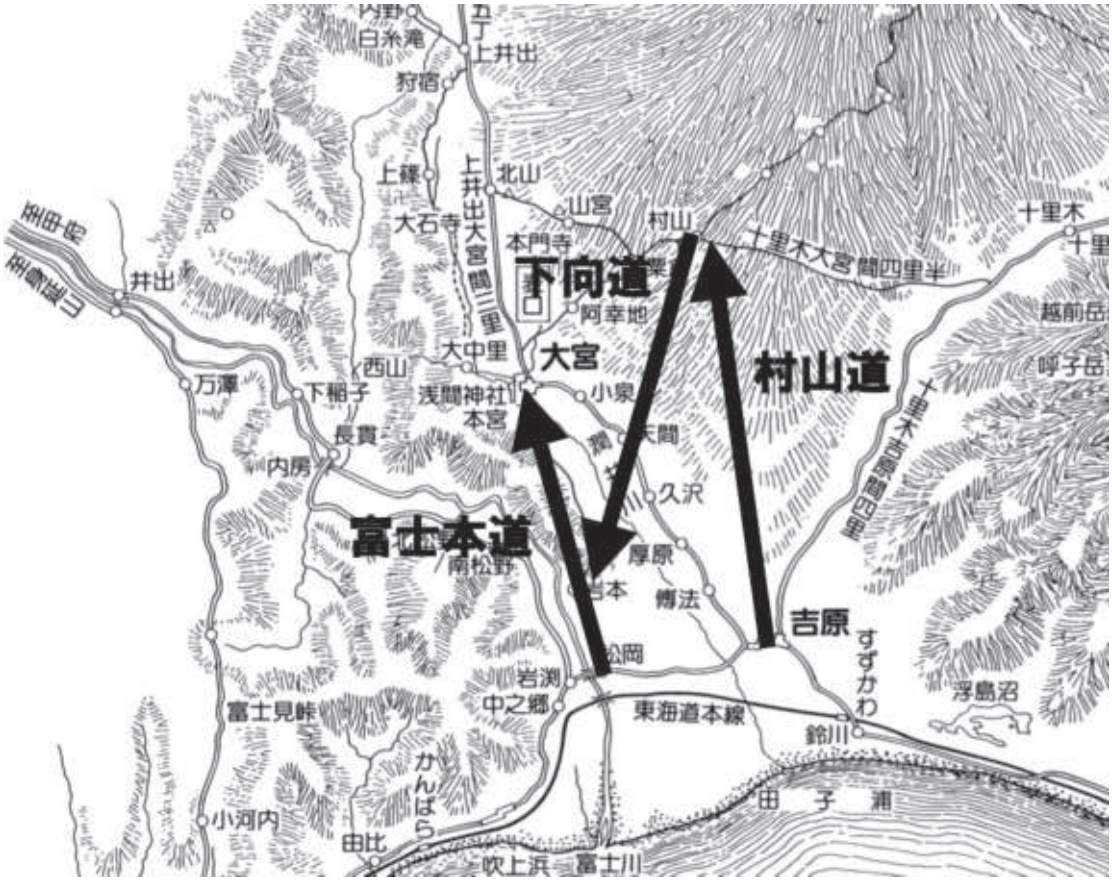

【図２】派生経路位置図

※『富士案内』（1907年）所収の「富士山付近実測図」より作成
（画像提供：富士山かぐや姫ミュージアム）

ろいろ調べていったわけです。とくに、今回の調査では、江戸時代から昭和の初期にかけて制作、発行された登山記や登山案内図を細かくみていきました。

二　登山記・登山案内図の概要

先ほどもお伝えしたように登山記というのは、紀行文や日記、道中記といったかたちで、あるところに住んでいる人が富士山に登って下りてきて、地元に帰っていくまでの自らの登山の記録を帳面に残す、それが現代に伝わったものです。時代が進んでくると、登山の記録だけではなくて、登山に行く前に、登山案内というかたちで、今でいうガイドブックのようなもの、ここに行くとこういう施設がある、ここの施設ではお金がいくらくらいかかるといったようなことを記した登山案内なども出されてきます。また、登山案内図というのは富士山の山頂に至るルートですとか、ルート沿いの施設を描いた地図のことになります。

今回の大宮・村山口登山道の調査で、私もできる限り大宮・村山口登山道に関係する登山記や登山案内を探してみました。これまでに四二件を確認しました。

ここで代表的なものをいくつか紹介できればと思います。登山記の一つに、『富士山行記』があります。これは、江戸時代の宝永六年（一七〇九）に、現在の三重県に住んでいる人物が富士山に登ったときの記録です。道中で景色などを詠んだ歌まで書き留めています。のちほど詳しく紹介いたします。

また、幕末の駐日イギリス公使で、初めて富士山に登った外国人として知られるラザフォード＝オールコックは、『大君の都』という本のなかに登山の記録を遺しています。この時には、何人ものイギリス人を引き連れて登っているわけですが、そのなかの一人に、フォンブランクという軍人がいます。このフォンブランクの登山記などをみると、非常に詳しく山中の様子が描かれています。また、フォンブランクの本には挿絵が数多く入っていますが、山中で求めたであろう御札（おふだ）の絵なども描かれています。また、山小屋の中で蚤にかまれて痒がっている

様子の絵なども確認することができます（写真1）。

さらに、登山案内図についても、今回の調査を機にできる限り多くを確認しようということで、四五種類、五六点を確認しました。山梨県側でもこういった登山案内図はさまざまな種類が出されているので、似たようなものをご覧になった方もいらっしゃるかと思います。

登山案内図には、富士山の山頂に向かうにあたって、どのようなルートや施設があるのかということが描かれていますが、多様な形態のものがあります。おもしろいのは立体図です。普段は畳まれていますが、広げると傘のような形、まさに富士山のような形になって、山頂に向かうルートや道中の施設が描かれています。傘のような形になるので、大宮・村山口登山道も描かれていれば、吉田口登山道や須走口登山道・須山口登山道も描かれており、富士山をぐるり一周紹介したようなものになっています（写真2）。

【写真１－１】

【写真１－２】Niphon and Pe-che-li　挿絵　　富士山かぐや姫ミュージアム蔵

三　登山記・登山案内図にみる富士山大宮・村山口の登拝

ここからがメインの話になります。大宮・村山口とは、どういった登山道であったのか、ご紹介していきたいと思います。

大宮・村山口登山道に関する記録ですが、十七世紀の初めから確認することができます。これまでに確認されている最初の大宮・村山口登山道を使った記録は、奈良の興福寺の僧侶が慶長十三年（一六〇八）に―江戸時代がまさに始まった頃ですが―登山した際のものです。『寺辺明鏡集』と題する記録です。

その記録をみていくと、「大宮殿」＝富士山本宮浅間大社から村山の大鏡坊に行き、そこから中宮、賽の河原、御室、ハラクリ大日、不浄ガタケ、スナハライバというところを経由して、富士山の山頂に至ったと記されています。

さらに、さまざまな場所で、もろもろのお金を徴収されています。たとえば、垢離代として六文、登山のための杖が

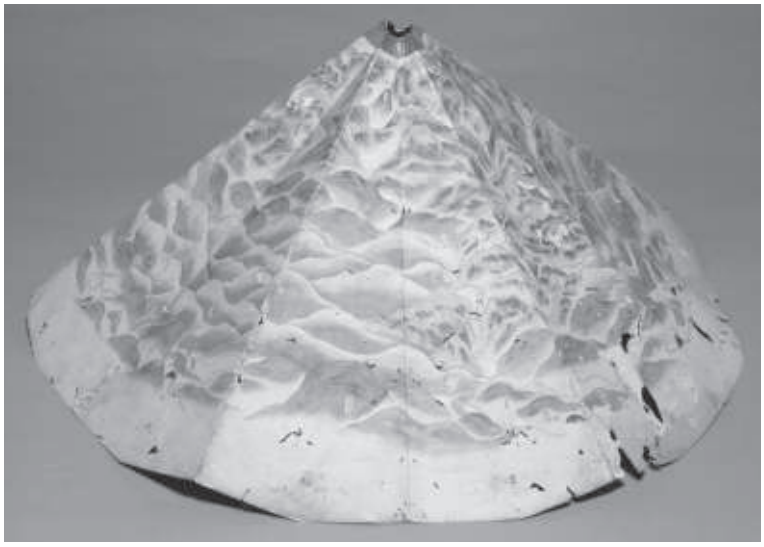

【写真２】富士山立体図　　富士山かぐや姫ミュージアム蔵

六文であるとか、大鏡坊というところに宿屋があってその宿代に一〇〇文払ったということが記録に遺されています。この記載からは、当時静岡県側の大宮・村山口登山道にはいくつかの施設が存在していて、そこでお金を払わないと山頂に登っていくことはできなかったということが指摘できます。

白山・立山・富士山のいわゆる三山に登った記録は愛知県を中心に何件か確認されています。十七世紀のものに、延宝四年（一六七六）の記録があります（「三禅定之通」鈴渓資料館蔵）。

これをみると、村山から中宮を経て、大日の堂というところに行き、登山する人は皆この室に泊まるということが書かれています。さらに、大日の室より一里ほど行くと不浄ヶ岳の室があり、ここでも必ず泊まるということが書かれています（写真3）。

この記録を遺した人物は、富士山の後に白山・立山に登りますから、大宮ではなく反対側の吉田の方に下りています。山頂から吉田に下りてきて、吉田から河口に行く、河口から藤野木（笛吹市御坂町）に行くというようなルートが記されています。

次に、登山案内図にはどのように描かれて

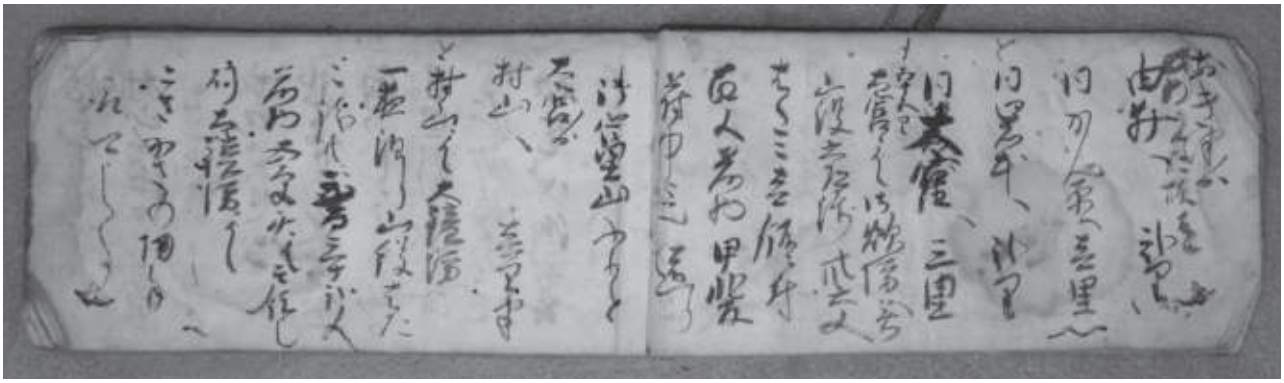

【写真3】「三禅定之通」　鈴渓資料館蔵

いるかという点について紹介します。確認されているもので一番古い登山案内図は、延宝八年のものになります。画面の下側に東海道、中段左手に富士山本宮浅間大社、その上に村山、上部中央に山頂が描かれ、それぞれが道で結ばれています。それをみると、富士山本宮浅間大社から村山、村山から中宮八幡、賽の河原、いくつかの室を経て砂ふるい、そして山頂に向かっていく、そういうルートが描かれています。

こういった登山の記録や登山の案内図をみていくと、江戸時代の初め頃には登山者を迎えるためのルートや設備が整えられていて、当時から富士登山という経済活動が大宮・村山口登山道では定着していたということが指摘できると思います。

十八世紀、江戸時代の中頃に入ると、さらに細かく登山道の様子を記して、私たちがより詳しく登山の状況を知ることができる登山記が増えてきます。

山名政胤という人が書いた『富士山行記』という登山記があります（東丸神社蔵）。政胤は、宝永六年（一七〇九）、現在の三重県の津から東海道を通って富士山にやってきて、また津に戻っていく道中について書き遺しました。また、享保十八年（一七三三）には、中谷顧山という大坂の人が『富士筆記』という登山記を書いています（西尾市岩瀬文庫蔵）。大坂から富士山にやってきて、大坂には戻らず、そのまま江戸に向かった道中について記しています。

このような記録を遺した人物たちは、一体何者なのだろうということになりますが、山名政胤は漢学や国学の学者、中谷顧山は当時の古銭研究家です。いずれにしても当時の知識人であり、十分な知識がありつつ、文字書きができて記録を遺すことができるような人物による登山の記録となります。これらには、道中の様子が非常に細かく描かれています。

○登山記からたどる大宮・村山口登山道

ここで、彼らのルートをたどりながら、詳しい中身を紹介させていただきます。まず、山名政胤の『富士山行記』です。富士山本宮浅間大社に参詣し、湧玉池で禊をします。水垢離をしたわけですが、すごく水が冷たくて、ちょっとしか入っていられなかったというようなことが書いてあります。そこから村山に行きます。建物がたくさんあって、たいへん賑わっていたと記しています。彼が泊まった宿には各地から登山者がやってきていて、いろいろな言葉、方言が飛び交っていたといいます。

翌日、村山を出発し、中宮八幡堂に向かいます。中宮八幡堂までは馬で進んで、ここで杖を買い、さらにそこから杖をついて歩き、行者ヶ室というところまで進みます。ここでお粥を食べて、宝永山に向かいます。宝永山が噴火したのは宝永四年です。山名政胤は、噴火の二年後に、まだ宝永山から煙が湧き上がっているなかを登ったのです。宝永山ができるほどの大きな噴火があったその二年後に、多くの登山者が富士山に登りに来ているというのは驚きですし、二年後でもまだ火口から煙が湧き出していたことが、登山記をみていくとわかります。

また、山頂に到着し、お鉢巡りをしているのですが、このお鉢巡りの途中にちょっと危険なところがあり、そこに行くと、男たちがいて手を引いてくれたそうです。ここで、お礼のお金を多く与えればひれ伏して喜び、お礼が少なければ、「権現の罰があたるぞ」と脅されるといった記述もみられ、こういうさまざまな記録をみていくことにより、当時の登山の状況がより具体的にわかってきます。

そして、またのちほど説明いたしますが、下山には山頂から村山にそのまま下りてくるのですが、村山から大宮には向かわず、最初に紹介した下向道を使って帰っています。

次に古銭研究家の中谷顧山の記録です。文字だけではなく、富士山本宮浅間大社の社殿の配置図などの挿絵も描かれています。この記録をみると、富士山本宮浅間大社から村山へ行って、ここで山切手といって、入山料を支払っています。中宮八幡堂までは馬で登り、御室大日堂にあるいくつかの小屋のうち、山伏がいる小屋で宿泊をします。ここには一一人のお客さんがいて、押し合いへし合い寝たというようなことが書いてあります。

さらに上がった場所で、松明を購入しています。明るいときには松明は使いませんから、夜から山に登り始めてどこかで御来光を拝んでいたということがわかります。こうした詳細な金銭のやりとりや、山小屋の構造なども詳しく描かれた記録になっています。

時間も限られていますから、代表的なものを二つだけ紹介させていただきました。いずれも当時の知識人によるものですけれども、さらに時代が進んで十九世紀に入りますと、知識人だけではなく、一般の庶民の記録なども増えてきます。

加えて、これから登山をする人びとに向けて、富士山に向かう途中にどのような施設があるかということを記した登山案内、いわゆるガイドブックも、江戸時代の終わりになってくるとたくさん発行されてまいります（写真４）。

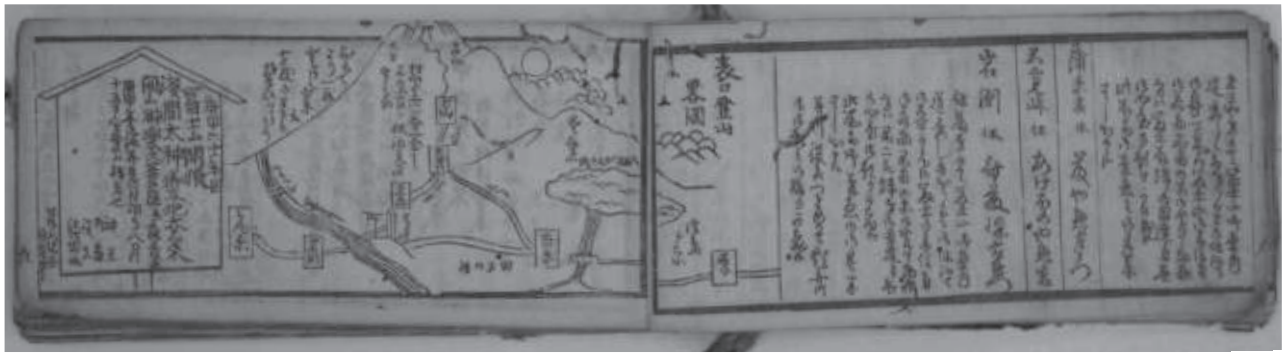

【写真４】「富士山用達諸国道中定宿附」　富士山興法寺村山浅間神社蔵

こうした記録をみていくと、山に登るにはお金がかかっていたことがわかります。とにかく、いろいろなところで集金されています。宿代・垢離代や山切手＝入山料のほか、六道銭といった記述もあります。いわゆる三途の川を渡るときに持たされるものです。当時の富士山があの世として考えられていたことがわかります。

杖代・松明代も要求されています。また、食事代もありますが、あまりおいしくなかったようです。ただ、山頂で飲んだ酒は今まで飲んだ酒で一番うまかった、ということを書いている人もいます。

また、よく出てくるのが、登山道の脇に人骨がいっぱい落ちているといった記述です。遭難してもほったらかしだったのです。おそらく基本的には救助には入らない。亡くなってもそのまま放置されていたという状況がわかってきます。

さらに、山中で歩いているとトイレもしたくなるのですが、トイレは紙の上にしなさい、山を汚してはいけないよ、みたいなことを言っているものもあります。

吉田口でいうと馬返にあたる中宮八幡堂で売られている杖を持って帰って、水に影を映すと御利益がある、その水が安産に効く、といったことも書かかれています。

ほかには、森林限界から上はハゲ山になる、森林限界の下は神様が住んでいる、森林限界から上、ハゲ山には仏様が住んでいるということを書いている人たちもいます。もちろんこれは、吉田口・須走口・須山口との比較が今後の課題となってくるのですが、登山道によっていろいろな考え方があったということも記録からわかってきます。

○登山案内図の発行年代や販売形態を探る

時間が限られていますので、登山案内図についても、いくつかの特徴を紹介するにとどめます。登山案内図は、先ほどみていただいたように、刷り物が多く、はっきりとした年代や販売方法が書かれていないのが大多数ですが、描かれている内容を細かくみていくと、制作年代のヒントがちりばめられています。

いくつか事例を紹介したいと思います。【写真5】は、『富士山禅定図』と題する案内図です。これにはいつ発行されたかということはどこにも書かれていません。しかし、宝暦八年（一七五八）以降に作られたものだということがわかります。

そのヒントは、図の左側下部、富士川の東岸にみえる「富士山道」とある石碑です。「富士山道」の石碑は、富士川東岸、かつての渡船場でもあった水神社の境内に今でも残っています。この石碑には、宝暦八年に現在の浜松市の人物が建立したと刻まれています。したがって、富士川東岸の水神社に「富士山道」の石碑が描かれている絵図は、これ以降に作られたものだということになります。

【写真6】は、『富士山表口真面図』という案内図です。これもいつ作られたということは明記されていませんが、左下に「麗山白石」という人物が描いたものだということが記されています。

この「麗山」というのは、神戸麗山という画人でして、彼が「白石」という画号を称した時代は限られており、天保十二年（一八四一）から安政年間（一八五五～六〇）にこの案内図は作られたということがわかります。

次に示すのが、『駿河国富士山絵図』という、全く同じタイトルをもつふたつの図です。両者に描かれている内容はほとんど一緒ですが、【写真7】は万延元年（一八六〇）以前、【写真8】はそれ以降の制作であることがわかっています。

その理由は、図の中央やや上寄りの部分の差異です。【写真7】には何も描かれていませんが、【写真8】では石塔の絵と「身延山の宝塔」の文言が追加されています（写真9）。この石塔は、日蓮宗の人が奉納したもので、現在でも六合目のちょっと上で確認することができます。万延元年という建立年が刻まれていることから、石塔が描かれている【写真8】は、万延元年以降に作られたもので、石塔が描かれていない【写真7】は、これ以前の制作と判断されます。

【写真５】『富士山禅定図』　　富士山かぐや姫ミュージアム蔵

【写真６】『富士山表口真面図』　　富士山かぐや姫ミュージアム蔵

【写真７】『駿河国富士山絵図』　富士山かぐや姫ミュージアム蔵

また、『富士山禅定図』という同じタイトルの付いた案内図が複数あります。どこで売られたかという点に着目しますと、先にみた【写真5】は駿州富士郡元吉原（富士市）のものです。このほか、村山や東海道の間宿（あいのしゅく）であった本市場（富士市）が販売に関わっていたと明記するものが知られています。このように、同じ絵図であっても、売られていた場所が違う、同じ絵図をいろいろな場所で売っていたということがわかってきます。

さらに、こういった登山案内図がどのように売られていたかということなのですが、『駿州吉原宿絵図』という案内図には、そうした販売形態を知るヒントが記されています。【写真10】をご覧ください。

この案内図を細かくみていきますと、中央下側に「山神丸御薬御求被下御見（身カ）、此ゑづ景物ニ差上候」と書かれています。これは、山神丸というお薬を買った人にはこの絵図を景品で差し上げるということです。そこで、山神丸とはなにかということで、吉原宿が描かれている場所をみてみると、「本家山神丸製所」とあり、ここで山神丸という薬を作って売っていたことがわかります。つまり、薬屋で薬を買うと、この絵図が付いてくる、そんな抱き合わせ販売みたいなこともやっていたようです。

四　登山記・登山案内図にみる派生経路

与えられた時間もわずかとなりました。残りの時間で、富士山本宮浅間大社へ向かう経路や、下山のための道、こういったいわゆる派生経路について、取り上げてみたいと思います。

○富士本道

まず、富士本道という、東海道から富士山本宮浅間大社に向かう道をご紹介します。このルートの起点は、先ほどお話した水神社の境内に移設されている、「富

【写真８】『駿河国富士山絵図』　東京大学総合図書館蔵

士山道」と刻まれた石碑となります。

この富士本道については、大坂の古銭研究家、中谷顧山が『富士筆記』のなかで道中の習俗について記しています。顧山が、東海道を離れて岩本村という村に来たときに、子供たちが「お足軽かれ、山よかれ」と声をかけてきます。それに対して彼は子供たちに対して一銭ずつ投げ与えたと記しています。これは、いわゆる登山の安全を願う、「撒き銭」という習俗であると指摘されています。

また、『富士筆記』や山名政胤の『富士山行記』などには、岩本村からは細く険しい山道となり、馬が苦しむと書いてあります。ただ、明治三十年代の登山記や登山案内図には、東海道から富士山本宮浅間大社へ向かう富士本道を取りあげたものがみられなくなっていきます。

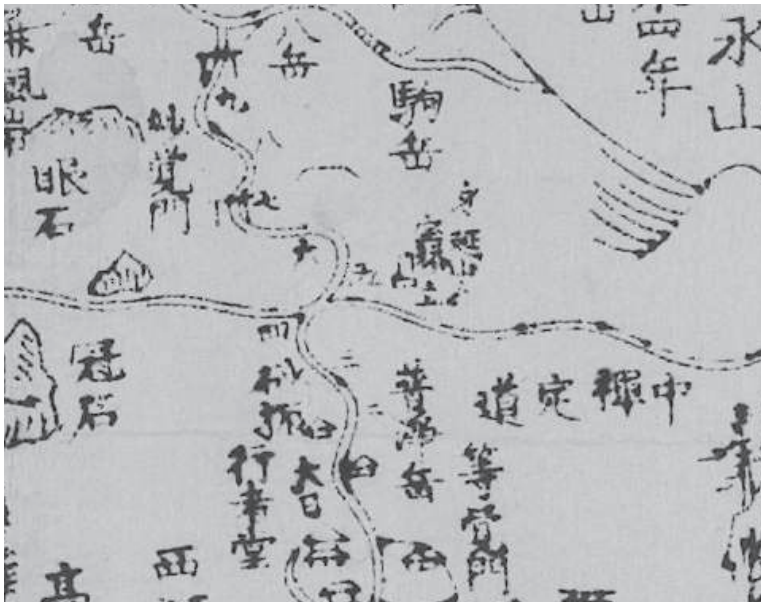

【写真９】『駿河国富士山絵図』（写真８）部分

この背景には、明治二十二年（一八八九）の東海道線鈴川停車場（現在の吉原駅、富士市）の開業、その後の大宮町に至る馬車鉄道の敷設があります。つまり、それまでは徒歩、あるいは馬で進んでいたルートが交通機関に置き換わっていったわけです。

○村山道

もうひとつの派生ルートとして、東海道から

【写真10】『駿州吉原宿絵図』　富士山かぐや姫ミュージアム蔵

富士山本宮浅間大社には向かわず、吉原宿から直接村山に向かう村山道があります。こちらのルートは道中に「村山道」と書かれた道しるべが七基、今でも現存しています（写真11）。こうした道しるべが作られていることから、当時それなりの数の人たちが登山のルートのひとつとして使っていたということがわかります。

このルートを利用した記録は一種類のみですが、非常に詳細なものです。嘉永五年（一八五三）に、宮津藩の藩主本庄宗秀が富士登山した際に、これに同行した家来が、書き遺しています。この登山は、正式な許可を得ていなかったことから、時間を短縮させるために、ショートカットとなる村山道を使って登っていったものと考えられます。

【写真11】村山道道しるべ

○下向道

最後の派生経路として、下山のための道、いわゆる下向道をとりあげます。いくつかの登山案内図には、登山のルートとは異なる、下る道が設定されており、「下向道」と記されています。

また、下向道の道中に、凡夫川（現在の潤井川）を渡る場所があるのですが、その場所で精進明けの水垢離をするということが書かれている登山案内図もあります。おそらく、登る道とは違う道を設定しておいて、下る道のどこかで水垢離をして、登山という行為が終わるという認識がなされていたのではないかと考えられます。

また、水垢離をしたあと東海道に向かうわけですが、その道脇に「富士山ミルナ」と書いてある登山案内図が確認できました（写真12）。その文字通りの意味であれば、もしかしたら、水垢離をして登山という行為をそこで終わらせたら、もう富士山を見てはだめだというようなことが、この下向道では言われていたのかもしれません。こういった習俗についてはまだはっきりとしたことはわかっておりませんので、これからもっと調査をしていく必要があります。

さて、この下向道を使った記録というのは、先ほどからご紹介しております国学者である山名政胤の『富士山行記』です。これをみると、村山から目ざすところは富士山本宮浅間大社ではなく、凡夫川というところだ、そこで水垢離をするのだ、と書いています。

【写真12】「駿府明細記」内の登山案内図
西尾市岩瀬文庫蔵

そして、めざすべき場所が凡夫、つまり常世の国から日常の世界に戻る場所としてふさわしいところである、といったような記載もみられます。つまり、富士山に登るということは、あの世に行くこと、水垢離を経てまた自分のもといた世界に戻ってくる、そういった認識がなされていたのではないかということがわかってきます。

この下向道ですが、登山の道として利用すると、さきほどの村山道と同様に、ショートカットになります。東海道からそのまま下向道を登って村山に向かった方が時間短縮になるので、おそらく近世には逆走、本当は下るための道ですが、逆走して登る人もいたのではないかということが想定されています。

明治時代に入ってから制作された登山案内図には、下向道として使われていた道に「村山迄近道」と書かれたものがあります。つまり、明治になってくると下向道は、ショートカットのルートとして使われる道になっていきます。おそらく、もともとは「ここは下りに使いなさい」とされていて、時々逆走する人もいたルートですが、明治に入ってくるとショートカットのルートに変わってきたということが考えられます。

五　西国からの富士登山

大宮・村山口登山道を使って富士山に登った人たちは、とくに愛知・三重などの東海地方から関西にかけての地域に多く、その活動の痕跡が各地に遺っています。ここでは、これまでの調査に基づいて、その痕跡の一部をご紹介します。

○伊勢志摩地方

三重県の志摩市浜島町南張（はまじまちょうなんばり）には、南張富士講というグループがあります。地域の人びとが、それぞれお金を出し合って、大宮・村山口登山道を利用して富士山に登る、そういう集団です。南張には、江戸時代から平成に至る活動記録が遺っ

【写真14】村山家の仏壇　三重県亀山市

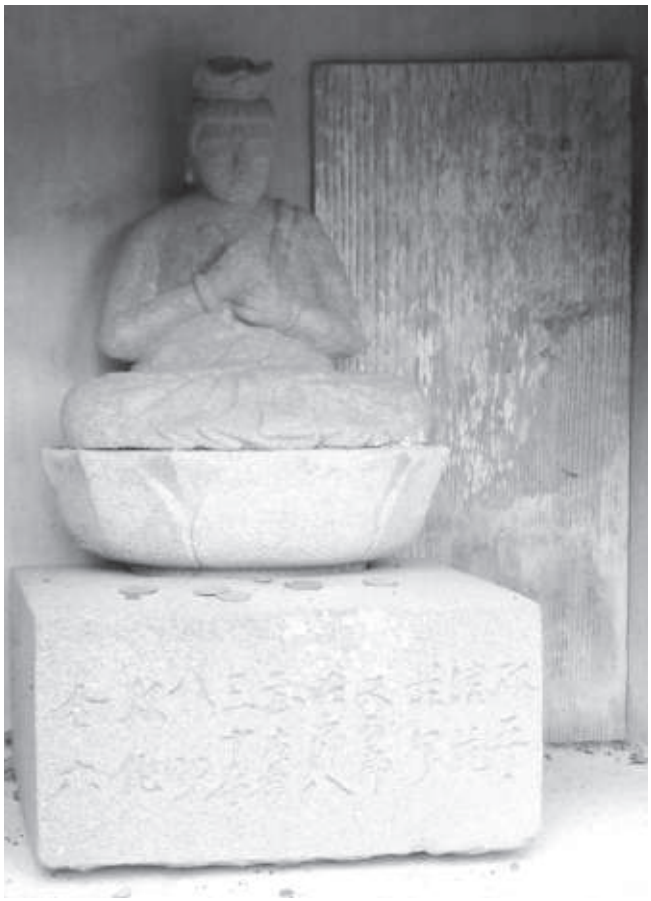

【写真13】石造大日如来像　三重県志摩市浜島町南張

ており、この記録をみると、富士登山は不定期だったようですが、「浅間様」と呼ばれる集落近くの山に祀った大日如来に参詣し、メンバーで会食をするという行事は毎年欠かさず実施されていたようです（写真13）。こういった行事を実施してきた地域が三重県にはたくさんあるということが、地元の郷土史家である江崎満氏によって明らかにされています。

また、三重県亀山市には、大宮・村山口登山道の道中にある村山（村山興法寺）から、先達という資格を得た人の家も遺っています。そのお宅には、富士山型の土台に阿弥陀三尊を形取った仏像が祀られていました（写真14）。

さらに、亀山市田茂町（たもちょう）では、集落の裏山が「フジヤマサン」と呼ばれていて、山頂に行くと「富士山」と刻まれた石が祀られています（写真15）。この石の前には祠があって、なかに木造の神像が祀られています。地元の人にこの像の由来について尋ねますと、かつて富士山に登山した若者が持ち帰ってきた「曾我兄弟の像」とのことでした。

【写真15】フジヤマサンの「富士山」石碑　三重県亀山市田茂町

富士山の南側にはいくつか曾我兄弟の史跡がありますが、そういったところで買い求めてきたものだという伝承をもつ神像が奉納されていたということも新たな発見といえます。ここでは、ごく一部のご紹介にとどめますが、富士山から離れた地域においても、大宮・村山口登山道を

使った人たちの痕跡が遺っています。ただ、こうした痕跡についてはまだまだ調査が必要であると考えています。

○清長坊宮﨑家

先ほどは、三重県から富士登山に訪れた人びとのことをご紹介しましたが、富士山の麓には、こうした人びとを受け入れる施設が存在していました。富士山本宮浅間大社のすぐそばに、清長坊という宿坊があり、明治時代以降は宮﨑家として活動しています。

現在、宮﨑家は富士宮市から富士市へ移られていますが、中世からの資料は大切に保管されており、今回の登山道の調査にあわせて、調査を実施し、目録を作成いたしました。そのなかから、いくつかの資料をご紹介したいと思います。

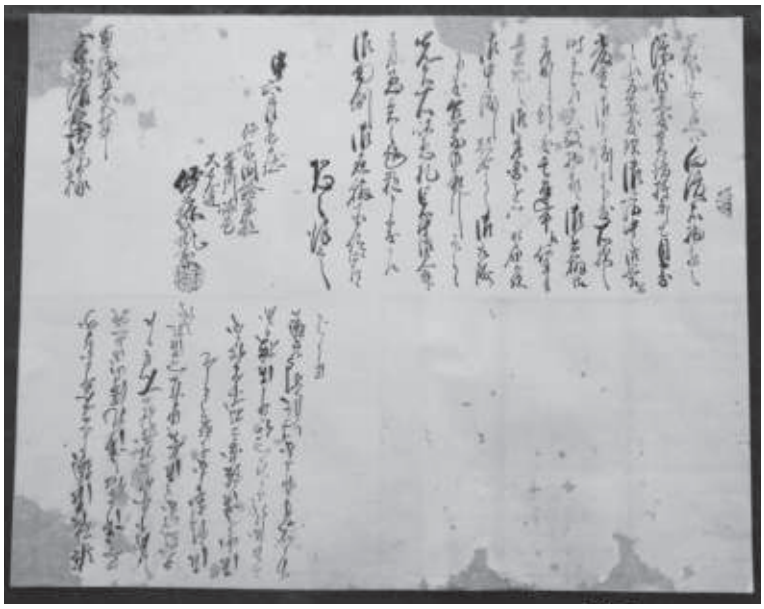

【写真16】「伊藤筑前書簡」　清長坊宮﨑家蔵

まず、各地から富士山の登山を実施する場合、各地の先達とよばれるリーダーが取り仕切る場合があるのですが、宮﨑家には亀山の伊藤筑前という先達から送られた手紙が遺されています（写真16）。ここでは、「最近先達である私に話をせず勝手に登る人がたくさんいて申し訳ない」というようなことを言っています。そのことを伊藤筑前は、「抜け参り」と言っていますが、今後は抜け参りをさせずに、自分が担当している地域の人たちが富士山に登るときには、ちゃんと紹介状（添状）を書いて登らせるようにするから、今後ともよろしくお願いしますと述べています。

さらに手紙を読んでいくと、いつも清長坊にはよくしてもらっていて、富士山の御札（おふだ）が自分の手元にはたくさんあるので、今度は富士山の絵をくれないかというようなことも書かれています。以上は手紙の内容のご紹介ですが、大宮・村山口登山道を使って富士山に登ることをめざす地域と、実際に登山にやってきた人びとを受け入れる側の関係というものも、これから調査していかなければならない課題だと考えています。

また、宮﨑家には、富士山に登った人の記録、いわゆる宿帳が遺されています（写真17）。この資料をみていくと、非常に興味深い事実がわかってきます。この宿帳には、万延元年（一八六〇）、文久元年（一八六一）・二年・三年と四年分

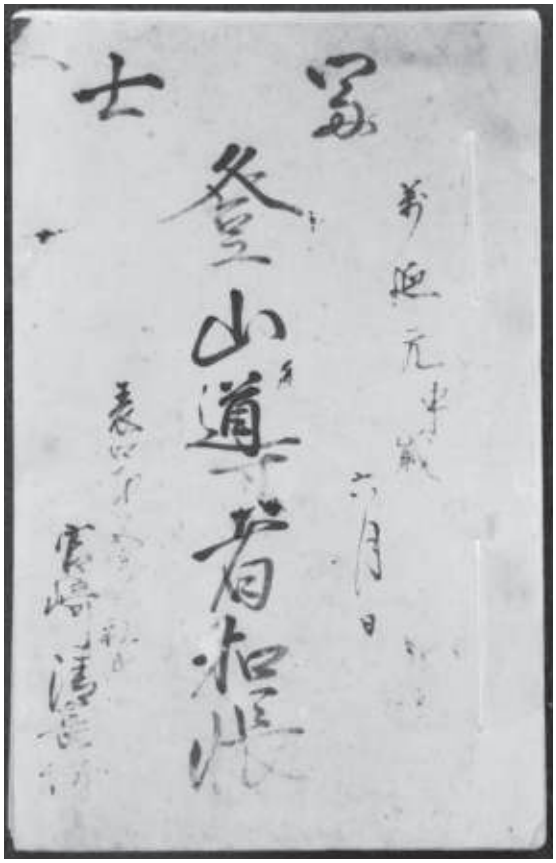

【写真17】「富士登山導者扣帳」　清長坊宮﨑家蔵

表1　「登山導者扣張」に掲載された出発地ごとのパーティ数

国　名	郡　名	万延元年	文久元年	文久二年	文久三年	計
		1860	1861	1862	1863	
駿河国	有渡郡	78	0	2	5	85
遠江国	佐野郡	15	0	1	5	21
伊勢国	飯高郡	6	1	0	1	8
伊勢国	鈴鹿郡	1	0	0	1	2
摂津国	八部郡	0	0	1	0	1
パーティ数合計		100	1	4	12	117
人数		541	4	14	52	611

の記録が一冊にまとめられています。このうち、万延元年は、庚申縁年で、その年に登山するとたいへん御利益があるということで、非常に多くの人びとが富士山に登ったと言われています。

ここで、宿帳に記された人数をみてみましょう。万延元年の御縁年には、五四一人が来ていました。しかし、その次の年＝文久元年はわずか四人です。その次の年は一四人、その次の年は五二人ということで、庚申縁年にどれほど多くの人が来ていたのかということが具体的にわかります。

こういった宿帳は、富士山周辺の各登山道に遺されているので、比較をしていく必要がありますが、御縁年の年にはたくさんの人たちが登っていたことが具体的な数字としてわかってきます（表1）。

さらにこの宿帳には、来訪者の居住地が書かれています。そこで、どこからやってきたのかということを分析すると、そのほとんどが駿河・遠江、つまり静岡県内となっており、遠方からの登山者は非常に少ないことがわかります。静岡県にお住まいだと、富士山が近くに見えるからあまり登らないのでは、とも考えるのですが、こういう宿帳をみていくと富士山が見えるところからでもたくさん登山していたという状況がわかってきました。

さらに興味深いのは、駿河・遠江から来た人たちのなかに、登山はしないけれど八海巡（はっかいめぐり）を行っていた人びとがいることです。この八海巡というのは、富士八海という富士山の周りにある湖をまわっていく、そこで水垢離をするという習俗になりますが、そういったことをしていたということが宿帳に書かれています。こうした事例から、やはり足下の静岡県の富士登山についても見つめ直していかなければならないということを思い知らされたところです。

おわりに

最後に、明治三十九年（一九〇六）にできたカケスバタ口登山道の現在の写真をご覧いただきます（写真18）。昭和四十年代に富士山スカイライン（表富士周遊道路）が開通しますと、使われなくなってしまいました。しかし、かつてはこの道もバスや自動車が利用していましたので、沿道には道路標識が遺っています。また、登山道沿いの休憩所の跡では、まだ敷地や礎石などが確認できます。ただ、これまで調査がちゃんとできていないものですから、この登山道の調査にも取り掛からなければなりません。大宮・村山口登山道の調査が終了したからおしまいということではなく、これからもさまざまな角度から富士山の登山道に関わる調査研究を進めていかなければならないということです。そこでは、皆様のご協力が必要不可欠です。こうした調査に、今後ともご協力をたまわりたいとお願いしまして、本日の私の話は終了とさせていただきます。ご静聴どうもありがとうございました。

【写真18】カケスバタ口

【山梨県富士山総合学術調査研究委員会】（敬称略）

委員長　萩原　三雄（歴史考古民俗部会・考古班）

副委員長　紙谷　威廣（歴史考古民俗部会・民俗班）

委　員　内山　高（自然環境部会）

北原　糸子（歴史考古民俗部会・文献班）

清雲　俊元（歴史考古民俗部会・宗教考古班）

鈴木　武晴（文学部会）

濱田　隆（有形文化財部会）

【山梨県富士山総合学術調査研究 調査員】（敬称略）

○自然環境部会

内山美恵子、北原　正彦、輿水　達司、

杉田　幹夫、中井　均、中野　隆志、

長谷川達也、馬場　章

○歴史考古民俗部会（文献班）

伊藤　昌光、海老沼真治、中野　賢治、

野村　晋作、宮崎ふみ子、宮澤富美恵、

渡辺　稔

○歴史考古民俗部会（考古班・宗教考古班）

石神　孝子、出月　洋文、植月　学、

河西　学、櫛原　功一、久保田健太郎、

熊谷　晋祐、篠原　武、杉本　悠樹、

中山　誠二、新津　健、野代　恵子、

畑　大介、平野　修、深沢　広太、

布施　光敏、保坂　和博、保坂　康夫、

宮里　学、宮澤　公雄、御山　亮済、

村石　眞澄、室伏　徹、望月　秀和、

望月　祐仁、森原　明廣、八巻與志夫、

山下　孝司

○歴史考古民俗部会（民俗班）

浅野　久枝、高橋　晶子、古屋　和久、

松田香代子、丸尾　依子

○歴史考古民俗部会（建築班）

北川　洋、北川　直子

○有形文化財部会

井澤英理子、近藤　暁子、鈴木麻里子、

松田美沙子

○文学部会

高室　有子、長谷川豊輝、堀川　貴司

【事務局】（山梨県立富士山世界遺産センター）

所　長　秋道　智彌

副所長　土屋　隆

（調査研究スタッフ）

主　幹　堀内　亨

主　査　金子　誠司

学芸員　堀内　眞

職　員　芦沢　静枝

職　員　根岸　崇典

山梨県富士山総合学術研究

令和三年度活動記録

【歴史考古民俗部会（考古班・宗教考古班）】

○資料調査

・実施日　令和三年六月十二日（土）、十三日（日）

・対　象　須戸湖（静岡県富士市中里）

・内　容　須戸湖および周辺の現地調査

○資料調査（山中湖村との合同調査）

・実施日　令和三年七月二十八日（水）

・対　象　富士山内　大沢崩周辺

・内　容　大沢両岸、越場付近の信仰施設跡の現地調査

○資料調査

・実施日　令和三年八月二十三日（月）

・対　象　富士山内　小御岳～経ヶ岳～六合目

・内　容　信仰施設跡の現地調査

○資料調査

・実施日　令和三年十月十八日（月）

・対　象　山中湖村梁尻

・内　容　地質調査を行った場所の考古学的調査

○資料調査

・実施日　令和三年十一月二十二日（月）

・対　象　山中湖村

・内　容　藤塚・石塁の調査

【歴史考古民俗部会（民俗班）】

○資料調査

・実施日　令和四年一月六日（木）

・対　象　小山町梨ノ木平ほか（静岡県）

・内　容　和紙公図、土地台帳の調査

【展示解説検討委員会】

○第４回　令和三年七月二十七日（火）

○第５回　令和三年十二月七日（火）

山梨県立富士山世界遺産センター研究紀要
山梨県富士山総合学術調査研究研究報告

世界遺産 富士山 第6集

令和四年三月三十一日発行
編集・発行 **山梨県立富士山世界遺産センター**
電話 〇五五五―七二―二三一四
〒四〇一―〇三〇一
山梨県南都留郡富士河口湖町船津六六六三―一
印刷・製本 株式会社 **島田プロセス**
電話 〇五五―二三三―八八二九
〒四〇九―三八六七
山梨県中巨摩郡昭和町清水新居一五三四

ISSN 2432-8499

Bulletin
of the Yamanashi Prefectural Fujisan World Heritage Center

Report
of the Yamanashi Prefecture Fujisan Comprehensive Academic Research

World Heritage Fujisan

vol.6 2022

Yamanashi Prefectural Fujisan World Heritage Center